

(第二類 第九号)

第百十三回国会 衆議院 税制問題等に関する調査特別委員會議録 第二十号

昭和六十三年十一月七日(月曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 加藤 六月君 理事 海部 俊樹君

理事 瓦 力君 理事 羽田 孜君

理事 藤波 孝生君 理事 加藤 万吉君

理事 村山 喜一君 理事 二見 伸明君

理事 米沢 隆君

理事 甘利 明君 池田 行彦君

理事 衛藤征士郎君 片岡 清一君

理事 岸田 文武君 志賀 節君

理事 鈴木 宗男君 田原 隆君

理事 谷 洋一君 玉沢徳一郎君

理事 中川 昭一君 中川 秀直君

理事 中島 衛君 中西 啓介君

理事 中村正三郎君 西田 司君

理事 野田 毅君 葉梨 信行君

理事 浜田 幸一君 堀内 光雄君

理事 宮下 創平君 村山 達雄君

理事 山口 敏夫君 山下 元利君

理事 伊藤 茂君 川崎 寛治君

理事 坂上 富男君 野口 幸一君

理事 細谷 治嘉君 山下八洲夫君

理事 草野 威君 小谷 輝二君

理事 坂井 弘一君 宮地 正介君

理事 安倍 基雄君 玉置 一弥君

理事 工藤 晃君 正森 成二君

理事 矢島 恒夫君

出席國務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君

法務大臣 林田悠紀夫君

外務大臣 宇野 宗佑君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

文部大臣 中島源太郎君

出席政府委員

厚生大臣 藤本 孝雄君

農林水産大臣 佐藤 隆君

通商産業大臣 田村 元君

運輸大臣 石原慎太郎君

郵政大臣 中山 正暉君

労働大臣 中村 太郎君

建設大臣 越智 伊平君

自治大臣 梶山 静六君

国家公安委員会委員長 梶山 静六君

内閣官房長官 小淵 恵三君

内閣法制局長官 味村 治君

内閣法制局第三部長 津野 修君

人事院総裁 内海 倫君

人事院事務総局長 中島 忠能君

給与局長 梅澤 節男君

公正取引委員会委員長 梅澤 節男君

公正取引委員会事務局長官房審議官 糸田 省吾君

警察庁刑事局長 中門 弘君

総務庁長官官房審議官 増島 俊之君

総務庁長官官房交通安全対策室長 加美山利弘君

総務庁人事局次長 服藤 収君

総務庁統計局長 田中 宏樹君

防衛庁人事局長 児玉 良雄君

防衛庁経理局長 藤井 一夫君

防衛庁装備局長 山本 雅司君

防衛施設庁総務部長 弘法堂 忠君

防衛施設庁建設部長 田原 敬造君

防衛施設庁物価局長 勝村 坦郎君

国土庁長官官房長 公文 宏君

国土庁大都市圏整備局長 北村廣太郎君

国土庁地方振興局長 森 繁一君

法務省刑事局長 根来 泰周君

法務省条約局長 齊藤 邦彦君

大蔵省主計局次長 篠沢 恭助君

大蔵省主税局長 水野 勝君

大蔵省証券局長 角谷 正彦君

大蔵省銀行局長 平澤 貞昭君

国税庁次長 伊藤 博行君

文部大臣官房長 加戸 守行君

文部大臣官房総務審議官 菱村 幸彦君

文部省生涯学習局長 齋藤 諒淳君

文部省初等中等教育局長 古村 澄一君

文部省教育助成局長 倉地 克次君

文部省高等教育局長 國分 正明君

厚生大臣官房総務審議官 末次 彬君

厚生省健康政策局長 仲村 英一君

厚生省生活衛生局長 古川 武温君

厚生省年金局長 水田 努君

農林水産省経済局長 塩飽 二郎君

農林水産省食品流通局長 渡辺 武君

通商産業大臣官房商務流通審議官 高橋 達直君

通商産業省産業政策局長 児玉 幸治君

資源エネルギー庁長官 鎌田 吉郎君

資源エネルギー庁石炭部長 長田 英機君

中小企業庁長官 松尾 邦彦君

運輸大臣官房審議官 金田 好生君

運輸大臣官房国運輸大臣官房国

有鉄道改革推進

運輸省運輸政策

局長 塩田 澄夫君

運輸省地域交通

局長 阿部 雅昭君

郵政省電気通信

局長 塩谷 稔君

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員會議録第二十号

昭和六十三年十一月七日

1

同(嶋崎讓君紹介)(第二四四三号)
同(竹内猛君紹介)(第二四四四号)
同外一件(早川勝吾紹介)(第二四四五号)
消費稅導入・租稅特別措置法第二十六條改惡反對等に関する請願(安藤巖君紹介)(第二二九三
号)
同(浦井洋君紹介)(第二二九四号)
同(辻第一君紹介)(第二二九五号)
同(中路雅弘君紹介)(第二二九六号)
同(野間友一君紹介)(第二二七九号)
税制改革・消費稅導入反對に関する請願(近江
已記夫君紹介)(第二二九七号)
同(鍛冶清君紹介)(第二二九八号)
同(西中清君紹介)(第二二九九号)
同(鳥居一雄君紹介)(第三三五三号)
同(古川雅司君紹介)(第三五四号)
同(遠藤和良君紹介)(第三三八〇号)
同(木内良明君紹介)(第三三八二号)
同外一件(平石磨作太郎君紹介)(第三三八二号)
同(吉井光照君紹介)(第三三八三号)
新消費稅の導入反對に関する請願(竹内猛君紹
介)(第三三一一号)
消費稅の導入反對等に関する請願(有島重武君
紹介)(第三三一五号)
大型間接稅導入反對　不公平稅制のは正等に関
する請願(中村正男君紹介)(第三二一六号)
大型間接稅導入反對に関する請願外三件(山口
鶴男君紹介)(第三二四〇号)

新消費税の導入反対に関する請願（竹内猛君経

消費税の導入反対等に関する請願（有島重武君）

大型間接税導入反対、不公平税制の是正等に關

する請願(中村正男君紹介)(第二三一六号)

鶴男君紹介)(第三四〇号)

消費税導入・生協課税強化反対、不公平税制の

(五号)

新大型間接税導入・生協の課税強化反対に関する

は本委員会に付託された。

十二月七日

沈聖和の述へる文は同様に「陽性事」を陽所門工

市中町一の一門真市議内行沢光男(第一七七号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

税制改革法案(内閣提出第一号)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

消費税法(内閣提出第三号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

消費税法(内閣提出第五号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○金丸委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法、地方税法の一部を改正する法律案、消費税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りをいたします。

各法案審査のため、本日、参考人として日本電信電話株式会社代表取締役社長山口開生君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○金丸委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 リクルート問題は、その行くところを知らないわけでありまして、限りなく発展をしつつあるわけでありまして、一度はないと言明をしておりましたNTTの関係についても、村田

秘書の株買い求めの問題についても、きのう、NTTの会長は、その誤りを訂正をいたしました。

大変異常な状態が続いておると思えます。この問題は、国民の皆様も、大変不快というか、怒りを持って今見ておるのだと思えます。国会がこの問題をどう解明していくか。竹下総理は、あれはあれ、これはこれと、リクルート疑惑と税制を別の問題だ、こういうふうに分けて言っておられますけれども、そうではない。まさにこの問題は税制改革そのものとかかわつておると思うわけであり

ます。リクルート関係のトンネル会社を見ますと、ドウ・ベスト、ビツグウェイ、エタナールフォーチュン、これは全くうまいこと言つたものだと思えます。最善を尽くしてリクルートの道を歩んだら限らない繁栄が保証される。それはまさにこの問題が明らかにならないでいけばそういうことが保証されたのだらうと思うのであります。でありますから、この問題について考えますとき、これはまさにロッキード疑惑を超えまして大きな構造的な汚職だ、まさに巨悪の構図というものが解明されなければならぬ、こう思えます。でありますから、私は、そうした点を詰めてまいりたい、こう思うのであります。

そこで、まず最初に竹下総理に伺いたいのでありますけれども、江副リクルートの前会長がこのむちやくちやな株のばらまきというのをやつてまいりました。そしてこれはみんなもうけているのです。みんなもうけている。こんなことがどうしてできたのか。そのことを解明していかなければならぬ、こう思うのであります。

私は、この巨悪の構図というものをいいますと、中曽根前内閣時代の官房副長官を入れますと十一名、これが全部このリクルート株にかかわつて汚染をされておるわけでありまして。竹下現総理、中曽根前総理、安倍当時の外務大臣、宮澤大蔵大臣、岡田藤農林大臣と防衛庁長官、渡辺通産大臣、森文部大臣、藤波官房長官、そして渡辺官房副長官、こういう皆さんがこの株にすべてかか

わつておるということがまず第一です。

第二には、全く無名のリクルートが、進学情報、就職情報、そして二番目には地上げ、マンション、そして情報通信、こういう三大産業を進めてまいりました。高石文部次官も加藤労働次官もこれにかかわつておるわけでありまして。きょうはまた、NTTの問題を少し取り上げさせてもらいたい、こう思っています。

そして、そういう中曽根政治のもとで、江副前会長は、大変重要な政府の税制調査会の特別委員、文部省の教育課程審議委員、大学審議委員、土地臨調の参与というものに任命をされたわけですから、そして、これは全部途中でやめなければならなかつた。

第四番目には、還流株、これが今捜査の方でも大きな中心点になってまいっておりますが、公開直前に還流株が政官財各界にばらまかれておるわけでありまして。この還流株については、自民党の安倍幹事長あるいは渡辺政調会長は、正常な経済行為だ、堂々と胸を張つて歩く、こういうふうなことを言つておるのであります。そういう巨悪の構造、私が今指摘をいたしました問題を踏まえまして、江副氏がなぜこういう株のばらまきをやつたか、答えはわかっているようなものでありますけれども、竹下総理の御見解を伺いたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 江副さん本人の意図がどこにあつたかということについては、これは私も本人の御意見を伺つたこともございませんので、ここで想像して申し上げることは避けなければならぬのか、こう思ひます。が、多くの人が、双方のために株主になる、あるいは一方は安定株主等を形成するといふふうな形に最初受け取つておつたではないかな、こういう感じが私自身いたしております。

○川崎(寛)委員 それじゃ重ねてお尋ねをいたしますが、こういうむちやくちやな株のばらまきを可能にした背景は何かというのを考えますと、まず第一には、中曽根内閣の民活、そこからまい

ります土地の、株の異常な値上がり、このことが株価の高騰を保証しました。第二には、不公平税制そのものを巧みに使つたわけでありまして。不公平税制というものを巧みに使つた。その制度の中でこれが行われた。第三番目には、日米経済摩擦解消という国策の中でこのリクルート産業の成長とそれから異常な株のばらまきということが進められてまいりました。私はそう判断をいたすのであります。いかがでありますか。

○竹下内閣総理大臣 川崎さんのそういう角度からの分析というものを私の今の立場としては傾聴しておるという以上のことは言えないのじゃないかなと思ひます。

○川崎(寛)委員 否定できませんか。

○竹下内閣総理大臣 一つ一つの問題で否定的な論理構成をちよつと勉強しております。

○川崎(寛)委員 大変残念なことでありまして。

きょうはNTTの山口社長においでいただいたております。どうもお忙しいところ御苦勞さまで

す。実は私は真藤会長においでを願ひました。また、式場さんにもおいでを願ひました。当然、国会からの要請でございますから、真藤さんも式場さんも御出席いただかなければならない、こう思ひます。そして、ただだけるものだと思つておりました。これは理事会で自民党の諸君が断固として反対をして、どうしてもこのことを理事会で承認がとれなかつた。私は大変残念に思ひます。むしろ真藤さんも出てこられてこの疑惑の解明にみ

ずから立つていただくということが真藤さんの気持ちであつたのではないだろうか、私はこう思ひますが、そのことを大変残念に思ひます。でありますから、山口社長が今NTTの中における調査委員会をつくられてその委員長をしておられる、こういうふうな何つておられますので、私はそこも含めましてお尋ねをいたしたい、こういうふうにも思ひます。

真藤会長が、十一月一日に否定をされた村田秘書の株取得について、五日後にはこれを認められ

たわけであります。大変いいかげんなものだなというのを痛感いたします。これは、郵政大臣が、このことについても、がつくりきた、こう言っております。あるいは労働省においては、加藤前次官が千株と言っておたが、これはこの本委員会で言明をされたわけですが、言明をされたものが、実は三千株だった。ここで何をやっているんだ。国民の皆さんは、国会は何をやっているんだ、こう私は怒られると思うのです。でありますから、そういう意味においては、捜査機関は捜査機関で進めておられるわけでありまして、これは進めてもらう。徹底的にやってもらう。そして一方、国会は国会で国政調査権に基づいて進めなければならぬと思うのです。ところが、真藤さんのおいでいただくことをとめたということは、やはりその国政調査権というものが進むことに對して、これをとめたわけですから。私は大変残念に思います。

そこで、山口社長にお尋ねをいたしたいのであります。今、長谷川さん、式場さん、それに村田さん、こう出ました。マスコミ等では、ほかに役員が三人おるんじゃないか、あるいは四十万株が、還流株が流れているんじゃないか、こういうふうなことで言われております。この問題について今どういうふうな調査をしておられるか、伺いたいと思います。

○山口参考人 お答え申し上げます。

最初に、今回のリクルート株関係に關しましてNTT社内から関係者が出たことにつきまして、大変残念に思っております。甚だ遺憾でございます。深くおわびを申し上げます。

今御質問がございました調査委員会につきましては、私が委員長になりました事実の解明あるいはその対応といったものについて幹部を集めまして委員会を設置しております。その中で現在まで、関係しておる者が元役員を含めまして三名出ておりますが、これにつきまして、特に郵政省当局に報告が間違っておりまして、つきましては、深くおわびを申し上げます。

なお、現在、役員につきましては私が直接質問をいたしまして聞いております。その他の関係の幹部につきましても審査室を通してこれは調査いたしておりますが、現在のところそれ以外にないというふうな確信をしております。

○川崎(寛)委員 今、ほかもうない、これで終わりだ、こういうふうなことの答えのようでございませうけれども、しかしいろいろと疑惑がかかっている。といたしますならば、これだと言いい切られるのか、あるいはさらに徹底的に調査をされるのか、まずその姿勢をお伺いしたいと思っております。

○山口参考人 現在、なお嚴重に調査を続行中でございます。

○川崎(寛)委員 では、NTTとリクルートの営業関係についてお尋ねしたいと思っております。

NTTの回線を利用して回線リセールを営業しておられるわけでありまして、この契約をしておられます会社は何社ございますか。

○山口参考人 お答えします。

私の方では把握しておりませんので、お答えできかねます。

○川崎(寛)委員 おかしいじゃないですか。さつきNTTから説明に來ましたよ。社長は、この大事なりセールですから、回線リセールとスーパーコンピュータと今二つテーマになっているわけですから、当然これは一生懸命御検討になつてきたのだらうと思うのですが、こういう調子ですから大変残念に思います。それで、もしあれだった事務局でも結構ですよ。

○金丸委員長 しっかり答弁してくれ。

○山口参考人 大変失礼いたしました。今の御質問は、リクルート社とリクルート社の回線を利用して契約者についての数をお聞きだと思っております。

その関係につきましては、リクルート社の契約相手につきましては、私どもでは把握はできないというところでございます。

○川崎(寛)委員 NTTの回線を利用して回線リ

セールを営業している。私はリクルートの先の方を聞いていないんじゃないのです。NTTの回線を利用して営業しているのは何ぼですか、こう聞いているのです。

○山口参考人 現在、NTTの契約約款で申しますと、専用回線の利用に關しまして専用回線と電話回線を接続して通話を行うこと以外は自由となつておりまして、したがって、NTTとしましては、専用線をお貸しした回線数はわかりますが、その回線を使つて何社が営業をやっておられるかにつきましては、これはリクルートの内部の問題でございますので、私どもでは把握しかねるというところでございます。

○川崎(寛)委員 私が尋ねていることとちよつとずれていると思うのです。おたくの方からもらった資料によりますと、専用線の単純再販を行うものは約六十社、こういうふうにあるのです。でありますから、そういうふうな御記憶をいただきたい、こういうふうな思ひます。いかがですか。

○塩谷政府委員 どうも大変失礼しました。ただいま先生のお尋ねで、今御指摘の数字を御報告に上がったのは私も郵政省の者でございます、失礼申し上げます。

それで、今おっしゃいましたように、私どもで把握しております一般第二種電気通信事業者、これはリクルート社も入るわけでございますが、その中で専用線の単純再販を行っているのは約六十社というふうな把握しているところでございます。

○川崎(寛)委員 郵政省、これはNTTが答えるべきなんでしょう、本来。だから私は先ほどから繰り返して言つていますが、それ以上これを議論したつてあれですからやめますが、その中でリクルート社のシェア、これは料金でいきますと、なかなかあれでしょうけれども、日本経済新聞等が報道しているところによりますと、約六〇%、こういうところでございます。そういういたしますと、約六十社の中でリクルート関係が六〇%ということは大

変突出をしておるということについてはお認めになりますか。

○山口参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げておりますように、私どもでは、認可に關することは扱っておりませんので、全体のシェアの中で何%とつていられるかということにつきましては正確に把握しておりませんので、申しわけありません。

○川崎(寛)委員 これは民事契約だとかあるいは料金の関係だからわからぬとか、こういう言い方だと思ひます。しかし、日経は、これを約六〇%、こういうことで、大変リクルートの突出ぶりを報道してきておるわけでありまして。

そこで、次にお尋ねをいたしますが、リクルート社とNTTが勉強会を始めた。つまり、NTTは、そのときはまだNTTじゃなくて電電公社です、その時代に勉強会を始めておられるわけでありませうけれども、このリクルートと電電公社との勉強会というものの事実関係、それからいつどういうあれをやつたか、内容、それから回数、そしてどんなことが話し合われたのか、それからNTT側の参加者、リクルート側の参加者、そういうことについて、この勉強会についての中身を御説明いただきたいと思います。

○山口参考人 お答えいたします。

リクルート社が専用線の再販に進出したというところで勉強を始めたということは聞いておたのであります。ただいまおっしゃいましたお互いに勉強会を始めたということにつきましては、具体的にどこでやつたかとかそういうことについてまだ把握しておりませんので、御容赦願ひたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 これは新規事業ということで勉強会を、つまり電電公社が民営化する前に新規事業ということでリクルートと始めているわけなんです。だから、これは式場さんに来てもらわなければだめなんです。それで、式場さんがずつと出ているわけですから、式場さんや長谷川さんや、こうしたずつと出てきた人にお

いでいただきたい、そして御説明いただきたい、
こういうことをお願いしたのだけれども、自民党
の諸君が、だめだ、こう言つて、自民党の、理事
会が決めたわけですね。私はこれは大変残念だ
と思うのです。こういう機会を、国民の前で明ら
かにしていかなければいかぬときに、こういうこ
は大変残念だと思ふのです。

五十八年の十一月に始めて以来、それから五十
九年にはリクルートと電電公社の総裁の間でレタ
ーの交換がありますし、あるいは企業のINSの
提案であるとか、住宅情報システムの高度化の問
題であるとか、コンピュータマップスの提案で
あるとか、いろいろやつていくのです。であり
ますから、リクルートと電電公社というのは民営
化の前から大変密接な関係で勉強会を進めてい
る。さらには、コンピュータマップスの問題に
ついては日本経済新聞も参加をしているわけで
す。そして、六十一年の八月に、回線再販、リセ
ールについて、これはNTTになっておりますが、
NTTとリクルートの社長の会議があるわけ
です。つまり、この六十一年の八月、回線再販、リセ
ールについてNTTとリクルートの社長会議が行
われた。このことについてはお認めになります
ね。

○山口参考人 お答えいたします。

先ほどの六十一年八月以前に検討をしておりまし
たのは、いわゆるデジタルのPBXと申しまし
て、企業なら企業の構内に電話交換装置をつけ
る、そういったPBXが新しいデジタル方式にな
つていくということにつきまして、その導入につ
いて勉強会を行いました。それ以前にいわれる再
販についての検討会というのを持っております。

なお、今お話がありましたマップ等の勉強会あ
るいはリセル等の勉強会等については、六十一年
に入ってから話し合いを持っております。

○川崎(寛)委員 それじゃ郵政省にお尋ねをいた
しますが、その回線リセルについて、国会決議
の関係でありますけれども、単純リセルについ

ては禁止という国会の附帯決議がありました。し
かし、電電公社がNTTになったときに単純リセ
ールが可能になる約款になったわけでありまし
が、それはなぜですか。まずそこをお尋ねしまし
よう。

○塩谷政府委員 ちよつと法的な解釈で恐縮で
ございますけれども、もともと電気通信事業法によ
りますと、これはいわゆる六十一年四月に施行され
ました新しい競争を導入した電気通信事業法で
ございますが、その趣旨は、できるだけ自由な回線
利用を実現していこうという趣旨でございますし
て、その裏返しといつたしまして、回線の不当な利
用制限は禁止するということでございます。これ
が事業法の大きなねらいであつたわけではござい
ます。

当時、この法律の審議の経過を踏まえまして、
衆議院の通信委員会が附帯決議をいただいたわけ
でございますが、その附帯決議によりますと、NT
Tの経営に与える影響を考慮いたしまして、NT
Tが単純再販を禁ずる約款を作成してもこれは
不当な制限には当たらない、本来ならば自由であ
る、だからいろいろんな約款を、回線の自由な利用を
認める約款、これをどんどん認可するのが筋で
ございまして、単純再販に限つてこれを禁ず
るような約款があつてもそれは不当な制限には当
たらなから認可してもらいたいと行政の方に注
文をつけたわけではございます。それがこの単
純再販について認可をするに至つたいきさつで
ございます。

○川崎(寛)委員 それで、認可をした、回線リセ
ール、単純リセルをやる、こういうことになつ
たわけでありまして、そうすると、今のよう
に、これはNTT側から要求したわけですね。
ちよつと今もう一言言いますが、NTT側から
持ちかけたのか。それから、では、なぜリクル
トがこの問題について主要な役割を果たすよう
になつてきたのか。

つまり、リクルートは実績がゼロだつたわけ
です。しかし、その中でリクルートが突出をしてい

くわけですね。その際に、式場さんがこの研究会で
もずっとタッチをしてきておりますけれども、リ
クルートとNTTとの関係というのが進んでいく
わけでありまして、この研究会の中において回線
リセルというものが主要テーマになり、今言
うように、約款の改定、こういうことになつてい
つたわけでありまして、それは偏つた便宜の
供与というものが行われていた、そういうふう
に思ふのであります。いかがですか。

○塩谷政府委員 お尋ねの第一点は、これはおつ
しやるとおりNTTからその旨の約款の認可申請
がございまして、私も認可したわけではござい
ます。それはこういうことではございまして、単純
再販、つまり専用線と公衆の電話網をくつづけ
ますと、これはそれで非常に電話を安くかけるこ
とができることになりまして、NTTとしては経
営上大変支障があるということで、そういう接続
の形で回線の単純再販は困る、それは禁止し
ますという約款を認可してもらいたいという申請
がございまして、これを認めたわけではございま
す。

今、後段におつしやいましたいろいろリクル
ト社の関係でございまして、これはそういう専用
線と公衆電話網との接続の単純再販とは関係が
ございまして、専用線と専用線の接続でございま
す。いわゆるリクルート社の回線リセルとして
やつております仕事は、専用線と専用線を結ん
で、太東の回線を借りて、そしてそれを分割して
また専用線と結びつけて売るといふことでござ
いまして、国会の附帯決議、それから単純再販、
それとそれ以後の専用線と専用線をくつつけた形
でのリクルート社のリセル事業の進展というこ
とは関係がございまして、よろしく願ひしたいと
思ひます。

○川崎(寛)委員 そこで、この回線リセルをリ
クルート社が進めていくについて、新聞報道によ
りますと、配線盤図をNTT側がリクルートにの
みサービスした、こういう報道があります。特に
式場氏がその役割を担つておる、式場氏がそれ

やつたというふうになつておるのでありますけれ
ども、その事実関係、いかがですか。

○山口参考人 お答えいたします。

ただいまおつしやいましたような配線図の供与
とかそういうことをした事実はいまありません。
ただ、当時、NTTが民営化になりまして、従
来と違つてサービスをよくしようということで、
リクルートだけではございませぬ、ユーザーさん
に対しましては同じように、例えばサービス上の
問題点について説明を申し上げた、電電公社時代
よりもより積極的にコンサルタントしたというこ
とはございまして、リクルートだけではな
くて、ほかのユーザーさんにも同様に扱つており
ます。

○川崎(寛)委員 他社にも応じた、他社にも配線
盤図を全部配つた、こういうことですね。

そうすると、そういう中で、言われております
リクルート社が六〇%というシェアを占めてお
る、こういうふうな、六十社の中で図抜けている
わけですね、そういう状態になつてきたとい
うのはどういふあれですか。

○山口参考人 その点につきましては、NTTが
それに協力したとか援助したということではなく
て、リクルート社の営業活動の結果であつたとい
うふうに考えております。

○川崎(寛)委員 では、先ほどの勉強会、これ
は真藤さん、長谷川さん、式場さん、そしてリク
ルート側、こういうふうになつておるわけであ
りますけれども、あなたはわからない、こういう
ことになりませぬ。

それで、配線盤図の問題についても、リクル
ト社以外の各社にも全部平等に配つた、こう言
うのであれば、これはいづれ六十社の各社にお尋
ねすればわかつてくる、こういうことではござい
ます。そういう特別に式場氏が配線盤図等につ
いて便宜を図つた、特別の便宜を図つてきた、供
与をしたという偏つた特別の便宜供与ということが
報道されておるわけでありまして、そういう
事実はないというふうな断定されるわけであり

ますね。

○山口参考人 ただいまの御質問の配線図等については、渡した事実はございません。

○川崎(寛)委員 次に移ります。

スーパーコンピュータの問題でございますが、クレイ社のスーパーコンピュータは、購入台数、時期、価格、それからリクルート社への転売価格、そして現在NTTが保有しておる台数、伺いたいと思います。

○山口参考人 お答えいたします。

クレイ社からのスーパーコンピュータ導入に關しましては、NTTではクレイ社製のスーパーコンピュータを五十九年の四月、六十一年の五月、六十二年三月、六十二年六月とそれぞれ購入しております、合計四台になっておりますが、このうち第一台目といたしましては、私どもの研究所、武蔵野研究所でございますが、研究所で特にスーパーコンピュータを使った研究開発をしたというところで、研究開発用に、これは五十九年に、リクルートは関係ございません、五十九年に購入したわけでありまして、その後、そのコンピュータをバージョンアップしたいということで、第二台目をNTTとしましてはやはり研究用に六十二年の十二月に購入しております。この二台はいずれもNTTの研究所で、現在、一台は更改してございまして、これは二台購入したわけであり

ますが、それ以外に、NTTからリクルート社に、NTTがクレイ社から購入しましてこれに付加価値をつけて、クレイ社に建設工事等の受託をして購入したものが二台ございまして、その最初が六十一一年の十二月でございます。それから次に六十二年二月に、リクルート社にやはりこれはリクルート社の要請によりまして購入をしております。そういうことで、四台がいずれもリクルート社のためにNTTが購入したという事実はございません。あくまでも二台はNTTが使用してございまして、二台をリクルート社の要請によって購入をしたものでございまして、現在契約先

の相手と発表についての交渉をしておりますけれども、現在のところまだそういった状態にございまして、詳細発表は控えさせていただきますと思ひますけれども、私どもの契約内容を見る限りにおきまして、不当な取引をしたとかということとはございませぬので、適正に契約ができていっていると思っております。

○川崎(寛)委員 今山口社長は、リクルート社からの要請でNTTが買った、つまり、六十一年の五月契約、六十二年の六月契約のスーパーコンピュータはリクルート社からの要請で買った、こういうことでございまして、なぜ民間会社のリクルート社が直接アメリカのクレイ社と交渉して買わなかったのですか。

○山口参考人 先ほど申し上げましたように、スーパーコンピュータの導入は我が国でNTTが最初でございました。これはやはり研究開発用としてすぐれたコンピュータだということで購入したわけでありまして、そういう実績があったのはNTTの研究所だけでありまして、つまり、NTTがクレイのスーパーコンピュータの使い方あるいは実際に据えつけて建設をし、試験をし、そういったことについては経験があったわけでございますので、そういうことで、クレイ社のスーパーコンピュータを使って自分たちの仕事をしようというときに、NTTにやはり頼んだ方が一番経験があつて安心だということで頼まれたものだと思っております。

○川崎(寛)委員 郵政省にお尋ねしますが、これは郵政大臣ではわからぬわね。郵政省にお尋ねしますけれども、NTTがクレイ社から買ってそれをリクルート社に転売するということはあらかじめ郵政省としては知っておったのか、了承しておったのか、いかがですか。

○塩谷政府委員 私ども、NTTから報告を受けている限りによりますと、こういった海外からのいろいろ資材調達ということについて、なるべくその参入の機会をふやしてもらいたいということをしてNTTに要請しまして、それでNTTはそれを

受けて、今社長が申し述べられたような経緯で購入をされたものというふうに理解しております。

○川崎(寛)委員 最後のところは、購入されたものと理解しておりますか何か語尾が不明瞭ではつきりわからないのでありますけれども、

きのう各紙に出ておるのでありますけれども、アメリカのクレイ社は、NTTが買ってリクルートに転売をしたこのスーパーコンピュータの問題は前例がない、異例の転売だというふうにアメリカ側からの報道があるわけでありまして、

それで、つまりここに市場開放、日米経済摩擦という当時の、特に六十年は竹下大蔵大臣で、ドル高・円安の最高なんですね。そして、中曽根首相の一月、三月というアメリカ訪問は大変激しい非難があるわけですね。特に三月のときには、上院は全会一致で日本に対する非難決議をやっております。この九月にはあなたがプラザ合意に行かれるわけでありまして、この年はそういう大変大きな日米経済摩擦解消ということで日米間にホットな争いがあるわけでございます、それで四月の九日に当時の中曽根内閣はアクションプログラム

の行動委員会をつくる。そのときに、ここにおられる、いなくなつたが、藤波さんが官房長官で、当時この行動委員会の委員長になられるわけですね。そして、その四月の十一日に国際経済摩擦解消に関する緊急質問というのを私が本会議でいたしました。また、この当時は、中曽根さん自身が腕まくりをして、ニュースキャスターよろしくテレビにも出て解説もした時期でございます。そのときの議事録というのを私は読み上げてみたいと思つたのであります、この政府閣議の問題について質問をいたしましたときに、中曽根首相が、ハイテクや電気通信の分野についての御質問でございまして、

四分野にわたりましたいろいろな交渉いたしました、したが、先方が一番力を入れたのは電気通信の分野でございます。これらの分野につきましては、ほとんど日米間において合意は達成されたと思っております。我々もこれらをフォローア

ップいたしました、これが実施、実現について今後とも一層努力してまいりたいと思っております。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、NTTの転売に當惑している、異例の転売だ、こういうふうにしてアメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 先ほど申し上げたように、アメリカ側からの報道があるわけでありまして、郵政省は、この点、先ほど大変あいまいな答弁をされておりますけれども、NTTの転売ということをつまみ事前に了承というか承認をしておったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○塩谷政府委員 私どもの立場といたしましては、物を買う、買わないはNTTを初め事業体、政府調達法の適用を受けず事業体が決めることとごいいますので、全般的に参入機会を増大するように努めてもらいたい、調達実績を上げてもらいたいという要請はいたしますが、個々具体的なもの、あれ買え、これ買えということは指示できませんし、また、事前にそういうことを知っていたかということは、知る立場にもごいしません。そういう趣旨でございします。

○川崎(寛)委員 六十一年のアクションプログラム、それから六十一年、こう来るわけだけれども、そうしますと、言われておりますように、中曾根さんと真藤さんと江副さんが話し合った、今は知る由もない、こういうことでございしました。そうしますと、これは中曾根さんと真藤さんと江副さんが話し合った、こういうふうな思われるわけですね。山口社長、その点どういうふうな……。

○山口参考人 そういった事実はございせん。なお、ただいまクレイ社の方からそういったNTTの転売について前例がないという新聞報道のお話がございましたが、私どもの方はそういうことを聞いておりませんので、直接真実あったかどうかを現在調査中でございします。

○川崎(寛)委員 それでは抗議されるおつもりですか。

○山口参考人 事態が相違してございましたら抗議をしたいと思います。

○川崎(寛)委員 それでは、今、回線リセール、スーパーコンピュータ、こういう問題についてお尋ねしてまいりました。これは、リクルート社が急速に成長して情報産業で伸びてまいりましたために、大変、研究会をつくり、そしてNTT側が特別の便宜供与をしてそして成長してきた、こう思うわけですね。それらの問題はこれからまた追及いたしてまいりたいと思えますけれども、あとその他問題ありますので、一応この問題は、山口社長に対する質問はこれで終わりたいと思えます。大変お忙しいところ、ありがとうございます。

た。

そこで、還流株の問題でございしますが、六十一年の九月、還流株を大塚江副さんが買い集めてばらまくわけですね。ワイルドサービスタという本社が神戸にある会社でございします。このワイルドサービスタに対して、本岡、志吉、社会党の両参議院議員が参りまして、畑崎社長にお会いしました。そういたしましたら、このワイルドサービスタ、ワイルドとワイルドサービスタと二社で四十万、二十万であったのですが、後、合併をしておるわけですね。そのうちの二十万を買い戻しに来たわけですね。六十一年の初め、安定株主として譲渡禁止ということになっていた株を、証券を切りかえて譲渡ができるようになるのだ、こういうこととしたようございしますが、六十一年の九月、江副さんから直接畑崎社長に對しまして、返してくれ。ファーストファイナンスがワイルドサービスタに送金をするわけですね。そして送金をして、電話がかかってきて、送金した、すぐバックしてくれということと二十万株が返っておるわけであります。

こういうぐあいに、これまでもわかってまいりましたドゥ・ペストその他いろいろと還流株が今問題になっておるわけでありまして、この還流株の問題についてお尋ねをいたしたいと思えますけれども、証券局長、この還流株の実態については既に調べたとおいます。つまり、五十九年の十二月に、安定株主、こういうことで始めまして、六十一年の二月、四月、第二次の第三者割当で、そしてそれが六十一年の八月から九月にかけて江副さんの直接の要請でどんどん還流してくるわけですね。けれども、その実態について調べた報告をいたしたいと思えます。

○角谷政府委員 五十九年十二月の七十六名に対する譲渡につきましては、これは証券取引法第四条違反の問題で調査いたしました。

実は、今御指摘の、六十一年二月及び四月の第三者割当でのその後のいわゆる還流がどうかという問題でございしますが、この問題につきまして

は、いわば証券取引法上これを直接に規制するということはございせん。いわば非公開株の第三者間の相対売買でございしますので、これを証券取引法の立場から調査するということはいたしておりません。

ただ、この問題につきましては、いわゆる公開直前の特別利害関係人による譲渡が仮にあったといたしますと、これはいわば証券業協会のルールの問題でございしますので、この問題につきましては、証券業協会が現在幹事証券会社を通じて調査中でございします。ただ、その調査の結果につきましては、現在までのところ、資料等が検察庁に押収されている等々の事情もございまして、まだこれにつきましても報告は私も受けておりません。

○川崎(寛)委員 そうすると、これは二十六条で、報告または資料の提出命令、検査、こうあるのです。それができないのですね、今の証券行政では。あるいは、不正取引の禁止というのが五十八条にあるわけですね。そうすると、日本の大蔵省というのは……では還流株というのは不正取引ですね。

○角谷政府委員 証券取引法第二十六条というのは、この国会でもたびたび御説明申し上げましたように、いわゆる企業のディスクロージャー制度を担保するための発行会社等に対する調査権限を定めたものでございしますけれども、このいわゆる還流株の問題につきましては、これはいわゆるディスクロージャー制度とかかわりがあるというところについての証拠がございせん。したがって、この問題につきましてはディスクロージャーという立場からその二十六条を適用するということは、現在なかなか難しいのではないだろうかというふうな考えでございします。

それからまた、御指摘の証券取引法の第五十八条でございしますけれども、これは、これも御承知のように、いわば詐欺的な取引を禁止する規定でございします。この第三者割当で先からのいわゆる還流といいますが、再譲渡といいますが、こう

いった問題が何かいって詐欺的取引に該当するかどうかということにつきましては、これは、どうも条文等の解釈からいいますと、これを詐欺的取引として取り締まる、こういうものには必ずしも該当しないのではないだろうかという感じがいたしております。そういった意味でも、五十八条の適用というのは、この件に関してはなかなか難しいのではないかとこのように考えているわけでございます。

○川崎(寛)委員 江副さんが株を返せと返させる。そしてさらには、リクルートの社長室長などが、必ず上がるから買いなさい、こうやる。これはもう明らかにインサイダーでしょう。そして、この還流株というのは、特別利害関係人が動かしているかぬという時期に動かしているわけなんです。そうしますと、これは不正取引だ。

これは正常な行為だ、正常な商取引だと証券局は認めるのですか。

○角谷政府委員 証券取引法の五十八条というのは、いわゆる詐欺的な取引を禁止している規定でございまして、それがいわば経済行為として特定の者に特別の利益を与えることが不正であるかどうかといったことを問題にしているわけではないわけでございます。そういった意味で、証券取引法五十八条の要件には該当しないだろうというふうな思っております。

それから、ただいまの協会のルール、特別利害関係人による関与によりまして譲渡が行われたかどうかといった問題につきましては、これは現在証券業協会において調査中でございします。証券業協会の解釈といたしましては、もし仮に江副さんその他特別利害関係人がこの譲渡に直接契約上関係しているとしたら、これは特別利害関係人による譲渡ということで協会のルールに触れる可能性はございしますけれども、ただ、これがあつせんとかあるいは勧誘をしたというだけであると必ずしも触れないのではないかと。この辺は必ずしも事実関係の問題でございしますので、現在協会において調査中でございします。ただ、この問

会に対して厳正な調査を行うことを、そして再検討することを希望いたします。これは文部大臣。

現在日本障害者雇用促進協会の会長という立場にあるわけでございまして、私どももいたしましては、結局、この雇用促進協会自体の業務を円滑に遂行する、またそういう観点からこの協会に対する指導監督を行っていく、こういう立場に立つわけでございまして、協会自身のこの問題についての対応ということを事態の推移を見つて見守ってまいりたい、このように考えておるところでござい

○川崎(寛)委員 それから、加藤労働次官の問題でございまして、この加藤労働次官の問題も、こ

○川崎(寛)委員 政府税調の任命の問題について、これは何通もありました。改めて聞きたいのでありますけれども、六十一年の七月二十日、中曾根首相が、税調に暴れ馬を起用しよう、こういうことで、官僚出身でない純民間の暴れ馬を入れ同

○清水(傳)政府委員 お答えを申し上げます。

○川崎(寛)委員 次に、土地臨調でござい

○清水(傳)政府委員 お答えを申し上げます。

○川崎(寛)委員 次に、土地臨調でござい

○清水(傳)政府委員 お答えを申し上げます。

○川崎(寛)委員 次に、土地臨調でござい

○清水(傳)政府委員 お答えを申し上げます。

○川崎(寛)委員 次に、土地臨調でござい

○清水(傳)政府委員 お答えを申し上げます。

○川崎(寛)委員 次に、土地臨調でござい

○清水(傳)政府委員 お答えを申し上げます。

○川崎(寛)委員 次に、土地臨調でござい

○清水(傳)政府委員 お答えを申し上げます。

○川崎(寛)委員 次に、土地臨調でござい

○清水(傳)政府委員 お答えを申し上げます。

○川崎(寛)委員 次に、土地臨調でござい

○清水(傳)政府委員 お答えを申し上げます。

○川崎(寛)委員 次に、土地臨調でござい

○清水(傳)政府委員 お答えを申し上げます。

○川崎(寛)委員 次に、土地臨調でござい

○清水(傳)政府委員 お答えを申し上げます。

○川崎(寛)委員 次に、土地臨調でござい

○清水(傳)政府委員 お答えを申し上げます。

○川崎(寛)委員 次に、土地臨調でござい

○清水(傳)政府委員 お答えを申し上げます。

○川崎(寛)委員 次に、土地臨調でござい

○清水(傳)政府委員 お答えを申し上げます。

○川崎(寛)委員 次に、土地臨調でござい

○清水(傳)政府委員 お答えを申し上げます。

○川崎(寛)委員 次に、土地臨調でござい

下前長官のもとで扱われた問題でございまして、私が直接すべての事情をつまびらかにしておるわけではございませんが、調査をいたしましたところ、事務方におきまして二十数名をリストアップいたしました。さらにまた、官邸の方からどのような御意向でございましょうかということ、それもその中曾根総理の御指示に基づいて始められたことであるので、官邸の方で何か御意向がございましょうかということ、何い

○川崎(寛)委員 竹下総理、還流株、そして今政官財にそれらばらまかれておるといふ姿が次々に広がってきております。この還流株は明らかに江副氏が直接指揮をしてやっておるわけであり

ふうに申し上げておるところでございます。

○川崎(寛)委員 次に、日本テレビのビデオを捜査当局が押収しました。私は、これは報道の自由という点でいきますならば大変大きな問題だと思ふのです。これは、福岡におけるNHKテレビ問題というのと同じです。しかし、これは最高裁の判決まで待つ手続もしているわけですね。今度は捜査のために手段を選ばないという形で差し押さえたというふうには私は判断せざるを得ないのです。でありますから、報道の自由、それから公正な裁判、そういういろいろぶつかり合う問題があります。私は、徹底的にこれを究明しなければならぬ、こう思いますけれども、このビデオを押収する以外に手段はなかったのかといえ、資料も千数百の箱になるほど集めておられ、その他とっているわけですね。そういういたしますと、このビデオの押収ということは報道の自由という面でもいりますならば大変重要な問題でありまして、いろいろなものを拡張解釈をして、目的のために手段を選ばぬということであつてはならない、こう思います。でありますから、法務大臣にこの点については厳格な姿勢というものを私は要求をいたしたい、こういうふうに思います。が、法務大臣の見解を伺います。

○根来政府委員 大臣がお答えする前に、若干事務当局といたしまして事情を御説明いたしたいと思ひます。

本件につきましては、東京地検でもいろいろ過去の判例に示されました要件が具備するかどうかを慎重に検討いたしましたところ、やはり本件に即して言えばどうしても必要欠くべからざるものであるということでございます。また、報道の自由に対しても十分な配慮をいたしました上で、裁判官の令状を得まして去る十一月一日にビデオテープ四巻を押収したところでございます。これに対して、土曜日でございますが、去る十一月五日に日本テレビの方から進抗の申し立てがなされて、現在裁判所においてその適否をめぐって審査中でございます。したがって、先生のただいま御指摘の問題については、将来、裁判所において十分判断をされまして、その上で決定がなされるものと考えております。

当然、今御指摘の点につきましては私どもも十分配慮しまして、報道の自由を侵害しないように、また、その刑事裁判の適正な運営という兼ね合いの上におきまして十分な配慮を払つてやつたところでございますので、仰せのところは将来も注意してやっていきたい、そういうふうと考えております。

○林田国務大臣 ただいま刑事局長が御答弁申し上げたとおりでございますが、東京地検が行いました日本テレビからのビデオテープの押収につきましては、私としては意見を述べるべき立場にございませぬ。当然東京地検は報道の自由とか諸般の点を十分考慮した上でつた措置であると思ひます。

○川崎(寛)委員 私は、報道の自由というのと裁判の公正その他いろいろぶつかるということのあることもあり得ると思ひます。しかし、やはりそれは報道の自由を守るためのやむを得ない措置とか、人権を守るためのやむを得ない措置とか、そういうことでなければならぬ、こう思います。でありますから、その点の報道の自由を守る、これは一法務省なり捜査当局だけの問題でなくて、内閣全体としても、その点については、報道の自由を守るということについては、総理の御見解を伺ひます。

○竹下内閣総理大臣 具体的なただいまの問題についてのお答えはそれぞれあつたとおりでございますが、原則としてのいわゆる報道の自由は守るべきであるということについては、私も同感でございます。

○川崎(寛)委員 宮澤大蔵大臣にお尋ねをしたいのです。

この間の再答弁というのは私はやはり釈然といたしません。そこで端的にお尋ねをするのですが、大蔵失礼なお尋ねで恐縮でございますけれども

も、宮澤大蔵大臣の御答弁を伺いますと、秘書官の服部君の友人の河合君が、株の売買をして二千万もうけて、それで海外に土地を買つた、こういうことでございます。といたしますと、河合君は大変もうけたわけですが、宮澤さんのお名前を使つて、そういったしますと、河合君は宮澤さんに被害を与えたのですか。それで河合君は宮澤さんのところに謝りに来ましたが、当然謝りに来てしかるべきだ、こう思うのですが、どうも宮澤さんは、服部君を通してというお答えしかないわけでありませぬ。でありますから、そういったしますと、河合君が当然宮澤さんのところにおわびに来なければならぬものだと思いますが、どうもおわびがないし、海外に逃げてしまつていふという点は不自然な感じがいたすわけでありませぬ、その点いかがですか。

○宮澤国務大臣 うかつなことをいたしましたのは服部の方でございます。先様もこういうことになつていろいろな思ひはおありかもしれませんが、けれども、別段直接に何も私は聞いてはおりません。

○川崎(寛)委員 宮澤さんの政治生命にかかわる今日の事件なんですよ。その政治生命にかかわる事件に対しておわびに來ていないというのは、私は、これは本当に不自然だ、こういうふうには思ひます。鹿児島県人だつたらこんなことは許されませぬよ。広島県の人間でしよう、そして福岡さんの秘書だつたわけなんですから、広島県というのはひどいところだなど私は思つておるのです。大蔵失礼ですが、その点は私は大変不自然に思つておるということを申し上げておきたいと思ひます。

そこで次に、話題を変えまして、消費税導入に関する問題を少しお尋ねをしていきたい、こういうふうに思ひます。

十月二十五日に政府が示されました「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」というものについてお尋ねをしたいのですが、ここで示されました目標というのは、

達成年度はいつなのか。これまでもいろいろありましたが、しかし、防衛計画というのは五カ年計画だ。一次、二次、三次とこうやってきているのですよ。ところが、肝心の福祉、この問題については、高齢化社会が来るんだからということで消費税の導入ということに踏み切ろうとして提案してきているわけですね。ところが、その目標達成がはつきりしないのです。政府が責任を持って推進をする年次別五カ年計画というのがなせつけないのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○藤本国務大臣 日本型福祉社会、長寿・福祉社会を実現するために、先般、我が国の社会保障の方向、目標というところにつきまして福祉ビジョンという形で示したわけでございます。御指摘のようにこの目標、方向を五カ年計画であれば五カ年計画という計画をつくつて推進すべきではないか、こういう御指摘、考え方はよく私もわかります。

ただ、福祉政策の中で考えてみますと、例えば医療の問題、年金の問題等、年金の支給開始年齢の引き上げの問題とか、それから老人医療の一部負担、こういう問題につきましては、これは関係審議会の御意見を承つたり、また負担の面ではいろいろ変化が生じるわけでございますので、国民のコンセンサスを得ながらこうした問題は進めていかなければならぬ。こういう福祉政策の他の政策とは異なつた背景といえます特徴があるわけでございます。今言われましたような五カ年計画でもって我が国の福祉政策を進めていくというところにつきましては、なかなか難しい点があるわけでございます。

ただ、厚生行政の中でも、例えば廃棄物処理等の公共事業に關しましては無論五カ年計画というものがございまして、また、福祉ビジョンの中でお示したところでありますけれども、家庭福祉員の五万人目標であるとか、それからショートステイ、デイサービス、それぞれの目標につきまして具体的な定量的にお示しておるわけでございます。

ますので、これらにつきましては年次計画をつくるということはお可能であるわけでございます。

いずれにいたしまして、今後の長寿・福祉社会を実現するための先ほどお示しいました福祉ビジョンの方向、目標を着実に遂行するため、私どももいたしましては全力を挙げてまいり、そのように考えておる次第でございます。

○川崎(寛)委員 たくさんこれは問題がありますけれども、時間が限られてまいりましたので、少し年金と雇用のところについてお尋ねをしたいと思うのであります。

このビジョンによりますと、雇用の継続を前提として年金支給開始年齢をできる限り早期時期に六十五歳にする。というのであれば、六十五歳以前の定年退職者は退職と同時に支給する。持つていくんだ、それを目標にするというのであれば、当然そこを達していない人たちの問題について言えば、六十五歳以前の定年退職者は退職と同時に支給、そういう意味なのか、どうですか。

○藤本国務大臣 厚生年金の支給開始年齢の引き上げ、これは避けて通れない問題でございますが、この問題は、国民の皆様方の人生設計に非常に影響を与えるわけでございますので、慎重に、しかも時間をかけて対処していかなければならぬと思っております。

それから、この開始年齢の引き上げの問題についての条件整備、御指摘のようにまず高齢者の雇用環境の問題がございます。これは労働省におきまして積極的に対応をお願いできると考えておるわけでございますが、厚生省の側から見ますと、今御指摘のような問題が確かにあるわけでございまして、その場合に、対応する考え方として、繰り上げの減額年金制度の創設であるとか、それから低所得者に今適用いたしております在職老齢年金制度の改善であるとか、そういう方策をもつて条件整備の対応をいたしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 いや、だから六十五歳以前の定年退職者は退職と同時に支給するの。これは、

じゃ、労働省いかがですか。

○藤本国務大臣 申し上げましたような繰り上げ減額年金制度の導入によりまして対応できるものと考えております。

○川崎(寛)委員 今年定年採用の事業所のうち九六%までが六十五歳以前の定年制なんです。そうすると、減額支給だ、これではだめなんです。ですから法的な強制力を持たせないと六十五歳まで延長ということではいかぬ、こう思うのです。でありますから、当然これはその点については、六十五歳まで年金支給開始年齢延長という問題は、それから、今の六十歳を含みます六十歳以前の定年制というものが定年制を実施をしてい事業所の中で実に九六%なんです。そしてそれは定年制を採用していない企業を含みますと全企業の七七%に相当しているのです。そうしますと、年金支給というものと雇用政策というものと相まったものがなければならぬ、こう思うのです。でありますから、その点のつまり労働省の雇用政策というものはいかがですか。

○中村国務大臣 御案内のような本格的な高齢化社会に入るわけでございまして、そこで今のような活力ある経済社会を維持するためには、何といましても高齢者の雇用、就業の場を確保する、それが極めて最重要課題でありますことは私も承知をいたしておるわけでございます。そのため、労働省としましては、何といましても、第一義的には、六十五歳ぐらいまでの高齢者に対しては、継続雇用の道あるいはその他の就業の場、これを与えるべく全力を挙げなければいけないと明記をいたしておるわけでございます。

今お話しした年金との関係でございますけれども、これは十分政策当局と連携をとりながらも、その間の隙のないような方向にすることが大事ではないかというふうに思っております。ただ、御案内のように、今の定年実施状況を見ますと、残念ながら六〇%前後ということでございます。既に政策としては、会社の方針としては決めておるといふところまで入れても七

六%という状態でございまして、今直ちに六十五歳定年を打ち出すことは、極めていいまいしょうか、いさか無理があるではないかというふうに思うわけでございまして、六十歳以上に定年を引き上げる場合におきましては、まず第一に、今の賃金、退職金等労働管理、人事管理の面の見直し、さらにはまた就職設計というものの、職業設計というものの見直しをしていかなければなりません。第一には、高齢者に適した職域の拡大等々を総合的に判断しながら将来の課題として検討の歩を進めていかなければいけないというふうに考えておるわけであります。

○川崎(寛)委員 年金、医療、福祉、そういうものをずつと後退をさせながら、一方では年金の支給開始年齢六十五歳、私は今のこういう自由民主党的政策にあくまで反対をしたいと思います、こういうふうに思います。

そこで、そういう高齢者福祉社会というものを出してきた、しかも今言われるように年度計画はない、一方、税の方だけは逆進性の消費税を入れようとする、こういうことですね。そうすると、端的にお尋ねしますが、この示された福祉ビジョンというものを実行するには税率三%ですか、伺います。

○宮澤国務大臣 ただいま関係大臣が御説明になりましたように経緯と考え方この案をつくりましてお目にかけしておるわけでございますが、中にはかなり計画的に申し上げておるものもありまして、中には、それはいろいろな意味で先の将来のことでもありまして、今の段階ではきちっと計画的に申し上げかねておるというものもござい

ます。しかし、いずれにいたしまして、ここに書いてありますようなことを私も私は実行していかねばなりません。かなりの財政負担になるということも当然に予測されることでございます。どの分が税負担になり、どの分がいわゆる保険料負担になるかといったようなことは、これはまあこれからの国民の選択、高福祉高負担であるかあるいは中であるか、その辺のところは選択の問題でございますが、私といたしまして、こういうことをいたしたいから三%の税率を上げていたいただきたいというようなことを申すつもりはございません。そういう前提でこれは考えてはおりません。

○川崎(寛)委員 竹下首相は、竹下内閣の間は、こういう一、ああ、官房長官いないのですか。僕は最後に官房長官が必要なのですから。通告はしてありませんけれども、ちよつと全体の問題で、帰ってくるね。どつちですか。

○金丸委員長 記者会見に行つています。

○川崎(寛)委員 小淵官房長官も、再選をしていぜいとこういうふうなことも記者会見などでも言つておるわけですが、そういたしますと、竹下内閣というのは、あと三年ということが続けば、要するにその内閣の間だけは上げない、こういうことなんですか。

そこで、付加価値税の発明者、付加価値税の生みの親と言われておりますフランスのモリス・ローレ氏は、これはいろいろと今まで何遍も議論があつたところでございまして、付加価値税における欠点はどうか、こういうことに対して「付加価値税は、ある意味では危険な税だ。税率を引き上げるのが簡単で、政府は常にその誘惑に駆られる。デンマークでは短期間に一〇%から二二%まで急上昇した。麻薬みたいな税といつてもいい。税率引き上げにブレーキをかける妙案はない。政府が賢明な行動をとるほかない。」というふうに付加価値税の父であると言われておるフランスのモリス・ローレ氏は言つておるのです。

でありますから、今、宮澤大蔵大臣も、こういうふうなこの問題についてはまだ言及できないところ、税の方だけは上げる。国民負担率の問題についてはこれから検討して国民の判断を、こういうことでしょうか。そういたしますと、この福祉ビジョンというものは、これは閣議も決定してないと思つし、恐らく自民党の総務会なり政調会なりも通つていない、こういうふうな思ふペーパー

1だと思つたのですが、その問題を検討する機関、将来の高齢化社会を展望する、これは野党の政策責任者が絶えず交渉の際にも言つてきておつた点なんです。でありますから、そういう検討する機関というのは、厚生省、労働省、ばらばらではだめなんです。

だから、どういふ機関で、つまり国民の判断を得るというのであれば国民参加のそういう機関をつくらなければいかぬ。それから、国民負担率については、税が保険料か、こうなりますと、税は政府税制調査会、一方の保険料はどこで検討するか。社会保障制度審議会もあります。そうしますと、政府税制調査会と社会保障制度審議会なり、税なり国民の保険料なり、そういうものを統合して検討する機関がなければ、政府税制が引つ張つていく、税の方が引つ張るというのが今の消費税導入の姿なんです。導入しようとする姿なんです。でありますから、どういふ機関でこの福祉ビジョンの検討をしていくべきかあるいは国民負担率の検討をする機関はどこであるべきかということについて、総理、そういう検討機関をきちつとすべきだ、国民参加のそういう検討機関をつくるべきだ、こう思いますが、いかがでありますか。

○竹下内閣総理大臣 行政は縦割りであつて、したがつてそれぞれの行政の中で審議会等があつて国民の皆様の高度な意見を吸収する場所はある、しかし、一例を申せば、国民負担率の点については社会保障負担と租税負担を足したものだからこれらはどこでやるのだ、また福祉ビジョンというものを実行に移すためにどこでやるんだ。実態的にありますのは、各種関係協議会というものがあつて、内閣そのものが存在をしておるわけでございます。と同時に、やはり国民の最大公約数を議論する場として国会そのものがそういう機能を果たして今日に至つておるのではないかなというふうに思ひます。ただ、この福祉ビジョンの前のあの長寿何とか計画というのをもしましたときの閣僚懇の名前を正式に覚えておりましたので、そういうのも一例として存在するというふうと思つております。

ております。
○川崎(寛)委員 大変あいまいな答弁だと言わざるを得ません。これはいづれこれからの議論を続けなければならぬ問題だらう、こういうふうに思ひます。

私は、平準化論、それから価格転嫁の問題、それから政治倫理という問題等についてお尋ねしていきたい、こう思つておつたのでありますが、時間が大変制約をされてまいりました。

そこで、価格転嫁についてお尋ねをいたしますが、きょうは公取の委員長にもおいでいただいておりますのでありますけれども、公取委員長のこの間からの答えを聞いておると、わからぬのです。価格というものは力関係で決まるわけですから、価格のカルテルでずつと押していつて末端まで通るようになるんだ。すると、公取がガイドラインをつくれればそういうふうになつて価格が転嫁をしていくというふうにお考えなのか。あなたは今まで税を取る専門家だつたわけですね。今度は税の価格をずつと転嫁させていく。では、そういうガイドラインでできるのかどうか。

それから、親企業と下請という問題、これは完全に力関係なんです。そうしますと、そういうものは、公取委にしましても、中央も人間をふやさないやいかぬでしようし、地方の事務所もどんと人間をふやさないやいかぬ、こういうことになるのじゃないか、こう思ひます。そういういたしますと、これは行政改革というものとまさに反する事態になつてくるのじゃないか。

それから、このことがつまり今までの正常な商取引というものを壊していく、秩序を壊していく、そういうふうには私に思ひます。その点で公取委員長の御見解を伺いたしたいと思います。

○梅澤政府委員 ただいまのお尋ねの件でございませうけれども、今回の特例措置によりまして、転嫁の方法、それから表示の方法の決定について、特別に共同行為が認められるわけでありまして、前者につきましては、委員も御指摘になりましたように、価格というものはあくまで市場メカニ

ズムの中で形成されるわけでありませうけれども、今回の消費税の導入に当たりまして、一つは、市場における価格形成力の弱い中小企業者に対象を絞つてあげるといふのが一つの趣旨だらうと思ひます。

表示の方は、むしろ事業者にとつても消費者にとりまして、その税額分が消費者にどのようにはつきり示されるかという点につきまして、こういう表示の方法が明確にされることは、それ自体市場の価格秩序に不当に影響する問題ではなからう、むしろそういう表示が適正化されることによつて本来の価格転嫁というものが透明度を高めて行われるだらう、こういう趣旨であらうと私は理解しておるわけでございます。

それから下請の問題につきまして、これも御指摘のとおり、取引というものはあくまで市場の価格メカニズムの中で行われるわけでありませうけれども、やはり下請中小企業者というのは市場の地位というものがそれだけ弱いわけでございますので、親事業者が経済的に優勢な地位を乱用いたしまして買いたたきをやるとかあるいは減額をするといったことがないように、これはむしろ公正な取引が行われることを確保するためにこの下請法で規制をされておるわけでございます。これは、消費税の導入があらうとなかろうと、常に私も中小企業者とも密接に連絡をとりまして、そういう不当な損害を下請事業者が受けないようにというところで万々努力をいたしておるところでございます。

最後になりましたけれども、もちろん、今回の特例措置によりまして、公正取引委員会といたしましては、消費者にいわゆる便乗値上げのような格好で不利益を与えないように、あるいはまた共同行為が本来のカルテルといったようなものに乱用されないように十分注意していかなければならぬ重要な任務を負われたと考へておるわけでございます。財政事情は非常に困難な事情であるということは私重々承知をいたしながら、やはり

そういったものに対応できるように、予算あるいは人員等の面で必要最小限の公正取引委員会の体制の強化は私としてはぜひお願いしたいというふうで考へております。

○川崎(寛)委員 今のお話だと、結局最後は人間をふやさないかぬというお話も入つてゐるわけですが、これはもう時間がありません。結構です。

そこで通産大臣、要するに、消費税導入ということ、私は、日本経済、社会に与える影響は大変大きいと思つたのです。内需を抑制しますし、輸出を促進することになりますし、雇用や産業の再編成やいろいろな問題が出てくるわけですね。あるいは逆進性の議論はこれまででもございました。この低所得のところにおける重い負担ということと同時に、高額所得者に対する大変な減税ということも来るわけでありませう。よく言われるように、松下幸之助さんは一億三千万の減税だ、こういうふうなことも言われておるわけでありませうから、非常に不公平の拡大ということになつてまゐる、私はこう思ひますし、このことを通して、中小企業のいろいろな方々から伺つておりますと、社会の慣習自体も変わる、こういう大変な不安を今持つておるわけですね。経済の中立性というものが侵されることは言うまでもありません。

そこで、中小企業の担当官庁として通産大臣、この力関係による価格の形成やあるいは転嫁ができない現実の問題が起ると思ひます。あるいは書店にしましても印刷関係にしましても、あるいは紙の関係やそういういろいろな問題、小売関係もそうです。たくさん出てくるわけですね。きょうはもう具体的に一つ一つはできませんが、私は、中小企業における不安というものは大変限りなく大きい、こう思ひますし、そういう変化が出ざるを得ない。でありますから、このことにあくまで反対をするわけでありませうが、通産大臣の見解を伺いたしたいと思います。

○田村国務大臣 今川崎委員がお述べになりました非常に個々の問題は時間の関係がありますから

とにかくとして、中小企業における消費税の円滑かつ適正な転嫁、これの円滑かつ適正な転嫁というものがなければ消費税というのは悪税になるわけでございますから、これはもう何ともしなければなりません。そのために、国民や事業者へのPRや要請をしていく、これはもう当然のことでございます。これはきめ細かくやらなければなりません。

同時に、独占禁止法の適用除外措置等の対策を講ずる必要もございまして、公取の方からもいろいろとお話ございましたが、十分の連係プレーをしていきたいと思っておりますが、所要の助成措置を検討することもまた必要でございます。通商産業省としては、画期的な税制改革でございますだけに、広く国民あるいは企業者の意見を求めまして、万全を期してまいる所存でございます。

○川崎(寛)委員 残りわずかになりましたが、官房長官、あなたがおられるときに聞いたかどうかわかりませんが、加藤前労働次官あるいは高石前文部次官などの問題が今大変大きく出ております。つまり、各省庁において、このリクルート事件で、農林水産省にしましても、あるいは郵政省にしましても、あるいは建設省にしましても、文部省や労働省はもとよりでありますが大変いろいろと報道されたり、うわさもあるわけであります。そういう意味ではリクルートのこの疑惑の広がりとかが大変大きく底が深いわけでありまして、それだけに政府として、この規律、規制といえますが、まず調査、それから綱紀の規制、こういう問題について政府としてどう取り組もうとしておられるのか、そのことを伺いたいと思っております。

それから最後には総理にもう一つお尋ねします。ちよつと時間をとつて恐縮ですが、お願いします。

○小淵国務大臣 公務員の綱紀粛正につきましては常々政府といたしましても厳しく喚起いたしておるところでございますが、ただいま御指摘のご

ざいましたリクルート問題につきましては、現在文部、労働などの関係省庁で調査を進めておりますので、まずこれらの調査結果等を慎重に踏まえつつ、政府全体の問題として厳正かつ適切な対応に努めてまいりたい、このように考えております。

○川崎(寛)委員 総理は、みずから関係者、こういうことでありますので大変歯切れが悪いのでありますけれども、政治倫理綱領の点検、見直し、こういうことを言っておりますが、私は、点検や見直しの問題ではない、こう思うのです。そうではなくて、政治倫理綱領がなぜ守られないのかというところが問題だ、こう思います。でありますから、今日のこういう事態に対して、私は、政治倫理綱領の点検、見直しなどを言うようではだめだ、こう思います。

私は、これはやはり国民の審判を仰ぐ、そのことが大事な時期に来ておる、こう思います。でありますから、そういう意味においては消費税の導入というものとリクルート事件が一緒に出てきておるといふことの今日の意義を私は冒頭に申し上げました。前内閣から引き続いております内政の失敗、それがリクルートを繁盛させたわけでありまして、そして今日その利に狂うやからの広がりとこのはわからぬわけでありまして、そういう意味では、消費税の導入も含めまして、そして政治倫理という問題も含めまして、解散をして国民の信を問うべきだ、その時期に来ておる。でありますから、総理が解散をして国民に信を問うという決断をすべきである。私はこのことを最後に伺いたいと思っております。

○竹下内閣総理大臣 倫理綱領というのは、読み返してみますと、これは立派にできたものでございまして、したがって、点検などということよりも、私が申し上げておりますのは、反復拳拳服膺ということとを申し上げておるわけであります。しかし、今御指摘なされたように、あのときなぜ倫理綱領をつくらなきやならなかったか、そして今この問題をなぜこういう議論をしておるかというところ、やは

りその奥の問題というのを私ども反省の原点に置かなきやならぬ課題ではあるというふうな考えをおとるところでございます。したがって、点検、見直しなどということを考えておるわけではございません。

だが、この際解散をして信を問うべきであるというお考えでございますが、せっかく与えられた憲法に定められた四年間というのは、お互い国民の信託にこたえるために最大限の努力をすべきものであるというふうな考えをしておりますから、解散の意思は持っておりません。

○川崎(寛)委員 終わります。

○金丸委員長 これにて川崎寛治君の質疑は終了いたしました。

次に、細谷治嘉君。

○細谷委員 最初に大蔵大臣にお尋ねいたします。

六月に、「税制改革の骨格」、それから「税制改革要綱」による増減収額試算、これが閣議決定されました。同日に「地方税制改正要綱」による増減収見込額」といふものが報告、了承されております。この点についてお尋ねしたいわけでありまして、

フレームが決まっておりますが、そのフレームの中で、「課税の適正化等」一兆二千億円というのがございまして、閣議決定の分の「課税の適正化等」といふ表を見ますと、いろいろなものを含めまして七千八百九十億円となっております。地方税関係を見ますと、「法人住民税・法人事業税」の中で「課税の適正化等」といふのが二千二百九十二億円でございます。国税の方の「課税の適正化等」といふのが七千八百九十億円であつて地方税の方の適正化といふのが二千二百九十二億円でありまして、合計いたしました九千八百八十二億円、こういうことになります。そうしますと、フレームの「税制改革の骨格」、そのうちの「増収等」といふ中の「課税の適正化等」一兆二千億と数字が合いませんね。これはどうしてなんですか。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕

○水野(勝)政府委員 この点は当院でも御指摘をいただいている点でございますが、今回の税制改革に当たりましては、企業課税の負担水準は引き下げる、しかし一方、企業課税につきましてはその課税ベースの拡大に極力努めるということが基本的な方向とされてきたところでございまして。しかし、今回御提案申し上げた法律の中では措置をされず今後の改正で予定をするというものも残されておるわけでございまして。全体の「税制改革の骨格」としては御指摘のような課税の適正化等一兆二千億円ということで見込んでおるところでございますが、今回御提案したものととの間には御指摘のような数字の差はあるわけでございまして。

しかし、この方向につきましては、政府の税制調査会においても、なお今後課税ベースの拡大等に努めるべきものとされ、また、先般衆議院にこきまして不公平税制につきましても野党御協賛の中でも、例えば企業課税関係でございまして、この二、三年中に検討をしてめどをつけるというふうな回答が与党からもなされておるところでございます。そうした全体の骨格の姿としては一兆二千億円でございますが、今回具体的に御提案をした法律改正の減収額を試算いたしますと御指摘のような数字になっておるといふことでございまして。

○細谷委員 今の答弁、何を言っているのか一つもわからない。国税はこうなります、地方税はこうなります、その全体のフレームというものは国税、地方税を通じてこうなるんです、その中で課税の適正化等で一兆二千億円やる、国税の部分はこれだ、地方税の部分はこれだ。その中に、今合わせますと一兆二千億でありますから、大体において三千億円程度の差があるわけでありまして。その三千億円の身がどうなのか、どういう構想でいつやるのか、そういうものもわからないで閣議決定のフレームとして数字をばちんと出さなうというのはいかたがうでしょう。穴があいてい

○水野(勝)政府委員 御指摘の「骨格」は、閣議

決定まではいたしてございませんで、六月の中旬に全体の構想が固まりましたときに、その中身と一緒に記者発表をいたしたことはございます。しかし、あくまで閣議決定でお願いをしました「要綱」におきましては、御指摘のような積算の数字になっております。したがいまして、「骨格」のベースと御提案申し上げております「税制改革要綱」に基づきます数字、それから法案提出による減収額との間には、合わせますと約九千億、それから「骨格」では一兆二千億となっておりますので、三千億円の差があることは御指摘のとおりでございます。ただ、閣議決定まではいたしておりませんので、それは今後の検討課題でござい

○細谷委員　そこで、三千億円というのは、国税と地方税を合わせて三千億ということでしょうが、その中身は、どういう税金で、国税の部分がどのくらいで、地方税へのはね返りがどのくらいだ、こういうことがはっきりしておりません。したがって、「地方税制改正要旨」による増減収見込込額」という閣議報告、了承をいただいた「法人住民税・法人事業税」、それからその中の「課税の適正化等」、この数字は全然わからないんですよ。あなただけわかっている話なんです。審議する国会議員だつてこれはわからぬですよ。

これは一体どういふことなのかといったら、あの雑誌に書いてあるのを見ますと、

法人住民税・法人事業税の減収見込額は六百二十五億円で、資料三の減収見込額（千五百三十二億円）

千五百三十二億円というのは、この閣議報告の中の減収分ですね。

(千五百三十二億円)に比べて九百七億円の増収見込みとなっている。これは、(一)に述べた課税ベースの拡大等による増収額約三千億円のうち地方税に係るものの増収額の影響であり、課税の適正化等による法人住民税及び法人事業税の増収額が二千百九十九億円と、資料三の増収見込額(千二百九十二億円)を九百七億円上

回
つ
て
い
る

計算上九百七億円になるんでしょう。どこを探たって九百七億円という数字は出てきませんよ、これは。あなたが知っているだけじゃないですか。こんなやりくりの数字を国会の議案で、これが税制改革の基本だ、フレームだなんていうのは言語道断だ、こう思いますが、いかがでしょう、大蔵大臣。

○水野 政府委員 国会に御提案を申し上げておりますのは、あくまで積算のお示しになっております数字でございます。「骨格」の数字は、今回税制改革をまとめた際の背景となる事情も全部含めた今後の方向を示したものでございますので、この委員会におきましての御審議におかれましては、国税としては閣議決定をした「税制改革要綱」それから地方税につきましては閣議に御報告を申し上げた数字、これを基本的な計数として御議論を賜れば幸いと思うわけでございます。

○細谷委員 閣議決定のフレームは、大体単位が兆ですよ。それから閣議決定の国税、地方税部分の表というのは、億の単位です。兆と億でありますから二、三十億の違いが出てくるのはわかります。そんなのはみんな読めるのですよ。現に切り上げて三十億円ふやしたりなんかしていることは、表を見ればわかるのですよ。ところが三千億円という数字を隠したまま出てきている。そしてこれが国税の方にはね返るんだ、どうなんだといううなのは、これはやはりやり方としては正常じゃないですよ。大蔵大臣、どう思いますか。これでもいいんだというのですか。

○宮澤国務大臣 この点につきましては、いろいろ経緯がございましたために、御指摘がありますことは、私はごもっともな御指摘だというふうに伺いつつございます。

こういう経緯でございます。今ごらんになっております今年六月のいわゆる「骨格」という資料でございますが、その注の三のところに、一兆二千億円の中に「税制改革期間中における課税ベースの拡大等による増収見込額〇・三兆円を含む」

とございます。これは、実はこの段階におきましていろいろな議論がございました。どういうことを具体的にやるべきかということについてかなり詰めた議論があつたわけでございますけれども、結局時間的に今回の改正に取り込むことに間に合わないということになりまして、そして、今後の改革の過程の中である年度において措置すべきものと、こういうふうな処理することにいたしましたわけでございます。したがしまして、先ほどのような注に書いてあるようなものとして残つたわけでございまして、これは私どもが今後あるときにしなければならぬことだと考えておりますけれども、課税ベースの拡大といったようなことが具体的に何をどうやるということとどう詰めて切れませんでしたために、閣議決定においてはそれを落としておる。それが先ほど政府委員の申し上げましたことで、そのような経緯がございま

したがって、これはこの経緯を申し上げずにお聞きになりますと、少し不審ではないかとおっしゃいますことはごもっともなことでございしますが、そのような経緯がありましたことを御理解いただきたいと思います。

○細谷委員 大臣おっしゃるように、「税制改革の骨格」の注の三に「増収見込額○・三兆円を含む。」と書いてある。そのとおりであります。確かに、○・三兆円というのは、閣議決定の国税の部分については上げるものとして、その中身ははっきりしておりませんけれども、出ております。そして、恐らくその中身もいろいろ議論があったというところでありますから、地方税にこういうふうにはね返ってくるんだ、そのはね返りの額は九百七億円だ、ここまでではっきりしておる。

ところが、報告をされた地方税の増減取の部分については三千億円は入っていないのですよ。だから突き合わせますとわからない。これは恐らく、そのとき議論があったということもありましようけれども、国民に対して減税の規模がこれだけ大きいんだということを見せようとした。三千

億、まだ決まっていらないなら下げておいていいの
ですよ、表に出さぬで。規模を大きくしよう、地
方の方はどうせわかりやせぬだろうから、これは
後で入れよう、約束だけしておこうということに
なったでしょう。これはおかしいと思うのです
よ。どうしても了承できません、これは。

總理　そういう数字、大蔵省なり自治省が希望のものを、これは後でやるんだ。後でやるが、いつやるか。二年先なのか、六十五年にやるのか、六十六年になるか、わからぬでしょう。そういうものを入れてきちんとした数字、数字というのは正直なんですから、これを出すなというやり方はやめていただきたい。今回もそういう意味で直していただきたい、こう思いますが、いかがですか。

○宮澤國務大臣　これはごまかしを申すという気ではさらさらございませんでしたので、私はこの席上でしばしば二兆四千億円の減収になりますのでと申し上げておりますのは、今のような趣旨でございます。その点はどうぞ御了承をお願いいたします。

○細谷委員　ちよつとくどくなりますけれども、これを読みますと、減収は九兆円でございますと、増収の方は差引純減税も加えて九兆円と、ぴしやつと合っているわけです。その幻の三千億円がこれは入っているからです。ですから、増収は少なくして減税分を多く数字を見せた、こういうことになりましょう。

○宮澤國務大臣　まことに申しわけございませんが、この一兆二千億の中には注にございますように三千億を含んでおる。委員の言われますように、その三千億というのは実体がおかしいじやないかとおっしゃいますので、それで実は、この二兆四千億は三千億を落としますと二兆七千億になるわけでございます。しかし、そうは決して申し上げてないので、二兆四千億と申し上げておりますのは、その三千億の中身というものが実は確定していないものでございますから、それを申しちやいかなうなど、こういうことでございます。

○細谷委員 私は大蔵大臣がごまかそうとしてい
ると思つていないのですが、しかし、世間では、
減税が多くて増税が少ないとこれはみんな喜ぶで
しょう。そういう人間の気持ちをねらつてこうい
うのを作成したんじゃないかと疑いたくなるので
すよ、これは。そうでしょう。ですから、こうい
うことはやめていただきたい。

同時に、さらにお尋ねしますけれども、この三
千億円という中身はこでは言えないのですか。
数字、決まっているのでしょうか。言つてくださ
い。そして、はね返りはこうだとずばり言つて
ください。

○水野(勝)政府委員 三千億円をカウント外にい
たしますと、減税規模はむしろ二兆七千億になる
わけでございますので、その点をお示ししようと
すればむしろ落とした方が減税規模としては大き
く申し上げられたわけでございますけれども、や
はり「骨格」の方向としては、三千億円ぐらゐに
つきましては課税ベースの拡大として負担の増の
お願いを主として企業課税関係におきましていた
したいという方向はやはりお示しをしておいた方
がいいのではないかと、このように「骨格」を示
したわけでございますが、それが混乱をお招きし
ておられるとすればおわびを申し上げます。

あえて申し上げれば、三千億円、これは国税、
地方税合計の数字でございます。国税が企業関
係の課税ベースの拡大をいたしますれば、そのは
ね返りとして地方税の方にもその分だけ増収にな
りますので、これは一本としてお示しをいたして
おります。また、これまでの議論の過程の中にお
きましては、おおむねこれは企業関係の課税ベ
ースの拡大である。

さらに、なぜ三千億円かと言われれば、それは
一つの目安としては、現在ございます引当金が大
きなものとしては三つございますけれども、それ
ぞれにつきましてこの改正の方向を具体的に申
し上げることができませんので、仮にこれを現行
の水準にストップする、いわば積み増し停止をす

るとした場合にどのくらいの増収になるか、その
およそ半分ぐらゐをめぐりまして計上させていた
いた。確かに、中身はそういうことで確定はいた
しておりませんので、あやふやだという御指摘は
そのとおりでございますが、まさにまだ議論は詰
まつておるものではございませんので、確定的な
積算といったものは、言われれば持つておらない
というのが正確な御答弁でございますが、御質問
でございますので、このような積算としては一応
頭には持つておつたということをお答えをいたし
ておきたいと思ひます。

○細谷委員 来年やるのか再来年やるのか。頭に
持つております。法人の恐らく引当金とか何かで
しょう、問題の。頭に持つております、そんなも
のを国会に出す議論の対象にするような基礎数字
に入れるというのは私はおかしいと思ひます。き
ちんとしていただかなければいかぬ。

しかし、私の質問の、具体的には何と何ですか。
どうもまだ固まつていないようであります。ど
うなんですか、課税の適正化というのは。何と何
でこの程度の収入をねらつておるのだ、それはい
つ徴収するようにするのだと、これを答えてくだ
さい。

○水野(勝)政府委員 先般の不公平税制は正のた
めの共同提案ということで、四党からのお示しが
ございました。これを協議機関を設けて約九回に
わたり御議論が行われ、与党からのお答えも出さ
れておるところでございます。この中の関係にお
きましては、例えば企業関係でございますと、引
当金等がどうあるべきかについては二、三年内を
目途にさらに検討するということお答えとなつてお
るところでございます。また、みなし法人課税制度
につきましても、これは二、三年中に結論を得る
ことといたしたいというふうなお答えがなされて
いるところでございますので、このような形で、
今後いろいろな形で検討が進められるのではない
かと考えておるところでございます。

○細谷委員 大蔵大臣、示されないのですか、何
をどういうふうと考えているか。確かに与野党の

間で進められ、ある程度、九回か何かやつて進ん
でいるということは聞いておりますけれども、中
身がわからぬわけですよ。結論は出ていないでし
ょう。

○宮澤内閣総理大臣 と申しますような経緯がござ
いまして、実は非常に私もこの扱いはいろいろ
苦勞をいたしました。しかしこれは決まつてい
ないものは閣議で決めるわけにはまいらない。で
すから、六月のときのことは、二兆七千億円など
という減税と申し上げてはならぬわけなんです、そ
れは二兆四千億円と申し上げるべきだということ
なっておりますが、そのときにいろいろ議論にな
つておりましたのは、これはちやうど各党御協
議の中でもございますように、企業課税の中で引
当金とかあるいはそういう種類のものは、私ど
もは必ずしも不公平税制だと認識しておるわけ
はございませんけれども、いろいろ問題がある、
これはある時間の中で検討する必要があるのでは
ないかという、これは与野党ともそういう御意向
であつた。今でもそうであると思ひます。そうい
うことを私どもも頭には置いておるわけござ
います。それはいつの時期にどういうふうにする
かということをお示しを申し上げることができ
ないでおりますけれども、やはり関係方面の理解
も得て、いわゆる改めるべき制度の一つとして、
今後、急にというわけにはまいらぬかもしれませ
ん、年を追つて少しずつ直していくべき問題では
ないか、そういうふうにご考慮しておるところでござ
います。

○細谷委員 あらかじめ与野党政調会長なり政審
会長との会合でこの程度の修正に依じようかとい
うような形で何か見込んだのならおかしいと思
うのですよ、これは。おかしいと思ひます。どうし
ても納得できません、これは。私の頭が悪いせい
かしれませんけれども、こんなような不確定な見
込み、強い希望的な見込みを数字の中にまぜ込む
ということ、これは数字扱いの冒瀆ですよ。そ
う思ひます。

この問題はこの程度にして、今後、総理も大蔵

省におつたのですから、数字だけはきちんとこ
へ出しても厳格な扱いでやつていただきたいとい
うことを要請いたしますが、今私がやりとりしま
したことに付いて、総理の所感はいかがですか。

○竹下内閣総理大臣 要するに、フレームの問題
について、細谷さんは、私もよく言ひます未
実現の収入を前提に置いているのじゃないか、こ
ういふ議論だなどというふうには承つておりまし
た。それを足せば本当に二兆七千億になるわけ
でございますが、やはりあのときぎりぎり議論をさ
れて、私も承知しております。したがつて、未実
現の収入というのはちよつと表現が適切ではない
かもしれせんけれども、いわゆる各種引当金、
租税特別措置等が考えられる方向として期待で
きることから出たものではないかと思ひます。し
たが、私も数字が好きでございますので、どつちかとい
えば数字というのは、今表現は適切じゃないかも
しれませんが、期待権の中にあるものに乗つける
というのは、今度の課税は別として、余り好
ましいことじゃないのかなという感じを問答を通
じながら受けさせていただきました。

○細谷委員 午前中はこれで終わります。よう。
○海部委員代理 それでは、時間がまだ少しあ
りますけれども、これにて午前中の質疑は中断、
午後一時より再開することとし、この際、休憩い
たします。

午後零時三分休憩

午後一時一分開議
○海部委員代理 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

質疑を続行いたします。細谷治嘉君。
○細谷委員 最初に自治大臣にお尋ねいたします
が、このたびの税制改革、それに基づいて地方税
財源は国との関係でどういふ変化があつたのか
かつたのか、お尋ねいたします。

地方税においても、現行税制については、国税と同様に負担が個人の所得所得に偏っていること、個別間接税体系が経済社会の変化に対応し切れないでいる等の問題が生じているところがございます。このような現状を踏まえ、今後の高齢化社会の到来や経済社会の一層の国際化を展望して、国民の不公平感を払拭するとともに、所得、消費、資産の課税ベースで均衡のとれた税体系を確立するため、今回の税制改革においても、国の所得税減税に呼応して個人住民税の減税、また、消費税の導入に伴う地方個別間接税の調整等を行うことといたしております。

今回の税制改正によって生ずる地方税及び地方交付税の減取に対しては、消費税の収入額の五分の一相当額を消費増税とし、また、消費増税と税を除く消費税の収入額の二四％相当額を地方交付税として地方財政の運営に支障のないように対処をしているところでございます。この結果で見ますと、今回の税制改正で、直接的には地方から国に税収の厚みがシフトをいたしておりますが、交付税や譲与税を加えますと、現行よりは若干歳入面において地方にシフトをしているようになっております。

○細谷委員 今自治大臣の、今度の税制改革によつて国と地方との間に税源配分がどう行われたかという点について、少し長つたらしいお答えでしたけれども、地方にシフトしておる、こういう言葉が最後に出ました。そのとおりですか。どこで地方にシフトしているとおっしゃっているのですか。

○梶山国務大臣 昭和六十三年年度において国四七・六、地方五二・四であるものが、消費増税と創設及び地方交付税の対象税目の拡大により地方の一般財源の確保が図られたため、国四六・九、地方五三・一となつて、地方にシフトをしているという表現を使つたわけでありませう。

○細谷委員 地方交付税なりあるいは譲与税を加えての配分でございますけれども、その前に、一体今度の税制改革によつて地方の税源というのは

どうなりましたか。これは交付税とか譲与税を加えての今のお答えでありますけれども、真の自主税源である地方の税のシェアはどうなつておるのですか。

○湯浅政府委員 国、地方の税源配分の割合で見ますと、六十三年度におきまして国税と地方税の割合は六三対三七ということになっておるわけでございますが、ただいま大臣からお話しのとおり地方税関係の改正を行うことによりまして、国が六四・六に對しまして地方が三五・四というところで、税だけで見ただけには地方の方が若干減るという格好になるわけでございます。それを交付税あるいは譲与税で補てんすることによりまして、実質的には地方の方が多くなつていく格好にしたわけでございます。

○細谷委員 一般財源という形でやつたのですけれども、本当のところはもつてみなければわからぬような、年度末に幾ら来るかということが決まるような交付税あるいは譲与税というのよりも、本当に地方分権ということをこれから強化していかなければならぬとおっしゃるならば、自主税源というものが強化されなければならぬと思うのです。ところが、今お答えがありましたように、六十三年度の国と地方との税源というのは六三％、三七％という割合であります。今度の改革によりまして、六四・六、三五・四でありますから、言つてみますと、地方税源の配分というのは三七ポイントから三五・四と一・六％シェアが落ちておるのです。そうでしょうか。これを大臣どう受け取つておるのですか。これはどこがふえているかというところ、申すまでもなく消費増税の導入による地方譲与税のシェアがふえてきているからです。それで補つておるわけですね。これはもつてみなければわからぬ。基準に基づいて国が計算するのでしょう。どうなのですか。それでも、地方の税源は、全体としては五二・四から五三・一％になったのだから、〇・七％ぐらいアップしているからよくなったのだ、こうおっしゃいますか。

○梶山国務大臣 確かに委員御指摘のとおり自主税源は減少いたしております。ですから、原則的に地方の税財源の充実を図っていくことは極めて大切なことでございますが、税制全般を眺めてみれば、今の個別間接税が果たして現状に合っているかどうかといふと、相当矛盾を持っております。ですから、今回の税制改正、国、地方を通じて個別間接税の矛盾を解消しようということで広く浅くふつかける消費増税を導入したわけでございます。それから、国と地方の一体性、こういうものをいふ見れば、大きな税の体系からいへば私は一歩前進である。ただ、地方の税源がこれだけ減少をするわけでございますから、税の公平さという面では当を得ておられますけれども、地方の財源、税源、こういうものを考えれば、その補完措置として譲与税や交付税を上げるによつてむしろ調整財源的なものでこの不足分を補つてまいる、そういうことでございますから、決して私は不適当なものといふふうに考えてはおりません。

○細谷委員 念のために、六十年度のあなたの方からいただいた資料によりますと、地方税の中で、地方譲与税と譲与税の改革前には〇・九であったのが二・八と大きく伸びておるのです。その結果として、地方税そのものは四五・八から四二・九とダウンしておりますけれども、全体としては三四・九とか三五・四とかわずかに上の方にシフトしておることはそのとおりであります。

そこで自治大臣にお答えいただきたいのですけれども、こういう税制の中で、言つてみますと消費増税というのは、総理はおとといの委員会等で、自分が組閣しておる限りにおいては消費増税は上げないと言つておられますけれども、私はさう言つて、かなり所得税その他の減税が行われました。国においても一兆円ぐらい、地方においても七千九百億円、その上にちよつと霧のような三千億円というのがあるわけですから、これが全体として減つておるわけですか。ところが、消費増税を上げないといふので、今は自然増で何とか賄える、ことしあたりはかなり自然増があるのでやっ

ていけるかもしれないけれども、何でもかんでも自然増に期待することができるといふわけでもない。自治大臣、これからの地方分権強化の中において地方自治のあるべき姿を追求していった場合に、こういう税の配分の状況でいいとお考えなのかどうか、まずお尋ねいたします。

○梶山国務大臣 率直に申しまして、必ずしも全部が十分だと申し切れる状態ではございませんけれども、少なくとも今年あるいは明年、自然増収が見込まれる段階でございますから、今までも、国税において所得税あるいは地方の住民税、こういうものを減税する場合に、いわばその自然増収を引き当てるに国民の負担を減らすということに減税が行われてきたということは、過去においてもあつたわけでございます。ですから、この自然増収が今後いつまで続くかという問題については、残念ながら予測は私にはできません。しかし、我々は、やはりこの自主財源、税源の確保をしながら、さらに行政の改革等を通じて節減合理化をいたしながら対処をしていかなければならないと思つております。

なお、今委員がちよつと御指摘になられたのかと思つたのですが、消費増税を上げないという総理の言葉があれば、その後の税というか財源の確保をどうするかという問題でございますが、私は、これから長い先にはわたりますと、住民に身近な行政需要、行政サービスを行う地方自治団体にいわば税財源の必要が生まれてくることは当然だと思ひます。ですから、その際財源不足になれば、恐らくそのときは交付税の見直しもいたさなければならぬような事態になるかもしれない。地方税の中で消費増税を上げるわけにはまいりません。ですから、総理が消費増税を上げないと言つておられる段階では、消費増税のいわば割り戻し分を自治体がいただくことはできないわけでございますから、その中身の変更をお願いをしなければならぬ事態がいずれは参るかもしれない。あるいは要らないと言つてむしろ減額をするようになるの

かどうかはわかりませんが、いずれにしても将来にわたって変更がないということはあり得ないと思っております。

○細谷委員 ちよいと一足踏み込んでいますよ。総理のお答えでは、とにかく自分が内閣を率いている限りにおいては、大体消費税を上げない、こういうことであります。世間では、外国等の例があつて、やがては消費税は上げなきゃならぬだろう、こういうふうに出ておられます。あるいは、今の消費税体系というのが付加価値税体系になっていくだろう、こういうふうな専門家も出ておられます。

そこで、大蔵大臣にお尋ねしたいのでありますけれども、今、財政再建というのは緊急の課題です。これは、赤字国債というのを六十五年までにはゼロにする、これが問題ですよ。ところが、そういうことに基いて、新聞等にも書いてありますように、今までそのために力点が置かれて、当然措置しておかなくはいかぬいわゆる掃きだめのような借金が六十五年以降にほうりやられておまして、それがどのくらいかといひますと、十二兆五千億円あると言われております。そうしますと、財政再建もやらなくはいかぬ、そうして十二兆五千億円のこみも片づけて、ごみと言つては失礼になるかもしれませんが、その先送りのもも片づけていかなきゃならぬ、そういう中において、本日の財政再建を進めていく。

一方においては、福祉政策という問題が出てきておる。あるいは社会保障の問題も出てきておる。後で御質問いたしますけれども、総理の言う、言つてみますと「ふるさと創生論」といふものをどうやっていくのかという問題があります。その中において、消費税は上げない、最後まで上げないとか、上げるかもしれないとかいふことを言つておられますけれども、私は、それではやつていけない、きれいなごみばかりじゃないか、こう思いますが、財政担当大臣としての大蔵大臣、いかがですか。

○宮澤内閣大臣 事態の御理解あるいは御指摘、

確かにそういう問題がございますことは否定いたしません。何しろ、まず特別公債を出すことをやめて、これによつて一般会計の国債費を将来に向かつて少しずつでも減らしていかなきゃならぬというふうに出ておるわけでございますが、さてそこで、今おっしゃいましたように、よく俗語ではツケ回しとおっしゃいますが、あつちこつちへ負担をお願いしているものの処理の問題がございます。国鉄の清算事業団も、これは将来やはり何かの負担になる公算は決して少ないと思ひます。

といたしますと、財政再建の道は大変に特例公債をやめましてから後も遠いと申し上げざるを得ないのであります。しかし、他方で、それなら消費税をという発想は、どうも私は、やはり、そうしましたら、歳出で何とか切り詰めていこうとか、あるいは、先ほどもお話しございましたが、歳入の中でも租税措置法のようなものにはまだ工夫の余地があるとかいふようなものは、どうしたつて新しい税が入るといふような可能性を頭に持つておつたら、私はできないと思ひます。いゝわば退路を遮断するとも申します。か、そういうことでないかと財政再建というのは本当にできませんし、また別の観点で言へば、我が国の経済もようやく軌道に乗つてまいりましたので、経済運営ということが何よりも大事である。その結果、経済がうまく動きますれば税収も自然にふえる部分が多くなるというところは、これはもうあることでございますので、そのような経済財政の運営をこそ心がくべきではないかと考えておるのでございます。

○細谷委員 ずばり申し上げますと、竹下総理が大蔵大臣時代、それから現大蔵大臣、いづれも、初めにおいては、財政上厳しく六十五年度までに赤字国債ゼロにすることも容易ならぬ、しかし最後まで努力するんだ、こういうことでやつてきました。運よく自然増が予想外に伸びて、そして何とかかなりそうだ、神風に助けられたという感じがしよう。そうだといたしますと、私は、常識論

として、財政全般の流れというのを見てみますと、総理、容易ならぬことだと思ひます。そこで、この辺について総理の全体的な、これはもうツケ回しもある、六十五年度には財政再建のとにかく赤字国債をゼロにするということである、ツケ回しもやらなくはいかぬ、それも十二兆五千億ある、国鉄もある、そこへもつてきていろいろな社会福祉なりその他の問題に取りかかるとなると、総理、やれる自信がございませうか。めどがございませうか。これは社会保険の料金を上げるとか税を上げるとか、こういうことに行き着くでしょう、そう私は思ひます。いかがですか。

○竹下内閣総理大臣 昭和五十四年決議当時でございますが、そのときは、お互いの話し合いの中に福祉目的の税考案方というのはいくらもなかつたといひます。私は思ひます。しかし、なぜ目的税にできないかといふいろいろな議論が、仮にこれを歳入歳入パラレルの目的税としてある程度老人医療とか基礎年金とかに絞つたといひましたとしても、歳出圧力が強くなつた場合は、目的税であれば運動してこれを安易に手をつけたがらんじやないかといふような感じが方から、やはり福祉に目的を統一するのではなく、国民共通の経費を広く薄くという中でこの説明の消化をさせていただくようになったんじやないかな、こう思ひます。

それからもう一つの考案方は、財政再建税的な考案方でやつてみたかどうかという御意見も確かにございました。これもやはり今大蔵大臣から言われましたように、財政再建の目的税として、財政再建を目標としたりするためには、やはり率にとかく安易に触れがちならんじやないかな、こういう反省が實際あつたわけでありませう。

そこで、大蔵大臣から言われたとおり、やはり財政再建というのは、結論は、土光さんのお論しのように退路を断つて、いわば「増税なき財政再建」。その増税とは何ぞや、これはかみ砕いて臨調の方でも申されたように、新しい税目を設けて大きく租税負担が変わるようなことがあつてはならぬという、そういう退路を断つて初めて、これか

らまだやらなくはいかぬ行政改革、歳出の削減合理化もやつていかなきゃならぬ、そういう意味で、道なお通しという感じはいたします。したがつて、第一目標は五十九年から六十五年まで延ばしたのでございますが、それはやっぱ私は国会の協力があつたからこの六十五年神風、もとより国民の勤勉による問題、決して政府の経済運営よろしきを得てなんぞなことは言おうと思ひませう。が、そういうことがあつて自然増収というもののに支えられてきたことも事実でありますので、これからさあ、根つこの、いわゆる赤字国債であれ建設国債であれ残高になつたら同じことになるわけですから、この償還を対GNP比に対してどの程度を目標としてやつていくかといふのは、まずはこの第一目標が達せられた途端に議論をしながら設定すべきものであるといふふうに思ひたいでございます。

したがつて、やっぱ財政改革というのは、お互い選挙をして出ておりますと、きょうもお見えになるそうですが、あのノーベル賞経済学者のブキャナンさんが、国家の予算の健全性は少数のエリートによつて決められるものではない、結果としてはそれぞれの利害関係にあるものを基盤に置いて選出された国会議員によつて決められる。したがつて、とかく、これはアメリカの議会制民主主義を指して言われたことでありますけれども、やっぱ歳出といふことの増加はだれも喜び、そして増税とかカットとかはだれも喜ばない。しかも、今日のツケを返すのはだれか。今は納税者でないところの孫や子やひ孫である、こんな表現がありますだけに、私はそれを拳々服膺しながら、協力を得て、第一目標が達成された場合の残高、これについては健全化を行うためのさらなる努力をやつていかなきゃならぬといふふうに思ひます。したがつて、目的税の意識が私自身にも何度かあつたことがございませうが、目的税とした場合、さらにかえつてまた歳出圧力に安易に行くんじやないかといふような反省もいたして、今次の原案となつた次第でございます。少し話が長くな

り過ぎました。

○細谷委員 余り時間がありませんから、簡明瞭にお答えいただきたいと思ひます。

新聞で、今度の税制改革後は総理としてはかねてから言われておる「ふるさと創生論」、これを焦点として進めていくんだということでありまして、けれども、これも握りこぶしだけではいけないわけですね。財政措置等は今度の税制改革でいい、こういうふうにおっしゃつておるのですか。どうも新聞等のあれによりましてそう見られるようですが、いかがですか。

○竹下内閣総理大臣 「ふるさと創生」というのは、要するにおのがじしそこにおる者がみんなでつくった青写真に対して政府は手を差し伸べていくというふうな形で、政府がメニューをつくるべきものではない、こんなことを言つております。したがつて、今度の税制改革で国全体、世間一般における活力というものは私はこれは出るであろうことを期待して改革をお願いしておるわけでありまして、その今の私の論理を進めていくと、細谷さんにいつも指摘されますように、自主財源が伴わないところには本當の発想が出ないじゃないかという論理の壁に突き当たることも私も十分承知いたしております。

しかし、さはさりながら、税源配分がこのように全国的にばらつきがありますときに、自主財源をふやすことによつて、ふやすにこしたことはございせん。が、全体の国、地方を通じての財政規模というものを考えてみますときに、細谷さんが期待していらつしやるいらつしやるないは私の推測でございまして、自主財源を多く持つということ、今度の改正の中でこのようにできましたというふうなことは言うつもりはございせん。やはり全体の中で対応すると言わざるを得ないと思つております。

○細谷委員 今、裏側を返しますと、総理自体が今度の税制改革では、地方分権と言うけれどもそれを裏づけするような自主税源というのは不十分だ、あるいは今後対応していかねばならぬ、

こういう意味だ、こう私は理解いたします。

そこで、今全国的に一つの問題点は、過疎地、これをどうするか。大臣の郷里も、これは過疎地の代表的な県だと言つてもいいと思ふのです、大変失礼でありますけれども。広島県の裏ですか、広島県が表ですかね、そう思ひます。そういうことで、この過疎もちよつと状況が変わつてきておるのですよ。今まで十年、十年とやつて、来年で今の法律の期限が切れます。これをどう対応するの。

この間、鹿児島県でかなりシンポジウムがありました。そして、新しい発想も含めて、真の地方分権という考えに立つて住民が郷土づくりのために立ち上らなければいかぬ、こういうことが述べられておりますね。それから、きのうのある新聞に「マイタウン東京」っていう、かなり大きなスペースで記事が出ております。それによりますと、総合実施計画三カ年の計画事業費ということ、かなり大きな金が、初年度二兆円、六十五年度二兆五千億、これは先ほどちよつと申し上げましたけれども、やつぱり一七、八%の年率で伸びていくわけですね。これもかなりの金が必要。ですから、私が言うように、握りこぶしでは過疎問題もあるいはマイタウン東京もできないよ、こういうことを申し上げている。

ところが、これは大蔵省等ではどういうことになつてゐるかという、そういう問題について、例えば東京都とか愛知県とか神奈川県は交付税をもらわぬところなんだ、交付税をもらわぬところだから、いつそのこと補助金等も減額していったらどうか、さらには東京都の法人事業税は余りにも伸び過ぎておるから、ひとつ東京都の法人事業税をカットして全国にばらまこうか、こういうことが新聞に報ぜられております。これは、財政再建問題も容易ならぬことでありますけれども、このふるさとづくり、これはやはり大変な困難を伴う問題でありますけれども、ぜひやらなければいかぬ問題だと思ふのです。ところが、目の前でそういうことを言われながら、東京都の法人事業税

は全国的にならちやえ、私はそのこと自体が悪いということではないのです。むしろそれは税源配分というものが議論されておるときにやるべきであつて、税源配分が叫ばれておるその過程において、いや、もう東京は多過ぎるから切つちやえ、こういう議論は私は賛成することはできないと思ふのです。この辺について、自治大臣、交付税で富裕団体はちよつと征伐してやれ、あるいは法人税で征伐してやれ、そういう考えがあるのですか、ないのですか、お答えいただきたい。

○梶山国務大臣 そういう考えは毛頭ございせん。ただ、法人事業税の現行は昭和四十五年度改正以来その見直しを行つておりませんので、大変産業構造が変革をいたしておりますから、その実情に合うための分割基準の見直しを今鋭意検討を進めておるところでございます。

ただ、委員御指摘のとおり、法人事業税を中心にして東京に集中をしておることは御案内のとおりであります。ですから、過日も御議論を聞きながら思つたわけでございますが、これは国税においては国のどこで納めようとして収入に全く変化がないわけでございますから、国税でそれほどの意識を払つてもらうことはできないかもしれせんが、確かに本社のある場所と事業所、工場のあるところの事業の所得という、そういうものの判断基準、あるいは親会社と子会社あるいは下請会社、どうしても親会社あるいは親工場に利益は集積をされがちでございます。国税においてはどちらで取つても結構でございますが、地方にとつてみますと、全くそれは正当な評価をしていただきませんと地方税の中のバランスが崩れてまいります。

そういう点の見直しは今後は慎重に、真剣に検討していかねば、中央というか大都会と地方の格差がますます拡大をしてまいらる。そういうことから考えますと、むしろ私は大都会にあるものが悪だとかなんとかいうことじゃなくて、地方というか、地方にあるものと都会にあるものの実体を正確に把握をする必要は、自治省側というか

地方自治側が真剣に考えまないと、これは国税にお願ひしてもなかなかできないかもしれせんが、そういう観点でこれらの法人税その他も見ていただきたい、そしてそういう実体にあつた地方税のあり方も研究をしてまいらなければ、そういう意味で地方の自主財源、「ふるさと創生」を完成する財源を確保することには至らないという感じも持つてゐる一人でございます。

○細谷委員 私は、「ふるさと創生」のために東京都等の富裕団体のものを切つたらいよいよいいか、交付税を一部そつちへ回したらいいじゃないか、カウントしてやればいいじゃないか、こういうことを言つてゐるわけじゃないのですよ。問題は、それならば、東京都といへども不景氣なとき、景氣が非常に落ち込んだる時期には、法人事業税法人事業税と言われましても、全体のシェアの中で、東京都の人口は全人口の一割としますと、法人税というのは一五、六%くらいまでシェアが落ちたのですよ。今は確かにふえて二六、七、八%あるでしょう。高くなつたらそれに手をつけるぞ、低いときは知らぬふりしてゐるぞ、こういう態度はよろしくない、こういうことを申し上げておるわけですよ。

ですから、自治大臣が、どうも新聞によりますと自治大臣ではないようでありましても、事務当局が法人事業税、そして全国の苦しい府県の方から、東京に法人事業税は少し行き過ぎておるのじゃないか、これは一極集中の弊害だという形で、何とかしてくれ何とかしてくれとあつても、やはりあくまでも合理的に、そして地方分権、地方自治はどうあるべきか、東京の役割はどうあるべきかということとひとつ対応をしていただきたいと思ふのです。簡単に、多いからひとつ切つてやれやなんというのではなくて、そしていただきたいと思ふのですが、もう一度大臣いかがですか。

○梶山国務大臣 全く細谷委員と同意見でございます。多しところから切つて少ないところへ配るうなどという、地方自治団体間でそういうこと

を行うという気持ちはございません。ただ、現状に合った見直しをしていくことは当然だというふうに考えております。

○細谷委員　そこで、国土庁長官いらつしやうとおると思うのですが、竹下総理の一枚看板と申しませんけれども、かなり重点を置いた、本にも書いてある「ふるさと創生論」。この「ふるさと創生論」一の実際の意味というのは、やはりどうも島根県だけに過疎問題ということを念頭に置いてこういう発想が展開されておるのだ、こう考えてもいいと思うのです。そうしますと、鹿児島島のシンボジウムではありませぬけれども、過疎法についてはやはり真剣に取り組まなければいかぬ。それも、かつて十年前の過疎法の指定の物差しといふものどかなり趣を変えたような形でやらなければいかぬ。しかも、過疎法は絶対これからの二十年間も必要だ、新しい立法をしなければならぬのだ、こういうふうには私は考えます。国土庁長官、どうお考えですか。

○内海国務大臣　過疎法につきましては、先生前に過疎の議員立法をやられるときも、野党の方の代表でいろいろお世話をいただいたこともよく承知いたしております。二十一年間にわたりまして、過疎法に基づきまして過疎地域の振興その他いろいろな施策をやつてきたわけでございまして、大分その成果は上がつておると私も認識をいたしております。ただ、まだまだ公共事業等でおくれをとつておる、また高齢化社会がさらに格差を広げておる、こういう現状からいまして、六十五年で切れるということでは過疎地域の皆さん方に申しわけないな、こういう感じで私も考えております。しかし、前回が議員立法で御提出になり成立をしている経緯もございまして、その点よく国会の皆さん方と、与野党の皆さん方とも御相談を申し上げて、これの存続につきましては鋭意検討して結論を出したい、こう思つておるわけでございします。

○細谷委員　過疎に対して新過疎法という言葉も聞かれる時期でありますから、大変重要だと思つ

のですが、ひとつ真剣に取り組んでいただきたい。これは議員立法だからおれは知らぬぞというわけにはいかぬと思つたのです。

もう一つこの問題について、総理の考えは具体的に財政措置は考へてないようでありましてけれども、自治大臣にお尋ねしますが、自治大臣、この春、ふるさとづくりの振興のための財団という構想を発表されましたね。それはその後どうなつておるのですか。少しは進んだように見えますけれども、案を出して放しで自治大臣はちよつと横を向いておるのじゃないかという感じがします。いかがですか。

○梶山国務大臣　私が横を向いておるわけではございませぬで、各省庁がなかなか私の方を真つ当に見ていただけないので、私も大変気が長くなりまして、いずれの日かという熱い思いを込めながら、恐らく近い機会にそういうものの実現を見るような懸命な努力をこれからも払つてまいりたいと思ひますので、ぜひとも御支援のほどをお願い申し上げます。

○細谷委員　大臣、あれから半年になりますよ、あなたが言ひ出してから。それ以上になるのですね。しかも、それは総理の重要な目玉の柱になつておるわけでありまして、これは総理に相済みぬと思つたのです。

総理、どうなんでしょうか。これはやはり各省庁間の縄張り争ひということじゃなくて、きちんと各省庁間で十分論議を尽くした上で軌道に乗せるべきものだ、こう思ひます。いかがでしょう。

○竹下内閣総理大臣　いわゆる梶山構想、ふるさと財団構想、こういうことを私も就任早々から聞かしていただいております。若干私も、途端に感じましたのは、大蔵大臣の感覚があるのか、いわばある種の金融業務を行うような感じになつてくる、むしろ既存の金融機関等を叱咤鞭撻した方が結論としてその趣旨に沿ふことになるのではなからうか、こんな意見を吐いたことがございします。が、今もなお梶山大臣がそれを抱えて歩いておるということは十分私も承知をいたしております。

○細谷委員　こういう問題に関連してちよつと総理の考えをお聞きしておきたい点は、税問題には税制調査会、あるいは地方制度問題については地方制度調査会、こういうのがありますね。ところが、総理もそういう考へようでありますけれども、こういう地方制度なんというのは、それはもう今まで総理の諮問機関としてあつた地方制度調査会よりも上位に、新しい行革審に任せたらどうか、それに対して総務庁長官が屋上屋を重ねるやり方じゃないか、そこで妥協の末、お互いにかち合はぬ部分だけをやつたらいいじゃないか、こういうことになつて、総務長官も渋々腰を上げた、こういうふうになつておると思ひます。

これはやはり総理の責任で調整して、言つてみますと、政府の税制調査会があると思つてそれよりも自民党の税制調査会が優位なんだ、こういうことになつたり、前からあつたものは古過ぎてカビが生えたから、じゃ新しい新行革審に任せようかということも、私は総務庁長官の見識だと思つたのです。屋上屋はやめろ。これはやるべきだと思つたのです。いつの間にか妥協に妥協を重ねて進んでいくということとはよくないと思つたのですが、この辺について総理は今後どう対処されるおつもりですか。

○竹下内閣総理大臣　地方制度調査会、これから私自身も十三項目でございしましたか、御意見書をちょうだいいたしました。それで、行革審ということについても、ともに八条機関でございします。で、こつちで答申はあつたが解決できないからこつちへ持つていつてやつてもらおうという性質のものではないだろうというところは、私自身整理をしております。

現実問題としてそれは本当に、地方議会あるいは市長さん時代から四十年も地方自治をやつていらつしやる先生にあえて申し上げますならば、さつと申すところになりますと、地方制度調査会の答申というのは各省にまたがるものが多いわけではございします。それを束ねて調整するところはどこかといへば、一つは内閣官房だと思つたのでありま

す。が、幸いにして行革審というもので地方行革についての議論を今後ともされるということになつておりますから、本当に現実的なお話をいたしますと、あそこ場所の方が各省が乗りやすいんじゃないか、各省がそれぞれの立場に立つて意見を申し述べたりするにはあそこ行革審の場というのは適切な場の一つだな、こう思ひまして、そこへ知事会それから市町村会等からもそういうことを要望するやの声もありましたので、したがつて、今の規制緩和の問題、精いっぱい行革審はやつていらつしやいます。が、いづれそういう方向をも検討してもらへるであらうということを期待しながら、別にそこへ諮問するということではなく、現実的処理としてあそこは大変土俵に上がりにやういふ一つの場所じゃないかな、これは非常に論理性ではなく現実性の問題としてそんなことを念頭に置いておることは事実でございします。

○細谷委員　総理がおつしやつたような面もあると思つたのです。例えば地方制度といふと地方の六団体の代表とか、あるいは自治省の古手等ありますから、どうしてもそれは純中立ということにはならぬかもしれませぬ。ですから、そういう点を配慮するというのは諮問しておる総理大臣が最終的には判断すべきであつて、屋上屋の組織をつくる必要はないという総務長官の意見に私は賛成です。ですから、ひとつこの問題についても対応をしていただきたい、こう思ひます。開発銀行等の問題が、開発銀行は要らなくなつちやうじやないかという意見もあるようでありましてけれども、そんな問題じゃないと思つたのです。

そこで、自治大臣にばかり質問して恐縮でありますけれども、法人税の分割基準を改める、端的に言いますと東京が余り多くなり過ぎたからちよつと調整しようかという一語に現状では尽きると思ふのでありますが、私は、今度の税制といふのは、ずばり言いますと法人には甘く、金持ちには甘く、こういう税制が公平という名で通つていつてゐる。例えばアメリカのレーガン税制改革では、所得税等の大幅減税をやつておりますけれど

も、法人税の税率も下げましたが、法人税の裏に隠されておるいろいろな特別措置を整理したために所得税の減税ができたというのです。ですから、レーガン政権の行われた税制改革というのは、これはやはり賛意を表すべき点が多々あると思うのですが、日本のはレーガン政権のまねというのと違ひのですね、そう私は思います。

そこで、法人は今実効税率が五〇％を超している、これでは企業が外国に逃げちゃうという形で、何とかしようということで、五〇％以下に実効税率をしようということで、基本税率やその他を下げようとしておりますね。下げるとは結構でありますけれども、どうも法人については、先ほどの話はありますけれども、留保財源とかいろいろあるのですからもうと横極的に図つたらどうか、こういう気がいたします。

その一つとして、これは地方税の中の問題でありますけれども、法人についても住民税の均等割というのがあります。均等割というのは、五十年以降大体三年に一度ぐらいずつ改正しているわけですが、言ってみますと、法人といつても、ピンからキリという言葉は適切じゃありませんけれども、資本なり働いておる労働者の数等で一応の物差しをつくつて、そしてこういうところからはひとつ均等割というけれども、昔のように一万人おるところも五十人のところも五千人というあれはおかしいという形で格差を、段階をつつたのですね。段階を五十年からつくつて今日までやつてきました、たしか五十九年に改正されただけで、今度の六十三年の改正では一つも出てきておりません。そういう観点からいって、法人均等割について手直しをする意思ありやなしや、お聞かせいただきたい。

○湯浅政府委員 法人住民税の均等割は、御指摘のとおり、地域社会に要する費用を地域住民がそれぞれ均等に負担し合おうという考え方から、個人、法人に対して負担を求めているものでござい

ます。御指摘のとおり、五十九年度に改正をして以来

既に五年を経過するわけですが、実はその前の五十八年度にも一回改正をいたしております、五十八年、五十九年度と二年続けて改正して、その段階でかなり大幅な税率のアップをしたという事情が一つございいます。そういうこともございまして、現在のところ、大規模な法人については相当の均等割を各自自治体に納めているというふうな実態もございいますので、その辺を十分踏まえながら検討を進めてまいりたいということ、現在検討しているわけでございいます。

○細谷委員 検討するのは当たり前であつて、一万人の人が働いておる百億円の大企業が今の制度では、昔、昭和五十年ぐらまでは五千人だったのですよ。それが逐次直されて、今恐らく百一、三十万になつていて、均等割は、これも状況に応じて、しかも何かというと、脱税とは言いませんけれども、税逃れの意味も含めて税テクが行われて、これはやはり手直しをすべきだろうと思ひます。総理、いかがでしようか。

これは税制調査会では余り議論されておらぬようでありまして、ある自治省の五十年代の、亡くなった当時の税務局長が次官が知りませんけれども、かなり踏み切つて、私どもはそんなものよりも法人の所得割をもつと取るべきだとよく言つておりましたけれども、均等割だ、これが今割合に評判いいのですよ、今まで納めなかつた赤字法人というの納めるようになったというところで、いかがです、もう一度決意のほどを承つておきたい。

○梶山国務大臣 深い税の仕組みについてはよくわかりませんが、まず私が第一に考えますことは、赤字法人がこのままでいいのかという疑問を一つ持つております。確かに、地方にあつてそれぞれの行政サービスを受けながら、所得がないということだけで大差の不均衡が生じているわけでありまして、ただ、それぞれの企業課税その他を考えると、税理論からいへばなかなかなじみの少ない問題かもしれませんが、私はや

はり地方的な発想からいいますと、特に外形標準課税的なものがこれから取り入れられてしかるべき。それから、特に今先生御指摘のそういう意味での均等割税、これは特にそういう赤字法人その他に対して外形標準課税が一挙に全部導入ができないとするならば、その分野だけでも見直しをするということによって優良な企業へのむしろ励みにもなる。

赤字になるにはなるの、それぞれの理由があるのかと思ひます。赤字法人必ずしも悪だとは私は申しません。それぞれ固定資産税を払い、給与を払い、社員を養うわけですから、養うという言葉が適当であるかどうかはわかりませんが、それぞれの一つの社会的な責務を負う中で残念ながら所得がゼロないしはマイナスであるというだけで責められるべきものではございせんが、場合によつては長く赤でなせ続つかという疑問すらあるわけですから、この問題についてはぜひ前向きに私は検討してまいるべき性格のものだというふうに考えております。

○細谷委員 税の個別の問題について一、二お伺いします。この席でもかなり問題になりましたが、社会保険診療報酬、主として所得税のサイドから議論されておりますが、私は事業税のサイドから。これは、毎年同じような文章でありますけれども、税制調査会の答申というのが行われて、事業税もどういふ答申が行われたかという、事業税における社会保険診療報酬の非課税措置については、累次の調査会の答申において指摘してきたとおり、速やかにこれを撤廃すべきであることは当然であり、少なくとも所得税及び法人税における課税の特例に準じた取り扱いにしろ、同じように五十年以降毎年のように出ているのです。所得税について五段階、今度は五千万円以下の問題はありますけれども、これについてはちよつと手直しされました。これは全然手直しされてないのですよ。しかも事業税というのは、七二％とか五二％なんてないのですよ、根っこから社会保険

診療報酬については事業税はゼロ。極端に言いますと、助産婦さんについては事業税がつくけれども医師については事業税がつかぬというのは、これはいかにも不合理だと私は思うのです。ですから、当時、五段階の所得税をやつたときに、七二％の五段階にしたときに、今回のことも含めて、この事業税のものもそれにアナログに並行的に手直しすべきだ、こう私は思ひます。これは大蔵大臣ですか、いかがですか。

○湯浅政府委員 社会保険診療報酬に対する特例措置は、御指摘のとおり、所得課税についての所得税あるいは住民税の関係と、それから事業税という二つの観点からあるわけでございいます。今回の税制改革におきまして、所得課税に対するもの、それと事業税に対するものと二つをどのように改善していくかということで議論をしていただいたわけですが、最終的に所得課税の分野におきまして特例措置の一部は正を行うということになつたわけでございいます。したがひまして、地方税におきまして、住民税につきましては所得税と同じように今回特例措置の一部縮減が行われたわけでございいます。

引き続きまして事業税につきましては今後の問題として検討していかねばならない問題だと思ひますけれども、今回はそういうことで所得課税に対する特例措置の見直しというものが優先的に行われたというふうに御理解いただきたいと思ひうわけでございいます。

○細谷委員 これは数年前に、田川自治大臣の時代だつたと思ひますけれども、当時事業税で特例が適用されておつたのは、マスコミ関係とそれから社会保険診療報酬でありました。ところがマスコミ関係の特例は廃止されました。マスコミ関係にも事業税がかかるようになりました。そして今度は、そのマスコミはかつておつたけれども、均衡を失する激変緩和という意味において、また経過措置が、特例措置がこれから二年間続くというところが今度の法律に出ております。社会保険診療報酬の方の關係で、つき合ひでしよう、これは。

これはやはりきちんと、もはや三年マスコミ関係についての事業税の特例をやつてきたのですから、まけることは結構でありますけれども、税の筋としてはおかしいのじゃないか、こう思います。特段のひとつ検討を自治大臣にお願いをしておきたいと思ひます。

時間がありませんで、最後に、通産大臣大受恐縮でございますけれども、軽油引取税のいろいろ問題が起つたり刑事事件になつたり、いろいろあるし、それもやりたいのですけれども、今やはり総理が言つてゐる郷土をつくる、そのために一つの問題として、産炭地域あるいは造船等をやつておる地域は大変疲弊をしております。そういう中において、過去長い間石炭政策、その原資としての原重油関税というのが適用されておりました。この席上でもタックス・オン・タックスというやうなことでいろいろ議論がされておりましたが、この個別の税についても調整減税あるいは単独の場合とかいろいろありますけれども、それも議論があるのでありますけれども、こういう中において、私は、その税の問題があると同時に、産炭地域あるいは石炭の将来というものを展望して重要な課題だと思ひますが、通産大臣の所信のほどを覚えて承つておきたいと思ひます。

○田村国務大臣 御承知のように、現在第八次石炭政策の進行中でございます。まあいい姿で進行しておると思ひますが、それだけに胸の痛むことも多いわけでありませう。

御質問の原油関税問題でございますけれども、消費税というのが広く薄くということで、非課税というのを原則認めないということでございませう。定義上やはり油も例外ではありませう。ところが、そのまゝにしておきますと、単純併課というところで非常に高いかさ上げになりますから、これは大変な迷惑をかけることになりませう。そこで、我々は何とかしなければいけない。ところが、御承知のように石油諸税というのは余りにもその金額が大き過ぎます。しかも特定財源が多過ぎますから、そう簡単なものでもない。そ

こで私も、その三%のアップ分を何とか低めて迷惑のかわらないようにしたい。ところが、それでありませうといふいろいろなことを考えなければならぬわけでございますけれども、今御指摘の原油関税も含めまして種々の検討をいたしておるところでございます。財政当局ともいろいろと相談もいたしております。自治省とも相談もいたしております。

ところが、今度は、原油関税も含めてということになつても、さて原油関税に依存しておる命がけの石炭というのがあるのです。これを捨てるわけにまいらない。そこで、私が石炭三原則と銘打つておるわけでございますけれども、まず第一、石炭勘定の持続、それから二番、原油関税にかわる安定的財源の確保、それから三つ目、石炭対策に必要な歳入の確保、この石炭三原則だけは絶対に守る所存でございます。

○細谷委員 もう終わるのですが、要請も含めて。

私も地行族と言われるものですから、議論が大変偏つてゐるのじゃないかと思ひます。そうじやなくて、客観的に見て、例えば義務教育国庫負担については、財政当局が、新聞によると一千億円程度今度削減しよう、こう言われる。これは現に新聞に出ております。毎年のように出ております。六十三年になつて期限が切れる国庫補助負担金も一兆七千億円ばかりありますけれども、これもひとつそのまま続けてもらいたい。あるいは少し約束を守らないやうな動きがあると聞いております。さらには、もつと詰めて言へば、法律に基づいて地方交付税というのは六条の三の二項によつて保障されるべき地方公共団体の一般財源ですよ。こういう、殊に自分の方のやつは伏せておいて、人の方の懐に手を入れるという傾向が強いんじゃないか、こう私は思ふのです。そういうことにならないようにひとつ対応していただきたい。これをお願いして、私の質問を終わります。

○海部委員長代理 これにて細谷治嘉君の質疑は終了いたしました。

草野威君。

○草野委員 私は、税制問題とそれからリクルート疑惑について質問をさせていただきたいと思ひます。

本日は、初めに、N T Tの山口社長に参考人としておいでをいたしておりますので、冒頭に参考人に若干お尋ねをさせていただきます。思ひますので、どうぞよろしく願ひいたします。

極めて残念なことでございますけれども、御承知のように、昨日、真藤会長の周辺にまでリクルートの株がばらまかれてゐる、こういうような事実が判明したわけでございます。真藤会長はつい最近まで、村田秘書については株をもらった事実とは全くない、このように強く否定をされていたわけでございますけれども、昨日あのようなことが判明したわけでございます。会長自身もおつしやつてゐるやうに、秘書には何の権限もない、このやうにおつしやつております。その何の権限もない秘書の方が一万株という大変大量な株を譲渡されておられる。現役員の方の五千株に比べても極めて際立つた量である、このやうに思わざるを得ないわけでございます。こういうやうな事実を通して、私は、私はまずきようは、率直に山口参考人に三点ほどお尋ねをしたいと思つております。

一つは、このことは、やはりN T Tが民営化して三年有半たつたわけでございますけれども、極めて順調に今伸びてきてゐるわけでございます。そして、国内においてもまた世界的にも大変優良な会社である、このやうに思はれてゐる中で、こういうやうな事件が今起つてゐる。国民の目から見れば、一体どうしたのだらうと驚きもし、かつ疑惑の眼で見えてゐるわけでございます。そういうことで、きようはせつかくの機会でございますので、社長から何点かにつきましてきつとしたお答えをぜひともちょうだいしたい、このやうに思ひますので、どうぞよろしく願ひを申し上げます。

第一点は、役員の方々にリクルートの株が譲渡されてゐる、この問題をめぐりまして、特に今度の真藤会長の責任問題、また式場取締役の責任、

こういうものにつきまして、社長としてどのやうに今お考えになつていらつしやるか、お聞かせいただきたいと思います。

○山口参考人 お答えいたします。

お答えの前に、今回のリクルート株の関連で私もN T Tの中から関係者が出たことにつきまして、大変遺憾に思つておりますし、大変残念だと思つております。深くおわびを申し上げます。

そこで、ただいま御質問ございました今回の会長秘書の村田秘書がリクルートコスモス株の取得をしてゐたということについての問題でございますが、この件につきましては、私も聞いております。あるいは調べました範囲におきましては、村田個人がやつたということになつておりました。私も会長から、会長も全く関与しなかつたといふやうに聞いておりました。私もそれを確信しております。そういうことでございませう。ぜひともこの関係につきましては、大変残念なことだと思つておりますが、御了承願ひしたいと思います。

○草野委員 村田さんが個人的にやつた問題である、このやうなお話でございますが、私、今極めて大事なことをお伺ひしておきます。

それは、この今回の事件を通して、真藤会長の責任について今山口さんは社長としてどのやうにお考えになつておられるか、また、式場取締役の責任問題についてはどのやうにお考えになつてゐるか、このことについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○山口参考人 ただいま申しましたやうに、この件につきましては大変残念なことだと思つております。

○草野委員 今のお答えは、本当に残念なお答えだと思ひます。社長としてお答えしづらいことじやないかと思ひますので、では、次の問題をお伺ひしたいと思います。

そうしますと、この村田さんの立場でございませうが、何の権限もない秘書である、こういうお話

でございませけれども、私どもが新聞等で読んだ限りでは、二十三年間真藤さんにお仕えした方である、そして非常に信頼も厚くて、例えば個人的な預金の口座に至るまで全部任してある、かなり個人的にも信頼をされている方である、そういうところから我々が考えますと、一万株なんという大変大きな株を、リクルートから話が合ったときに、何の相談もなしにそれを自分で全部引き受けてしまふ、そして二千万円の差益を自分でもうけて、それも黙って、会長にも報告しない、こういうことが果たしてあるのかな、そのように思います。

そのことはさておきまして、この村田さんという方が、言われるところによりまして、リクルート社から依頼をされてNTTの関係者になり大量の株をばらまくための配分役といえますか、そういうような役目をされておられるんじゃないか、こういうような話がございませけれども、このことにつきましては社長はどのようにお受け取りになつていらつしやいますか。

○山口参考人 十一月五日の夜に、村田本人から次の内容の電話があつたというふうに報告を受けております。

一つは、六十一年九月ごろリクルート社から株の話がありまして、リクルートコスモス株一万株を譲り受け、店頭登録直後売却をした。二つ目は、これはNTT及び真藤会長と一切関係がなく、村田個人で行つたことであるけれども、世間を大変お騒がせしましたことを非常に申しわけなく思つてゐる。それから三番目は、一部に報道されてゐます数十万株の売買の件については事実無根である。こういうふう聞いておきまして、なお、本件については会長から一切かわりないとも聞いておりまして、私もそれを確信してあります。

○草野委員 では、第二番目の問題といたしまして、スーパーコンピュータ転売の問題につきましてお伺いをさしていただきたいと思ひます。このスーパーコンピュータの導入につきま

て、昭和六十二年の五月、日米首脳会談の席上におきまして、訪米中の中曽根当時の首相がみずから言及をされたことが明らかになつた、こういうようなアメリカ政府の関係者の指摘が報道されているわけでございます。

これに關したことでございませけれども、当時、郵政省はNTTに對しまして、このスーパーコンピュータの購入問題に對しまして、クレイ社のスーパーコンピュータを購入するように、このように郵政省がNTTに對して要請したのではないか、このように言われているわけでございます。この要請は郵政省から真藤会長になされたものだと思ひますけれども、この点はいかがでございますか。

○山口参考人 ただいまのスーパーコンピュータの購入の件に關しましては、郵政省はもちろんであります。政府筋から一切そういう要請はございませぬ。これはあくまでもリクルート社側からNTTに依頼があつたものでございませぬ。

○草野委員 そういたしますと、真藤会長自身が記者会見のときにこのようにおつしやつていますね。江副氏が真藤会長を訪ねてきて、米國から買われるそうですが、私どもも一緒に買つてくだされ、このように頼まれたので、米國から買えと買つてきたやさきだつたので、担当者と一緒に買つてあげなさいと言つてやつた、このように真藤会長はおつしやつた、こういうことが報道されておりますが、これは事実でしょうか。

そしてまた、もしこれが事実だとしたら、会長から山口さんに対して何らかのこの件についての指示があつたのでしょうか。もし指示があつたとなれば、その指示に基づいて山口さんはどのような処置を社内でおとりになつたのか。

○山口参考人 江副さんの方からスーパーコンピュータを買つてくれという話は、たしか六十年の秋ごろではなかつたかと思ひますが、それまでにNTTは、クレイのスーパーコンピュータにつきましては研究開発用として購入してありました。したがつて、そういった経験がござ

いますし、それからスーパーコンピュータにつきましても多少の知識等持っておりましたので、したがつて、リクルートの方から、スーパーコンピュータを使いたいということでNTTに手伝つてほしい、こういうことがあつたのだらうと思ひます。

したがひまして、真藤会長も、NTTも買った経験がございませぬ、それについては一番内容をよく知つてゐるということもありまして、買つたならば一緒に、一緒にといひますか、NTTが協力、アドバイスをした方がいいという考えでそういう発言があつたものと思つております。なお、私はそのことについては何も当時指示がございませぬでした。

○草野委員 リクルート側から頼まれて、そして買うことにした、こういうことでございませぬが、その話をクレイ社との商談の中で詰めるときに、クレイ社に對して、このスーパーコンピュータについては日本のリクルート社に転売をするものである、こういうような条件といひますか、そういう話はその商談の中で出ていたのでしょうか。

○山口参考人 私どもは、単に転売ということを考えていたわけではなくて、リクルート社がスーパーコンピュータを使いたいといふことでございまして、NTTが、先ほど申しましておりますように、設計、建設受託工事、この工事の一環として、クレイ社からコンピュータを調達いたしました。それでリクルート社に設置工事を行いました。この取引をしたわけでございます。NTTとすれば、ほかのお客さんから受託工事を受けると同じような手続で、同じような契約を結んだわけでございます。

○草野委員 今のお話を伺つておりますと、クレイ社との商談の中では、転売という、そういうような話については一切なかつた、このように受け取つてよろしいですか。

○山口参考人 ただいま申しましたように、建設の受託をやりま

がどこであるかということとはクレイは存じていたと思ひます。

○草野委員 その点は、いま一つあいまいな点がございませけれども、次に移りたいと思ひます。もう一点は、RCSそれからINS事業につきまして、リクルート社とのいわゆる密着な関係がいろいろ取りざたされているわけでございますが、この点につきましてお尋ねをしたいと思ひます。

例えば、現在このスーパーコンピュータは横浜のNTTデータビル、それからもう一つは大阪の堂島のNTTビルに設置されておりますけれども、NTTが過大な便宜を計らつてゐるんじゃないか、こういうことを言われているわけでございますが、この点についてお尋ねをしたいわけでございます。

例えば、NTTはシステムの設計から運用についてリクルートから委託は受けていないのかどうか。それから、NTTからリクルート社への転出社員、出向社員、こういうものはあるのかどうか。それからもう一点は、リクルートの回線リセールのセールスに對しましてNTTは自分の持つてゐる各企業の配線図などを提供したと言われておりますけれども、これは事実でしょうか。もし事実であれば、どうしてそのようなことをしたか、その理由についておつしやつていただきたいと思ひます。また、このことはリクルート以外、どういう企業に對して行つてゐるのか、もしおわかりでしたらおつしやつていただきたいと思ひます。

○山口参考人 NTTとリクルート社との間で、契約を結んでゐることでございますが、これは一つは専用回線にかかわる契約、それから二つ目はコンピュータ設置にかかわる契約、第三番目にはコンサルティングにかかわる契約、この三つの契約をしてございませぬ。

専用回線利用契約につきましては、郵政大臣の認可を受けました専用線サービス契約約款に基づきまして実施してゐるものでございまして、その他の契約につきましては、従来からお客様の御

要望に基づきましてどのお客様にも適正な対価を
いただいております。特別にリクルート社のみに対応しているものではご
ざいません。

それからなお、転出社員の話も出ましたけれど
も、NTTから直接社員が出てくるものはないと思
いません。

それから配線図につきましても、NTTの回線
の配線図を提供したことはございません。

○草野委員 元取締役の長谷川氏でございますけ
れども、この方につきましてはRCS事業、これに
ついて調査を今後される予定がありますかどうか
か、調査委員会として、この点はいかがですか。
特にクレイ社のスーパーコンピュータの購入、
こういうことに絡んでの調査をされる予定はござ
いますかどうか。

○山口参考人 RCS事業にかかわる契約の内容
には、コンピュータの設置にかかわります設計
、建設工事の受託契約とか、あるいは電源設備
の設計、建設工事の受託契約とか、電源設備の保
守の契約とか、庁舎の賃貸契約とか、こういった
ものが具体的にございますが、これに關しまして
長谷川元取締役がどの程度関連したかというこ
とにつきましては、ただいま私も調査委員会を
発足いたしておりますので、その中で調査をさせ
ていただきますと思っております。

○草野委員 最後に、もう一点だけ伺いをさせ
ていただきます。中山郵政大臣の方から、今回の真藤会長の株を
めぐる問題につきまして、今回改めてその再調査
の指示があったと思えますけれども、調査委員長
といたしましてこの問題につきましてもどのように
取り組まれるか、お伺いしたいと思います。

○山口参考人 先ほど申し上げましたように、私
を委員長とします調査委員会を発足しております
。これは、こういった今疑惑を言われておりま
すリクルートの関係、株の関係といったようなこ
とを幅広く調査いたしまして、徹底的に調査をし
てまいりたいと思っております。

〔海部委員長代理退席、羽田委員長代理
着席〕

郵政大臣からも御注意を受けておりますし、い
ろんな疑惑がNTTとして本場に、現在のところ私
たちは業務上そういうものはないと信じておりま
すが、なおもう一度振り返って調査をしてまいり
たい、このように考えております。

○草野委員 参考人には、大変お忙しいところお
いでをいただきます大変ありがとうございます。

委員長にお願いしたいことがございます。
今、NTTの件に關しまして参考人から何点か
お伺いいたしました。しかし、委員長もお聞きに
なっておわかりになりますように、まだまだ不十
分な点が何点かございます。したがって、私は、
NTTの真藤会長に国会に来ていただけてぜひと
もお話を聞きたい、このように思っています。この件
につきましても、どうか委員長の方で理事会でお取
り計らいいただきたい、このように思いますの
で、よろしくお願いいたします。

○羽田委員長代理 ただいま草野君の御提案の
ございました点につきましては、理事会の方で検討
いたしました。しかるべく御報告申し上げます。

○草野委員 引き続き、リクルート問題につ
きましてお尋ねをしたいと思います。

このリクルート疑惑の問題は、中央政界の問題
として、今東京地検を中心にして非常に大き
な問題になりつつございます。私はきょうは、中
央の問題というよりも地方自治体に関係した問題
につきましてお尋ねをしたい、このように思いま
すので、よろしくひとつお願いいたします。

今回のこのリクルート疑惑の発端となったの
は、川崎市の小松前助役、この方へのリクルート
コスモス株の譲渡でございますけれども、これは
川崎市駅前開発地へのリクルート進出に絡む問題
でございます。この件につきましても、川崎市会に
おきましては既に地方自治法によるいわゆる百条
委員会、これが九月二十九日に設置をされまして

現在に至っております。そしてこの百条委員会
は、当初の予定では十一月八日に開催される予
定になっておりました。その委員会の席上に、リ
クルートの関係者三名の方々が証人として喚問さ
れる予定になっておりました。それが一昨日にな
りまして突然その三人の方々が都合が悪い、こ
ういうような断りの連絡が来たようでございます。
。ある方は病氣、ある方は海外出張と、大体お
決まりの手でございまして、そういうよう
な理由で急遽出席ができないということで、川崎
の百条委員会もどうもあしたは空振りになる、
こういうような見通しになっておるようございま
す。

また、小松前助役につきましては、今月の十五
日にやはり百条委員会が開かれる予定になってお
ります。その席上に出頭するように喚問の通知が
出ているようでございますが、これに対して代理
人がその通知は受け取っております。それに対し
て本人の方から出席をするという、そういうよう
な返事は今のところまだ来てないように伺ってお
ります。現在のところはそういう状態になってお
ります。

そういう状態でございまして、この件に
つきましてもは神奈川県警が以前から捜査を続けて
きたと言われておりますけれども、まず最初に現
在までの捜査の経過などにつきまして警察庁にお
尋ねをしたいと思います。

○中門政府委員 お尋ねの件につきましては、現
在神奈川県警におきまして、関係者等からの事
情聴取を含めまして、事実関係の把握に努めてい
るところでございます。

○草野委員 建設省にお尋ねをしたいと思います。
川崎市の調査委員会の報告書によりまして、リ
クルートが進出したこの問題の土地は、かわさき
テクノピア第一特定街区と言いますけれども、こ
こは以前、明治製糖という会社の土地でございま
した。この土地を昭和五十五年三月に住宅・都市
整備公団と興和不動産という会社が二ヘクタール

ずつ取得しまして、さらに昭和六十年一月に住都
公団が興和から一部の土地の譲渡を受けて、
昭和六十年四月に公団所有の土地をリクルートと
それから東芝に譲渡した、このようにされている
わけでございまして、この経過には誤りは
ございませんか。

○伊藤(虎)政府委員 川崎市の報告書のとおりで
ございます。

○草野委員 警察庁に伺いますが、五十七年の三
月、リクルートは住都公団に対して、当時の
公団所有地にホテルつき研修センターを建てた
い、こういう立地希望を出したわけでございま
す。五十八年の六月にはリクルートから進出断念
の連絡が市にあった、このように言われておりま
す。その後この土地には、公共事業の代償地を求
める東芝と政府系の金融機関A社、A社というの
はこれは商工中金と言われておりますけれども、
このA社の進出希望がありましたけれども、五十
九年の七月にA社から進出断念の連絡が市にあっ
たようでございます。そうしますと即座に、当時
川崎市の企画調整局長でありました小松前助役が
電話で、リクルート社に進出意向の有無について
打診を行った。そしてその翌月の八月には、リク
ルートは川崎市に対してコンピュータセンター
の建設の方針を連絡してきた、このように言われ
ております。

こういう経過につきまして、捜査当局は承知を
しておりますか。

○中門政府委員 御指摘のような事実関係につ
きまして、川崎市当局が作成いたしました調査報告
書に記載がなされているということは承知してお
ります。神奈川県警といたしまして、その
状況を含めまして情報収集をしているものと承知
しております。

○草野委員 昭和五十九年の六月、建設省は通達
で、従来からあった都市計画の特定街区制度の運
用の緩和を行った、こういうようにされておしま
す。この背景を見てみますと、これには当時の中
曾根首相が、昭和五十八年の三月、例えば山手線

の中で五階建てができるようになるという各種の規制緩和による民活の導入を建設省に指示をしたり、また、この年の四月には「今後の経済対策」の中でもこの問題が今後取り組むべき課題とされたことにより、各省庁が一斉に民活導入に取り組んだ、こういうような背景がございします。建設省では官民の検討委員会のほか、省内に都市対策推進委員会を設けまして、五十八年の七月には都市計画、建築規制等の緩和による都市再開発の促進策、線引きの見直し、開発許可規制要件の見直し、このようなことをずっとやっていったわけでございしますけれども、こういう規制緩和によりまして長年の不動産業界の要望といえますか、そういうものに結果としてこたえることになったと当時は言われております。

このように、民活導入をテーマにした規制の緩和、また国有地の払い下げが都心の業務用地の高騰を招いたり、現在の全国的な地価騰貴の引き金になったのでありますけれども、川崎におきましては、特定街区の容積率等の規制緩和を受けて問題の地区を特定街区に決定したわけでございします。その結果、この地区の容積率は当初工業地域であったために二〇〇%であったわけでございしますが、商業地域に用途変更しまして五〇〇%となり、そしてさらに特定街区の決定をして七〇〇%にまでなったわけであります。この事実には誤りございせんか。建設省、いかがですか。

○真嶋政府委員 お答え申し上げます。

今までの先生御説明のうち、最後の特定街区の容積率の指定は七〇〇%でなくて六四〇%でございしますが、その他は御指摘のとおりでございします。

○草野委員 この容積率緩和の通達を出す前に、建設省は五十九年の三月に川崎市に対して、この地区を特定街区制度によって整備するようにアドバイスをした、このように言われております。この建設省のアドバイスにつきまして、容積率緩和を見込んで行ったものと思われましても、五十九年の三月というこの時期にどうしてこのよ

うな助言を行ったのか、その点についてお尋ねをしたいと思ひます。

この助言は、川崎市に対してのみ行ったのか、また、他の都市に対しても行ったとすればこの都市に行っておりませんか。また、それらの都市は特定街区の指定をしているのかどうか。この点はいかがでしょうか。

○真嶋政府委員 お答えいたします。

五十九年三月に川崎市の担当者の方が建設省都市局にこの地区の整備の手法について御相談にお見えになり、その際、建設省の側から特定街区という制度を活用したらどうかという助言をいたしましたことはございしますが、一般的に特定街区の指定は市が行うものでございします。この件について建設省がそれぞれの公共団体を呼んだりするようないたしておりませんし、この時期、ほかにもそのようなことをいたしたこともございしません。

以上でございします。

○草野委員 すると、川崎市だけにそのようなアドバイスをした、こういうことになるわけですね。

警察庁にお伺いしますが、川崎市は、建設省からこういうアドバイスを受けてまして、直ちに五十九年の五月、この地区に特定街区制度を適用することと内定をいたしまして、さらに六月には公団とか興和不動産、東芝それから商工中金を呼びましてこの旨を連絡をした、こういうことでございします。ところが、このように容積率が当初二〇〇%から七〇〇%になるであろう、建設省では今六四〇%というお話でございしたけれども、かなり容積率が増加する、そういうことを知っているにもかかわらず、公団ではそのA社の進出に備えて敷地割りとかそういう準備を全部進めたわけでございしますけれども、商工中金は七月になりまして突然市に対して進出を辞退する、こういうような連絡が来たようでございします。

そこで、川崎市の小松前局長はそれを持っていかのようにならぬようにリクルートに電話で連絡をいたしまして、その進出の意向の打診をした、このように言われているわけでございます。商工中金は立地条件が一層よくなるというのにどうして辞退をしたのか、そういう点につきまして、警察庁はその経過とか理由について捜査をしたことがございしますか。

○中門政府委員 お尋ねの件につきましても、川崎市の報告書に記載されておりますことは承知しております。それも含めまして情報収集をしております。

○草野委員 リクルートが五十八年の六月に一たん進出を断念をした、こういうような経過がございします。これはどういうわけか、警察ではこの理由というものをもしつかんでおりましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

そしてまた、五十九年の八月に再びリクルートが進出を決定した。その背景には、当然この容積率の緩和、こういうものが主な理由だとこれは想像されるわけでございしますけれども、こういう点につきまして調査をされておりますか。

○中門政府委員 お尋ねの件も含めまして情報収集に努めておりますけれども、その具体的状況につきましては、情報収集の中身にわたる事柄でございします。答弁は差し控えていただきます。

○草野委員 建設省にお伺いをしたいと思ひます。

特定街区の決定というこの都市計画の決定手続でございしますが、これは市の企画調整局長の一存でできないことは当然であろうと思ひます。当時の企画調整局長は、企画部、計画部、調査部、環境管理部というものから成り立っておりまして、都心整備に関する大きな権限がその一局に集中しておりました。そして、同局は市政の総合企画を担当して、町づくりに関する計画の企画、立案、調整、そして都市計画の決定手続、さらにそこへ民間企業の誘致までを担当する部局であつて、局長はそのトップとして業務推進の責任者であつたわけでございします。

具体的にも、五十五年の三月に公団が明治製糖から土地を取得したのは、市の企画調整局長の意向を受けてのものと言われております。また、この地域の整備構想をつくつたのも、建設省のアドバイスを受けたのも、市内で特定街区制度を適用することにしてこれを公団等に連絡したのも、またリクルート進出を打診したのも、これを受けて都市計画決定の手続を進めたのも、局長みずからまたはその指揮のもとに同局の職員が当たつてきたのであつて、この局長のリクルート進出と都市計画の決定手続の中で果たした役割は極めて大きかつたのではないかと思ひますけれども、このようないふ事実につきまして建設省はどのように思ひますか。

○真嶋政府委員 お答えいたします。

小松前助役が当時担当局長であつたということが承知いたしておりますが、特定街区の指定の手続その他につきましてどのような役割を果たされたかについては、私どもでは承知をいたしておりません。

○草野委員 警察庁にお尋ねします。

小松助役がこのリクルート株の譲渡を受けたのは五十九年の十二月前後と言われておりますけれども、川崎市、公団、リクルート、この三者で、特定街区に指定することを前提として、リクルートが公団から土地を購入してこの地区に進出する旨の合意がなされた、このように言われておりますけれども、この事実は間違いございませんか。

○中門政府委員 お尋ねの件は情報収集の中身にわたる事柄でございします。答弁を差し控えてさせていただきます。

○草野委員 建設省にお尋ねします。

五十九年の十一月、公団は川崎市に対して、リクルートへの土地譲渡は市の整備計画、これは特定街区に指定して整備するという内容のものかと思われましても、この市の整備計画に沿つたものだからリクルートへ譲渡されたいという旨の依頼文を出すことを求めまして、川崎市は五十九年の十二月にこれを出して、公団はその依頼文に

基づいて随契でリクルートに土地を譲渡した、このように言われておりますが、これは事実でしょうか。

○伊藤(茂)政府委員 お答えします。

当該土地につきましては、五十五年に明治製糖から公団が取得しましたが、その当初から公団としては住宅団地建設の事業計画があったわけでございまして、川崎市の意向がございまして、川崎市の町づくりの一環として使うようにというところで当初から川崎市の申し入れがあり、川崎市の意向に沿ってその利用を実現する方向に動いたわけでございます。したがって、先生おっしゃいますように、川崎市の要請を受けてリクルートと東芝に土地を譲渡したものでござい

○草野委員 大蔵省にお尋ねしたいと思っておりますが、小松前助役は五十年の九月に企画調整局の企画課長から企画部長に昇格をしまして、さらに五十八年の八月に企画調整局長になられております。したがって、この間の地区の整備に一貫してタッチしておられて、特にリクルート進出時にはその窓口の最高責任者となっていたわけでありまして、リクルート進出が決定的となつた五十九年十二月ごろ、非公開のリクルートコスモス株三千株を取得しておられて、しかも、その取得資金はリクルート関連企業から融資を受けたと言われております。その後、リクルートコスモス株は一株額面五百円が五十円、十株に分割をされて、この三千株は三万株となつておりまして、その直後の、六十一年十月の店頭登録後の十一月ごろ全株を売却いたしまして、約一億円の収益を得た、このように言われておるわけでございます。

そこで、大蔵省にお尋ねしますが、証券取引法違反の調査の中で、五十九年十二月のリクルートコスモス株未公開株の譲り受け人の人数、売買価格等を公表しておられて、百二十五万株を七十六人に譲渡している、このように言われております。したがって、これを平均いたしますと、一人

が一万六千株余になると思いますが、小松前助役の株数は三万株で、平均の約二倍に近いということになります。大蔵省は個人名の発表はできない、このようにされておりますけれども、三万株以上の譲り受け人は七十六人のうち何人いたのか、この点についてお示しいただきたいと思つて、それからもう一つは、譲り受け株数別にこの人数を明らかにしていただきたい。三万株以上の譲り受け人は七十六人のうち何人いたのか、また、譲り受け株数別にこの人数を明らかにしていただきたい。

○角谷政府委員 五十九年十二月のリクルート社によりましては、証券取引法第四条違反に該当するかどうかという観点から調査いたしました。私も七十六名という人数は確認いたしました。その上で証券法におきまして有価証券届出書を提出させるべきケースではないかという形で判断したわけでございます。ただ、その段階におきまして七十六人のリストといったものは提出されておりましたし、私もそういったものは確認いたしました。

したがって、小松前助役の件につきまして、御本人が三万株ですか、譲渡されたということを認められたという事は、新聞報道では承知しておりますが、大蔵省としては個々人の名前あるいはその株数については承知いたしておりません。したがって、今御指摘の点につきましては、ちよつと私ども、何ら資料その他持つておりませんので、この点について申し上げられるような状況にはございません。

○草野委員 警察庁にお尋ねします。

小松前助役は、譲渡されたリクルートコスモス株の株数、これは今も申し上げましたように、多くの譲渡人の中でも際立って大きいわけでございます。そして、今まで申し上げてまいりましたけれども、リクルート進出の経緯、そしてそこで責任者として対外的な折衝に当たつてきた小松前助役の立場、また受け入れのための都市計画の内容を

詰め、手続を進めてきた局長としての職務権限、地位を考えますと、リクルートコスモス株の局長への譲渡というものは、局長自身が言つておられるとされます安定株主対策ということではなくて、これはリクルート進出に際して払われた局長への労苦に対する謝礼、このように考えるのが自然ではないかと思つて、リクルートコスモス株の譲渡と局長の職務権限また地位との間には因果関係があるのではないかと、このように私は考えるものでございますけれども、警察庁はいかがですか。

○中門政府委員 御指摘の点につきましては、現在、事実関係の把握に努めておるところでございます。

○草野委員 自治省にお尋ねしたいと思います。

六十年の九月ごろ、当時局長であつた小松前助役は、リクルートに對しまして川崎市文化振興基金、ここへ寄附を依頼しているようにございまして、リクルート及びリクルートコスモスはそこへ多額の寄附をしたと言われております。この文化振興基金という制度は始まつてまだ新しい制度のようでございまして、この川崎市の文化振興基金の制度に現在までのくらの寄附が全部でされておるか。そしてまた、重立つた寄附をされておるか、こういう方について、もしおわかりだつたら教えていただきたいと思つてお

○津田政府委員 きよう午前中に先生から御照会がございまして、電話連絡でございまして、川崎市に聞きましたところ、どういふような経緯を経たか、特に局長あるいは後の助役がどのような役割を果たしたかは承知していません。

○寄附事実につきましては、六十年の十月一日にリクルート名で三千万円、六十一年十月二十八日に千五百万円、六十一年十月二十八日にリクルートコスモス名で千五百万円、合わせてリクルート関係六千万円の寄附を受けております。文化振興基金の残高、六十一年度末で私ども決算で押さえております額は、二億二千万円でございます。

います。そのほかの寄附をされた方、個人も含めていろいろおられるようにございまして、その細部については承知していません。

○草野委員 六十一年の末で、この文化振興基金に對する寄附の総額は二億二千万、こういうお話でございました。恐らくこれはその半分が寄附の額であつて、その半分は市の方から出している額であらうと思つて、実際はその半分の一億一千万、これが市民から寄附された額ではないかと思つてお

そういうことでございまして、一億一千万に對しまして、リクルート関係から総額で六千万円の寄附をされた、こういうお話でございまして、この六千万円というのは一億一千万の中の中はかなりの際立つた金額になるのじゃないかと思つて、川崎市には日本鋼管を初めかなり大きい企業がたぐくさんあるわけでございまして、そういう中でリクルートがこのような多額の寄附をして、こういうことでございまして。

また、リクルートは六十一年の一月に市長の後援会に二百万円の寄附をして、こういうふうな報道もございました。これらをずっと考えてみますと、リクルートが川崎駅前進出に市の方から便宜を図つてもらった、こういうお礼ではないか、このように思われるわけでございまして、この間の事情につきまして、警察庁の方は調査をされておりますか。

○中門政府委員 お尋ねの寄附の件につきましては、新聞報道等がなされたことは承知してありますが、けれども、その具体的状況につきましては把握をしておりませんので、お答えできる状況にございません。

○草野委員 今私が申し上げましたのは、先ほど自治省の方からお話ございましたように、川崎市の文化振興基金にリクルートから六千万円の寄附をして、これは事実でございまして、警察庁の方でもこの関係についてはぜひとも調査を進めていただきたいと思います。

コスモス株の譲渡の経緯それから理由、そういうことにつきまして、リクルートコスモス側の関係者の事情聴取、これを既に行っているかどうか、この点はいかがでしょうか。

○中門政府委員 事実関係を把握いたしますために、必要な関係者の事情聴取は行っているところがございますが、具体的にどのような人物から事情聴取したかということにつきましては、答弁を差し控えていただきますと存じます。

○草野委員 小松さんが三万株を売って一億余り利益を上げた、先ほど申し上げましたけれども、この小松前助役は六十二年の八月に助役に就任しました。就任直後の六十二年の十一月になつてリクルートコスモス株をまた二万株取得された、このように言われております。捜査当局はこの点を御存じでしょうか。

これはどういふわけか私にはわかりませんが、例え安定株主対策として、これはもし売ってしまったということであればおかしい、こういうことで再取得をしたのじゃないか、このようにも思われるわけでございますけれども、この間の事情について、おわかりになっていることがあれば御報告いただきたいと思ひます。

○中門政府委員 情報収集の身になつた事柄でございますので、答弁は差し控えていただきますと存じます。

○草野委員 捜査当局はその小松前助役本人から、リクルート進出に当たつての前助役の役割、それからリクルートコスモス株の譲り受けの経緯等について事情聴取をされておりますか。もしされていらないのであれば、現在小松さん御本人は国内にいらつしやるのですか、それとも海外にいらつしやるのか、その所在について確認をされておりますか、その点はいかがでしょうか。

○中門政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、必要な関係者からの事情聴取を行つておりましたけれども、具体的にだれから事情聴取を行つたかというふうなことはつきましては、答弁を差し控えていただきますと存じます。

なお、前助役の所在も含めまして情報収集を行つておるところでございます。

○草野委員 神奈川県警の捜査でございますけれども、これは横浜地検と連絡をとりながら進めてきたことと思ひますが、ことしの五月ごろでございましたが、地検の指示で捜査が一時打ち切られて、このように言われております。事実ですか。

○中門政府委員 神奈川県警といたしましては、事実関係を把握するためのもろもろの活動を継続的に行つておるところでございます。それを一時打ち切つたとかいふふうな状況はございません。

○草野委員 去る十月十四日の本委員会におきまして、坂井委員の質問に対しまして警察庁の答弁がございました。神奈川県警は情報収集を通じて事実関係の把握に努めている、こう今私に、さつきからもう何十回と同じことを繰り返して答弁されておりますけれども、同じような答弁をされておられます。この情報収集ということと捜査ということは相当に違うように思われるわけでございますけれども、どうして積極的な捜査をしないのでしょうか。

○中門政府委員 情報収集という言葉につきまして特段の定義があるわけではございませんけれども、通常、私どもが用います場合には、犯罪がありまふ場合あるいはあるかどうか明確でない場合等に、その事実関係を明らかにするために各種の材料を得るために行います活動を総称していろいろのとうふうな理解をしております。この前提となるという場合も少なくないわけでございます。その点を御理解いただきたいと存じます。

○草野委員 横浜地検は地検として独自の捜査をしている、このように聞いておりますけれども、どうなんですか。現在までの捜査の経過、また、今後の捜査の見通しについて説明をしていただきますと思ひます。

○根来政府委員 先ほどから警察庁からる御説明がありまふように、警察庁の方で、具体的に

は神奈川県警でございますが、神奈川県警の方でいろいろ情報活動をされておられることと存じます。したがういまして、前にも申し上げましたように、この件につきましては検察庁としては神奈川県警の情報活動を見守る立場でございます。もし警察から御要請があれば協力するといふ立場であらうと考えております。

○草野委員 今法務省の方から、我々の方は見守る立場である、こういうお話でございますけれども、神奈川県警が捜査を一時打ち切つたのは、あるいは情報収集にレベルダウンをしたのは、リクルート側がたぐさんの人に株式を譲渡していることがだんだんと判明してきて、その中にはいろいろの人がいる。また、中には政治家も含まれていてきたために、神奈川県警や横浜地検ではなくて東京地検で捜査することが適当だ、このように判断されたのではないかと、こういうことも言われているわけなんですけれども、警察庁、これはどうですか。

○中門政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、神奈川県警におきましてはつと継続して情報収集を通じて事実関係の把握に努めておられるところと存じます。それを一時打ち切るとかあるいは東京地検へゆだねるとかいうふうな事実はございません。

○草野委員 法務省にお尋ねしたいと思ひます。贈賄は時効の期間というものが違つておられるわけですが、贈賄は三年、収賄は五年、このようになつておられるわけでございますが、この川崎の事件の場合には、既に贈賄側の方はもう時効になつておられるわけでございます。いゝわゆるわい

る事件というのは贈賄を一緒につかまえないと立件がなかなか難しい、こういうふうな言われております。そういう関係で川崎市のケースは立件が困難だ、このように言われている面もありまふけれども、実際にそうなのかどうか。

また、もしそうだとすると、ロッキード事件の反省で収賄を三年から五年に延長した、こういう

ことがかつてあつたわけでございますけれども、その意味がなくなつてしまふのじゃないかと思ひますが、そういう点について法務省はどのように考えておりますか。

○根来政府委員 御指摘のように、従来、普通の収賄事件は懲役三年以下でございました。贈賄もそうでございます。したがういまして、両方時効は一緒であつたわけでございますが、ロッキード事件の反省といひますか、そういうことで、やはり役人は徳を正すという意味で、懲役五年以下といふふうな法定刑が引き上げられたわけでございます。したがういまして、両方のバランスといひますか、片や三年、片や五年といふことになりまふと時効期間が違つておられるわけで、やはりおつしやるようにそこには捜査上の難点があるかと思ひます。しかしながら、国会でそういう御決定があつて法律が改正されたわけでございますが、その制度の中で捜査機関としては最大の努力を尽くすべきだと考えております。

ただいま御指摘の事件はともかくといたしまして、一般論として申し上げれば、そういう三年、五年という差はやはり捜査には若干の支障があることは否めないところだと考えております。

○草野委員 川崎市議会は、現在百条委員会を設置いたしまして、関係者に出頭していただいて、そしていろいろと調査をしよう、こういうことで取り組んでおられるように聞いております。しかし、先ほどからお話でございますように、小松前助役の所在は現在まで全く不明でございます。一説には香港にいらつしやる、このように言われておられるわけですが、これもいまいつはつきりしない。また、リクルート社の関係者三人について明日百条委員会の方に証人として出てきてもらふ予定でございます。したがういまして、これも病氣だとか海外出張だとか、こういう理由が急についてまいりました。これも出頭できなくなつた、こういうふうなことでございます。

自治省にお尋ねをしたいと思ひますが、地方自治法第百条第三項で、証人が正当な理由がないの

に出頭しないときは罰則が働き、議会は告発しなければならぬ、このようにされているわけでございます。しかし、このケースのように、証人の所在が不明であったり、また海外に逃避をしてしまっている場合、こういうような場合にはこの規定は何ら働かないことになるのかどうか。

また、このリクルート社の社員三名につきましても、一人は退社しているようでございますけれども、この三人の方につきましても病氣とか海外出張とか言われておりますが、今回のケースの場合にはどのようなことになるか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○木村政府委員 証人が喚問を受けました場合に、正当な理由がなくして喚問に応じないのかどうかというのを第一義的に判断いたします。その所在がどこでありますかを問はず、議会において事実を認定され、しかるべき行動をおとりになるものと考えております。

○草野委員 では、その市議会が公示送達の手続をとったという場合、これによつて出頭要求が本人の手に届いたという効果が発生することになるのかどうか。もしなるとすれば、本人が理由なく出頭しない場合には、地方自治法の第百条第三項の証人が正当な理由がないのに出頭しないという要件に該当することになると思ひますが、この点につきましても、この点はいかがでしようか。

○木村政府委員 公示送達が本人に通知したことになるかどうかの細かな法律論につきましても、ちよつと検討させていただきますと思ひますが、もしそうなります場合には御指摘のとおりでございます。この点につきましては、後ほど御報告を申し上げます。

○草野委員 川崎市議会が地方自治法第百条三項でこの小松前助役を告発した場合には、地検はこれを受けて捜査を始めることになると思ひますけれども、これはいかがでしようか。

○根来政府委員 仮定の問題でございますので何とも申し上げかねますけれども、地方自治法の百

条によりますと、禁錮刑あるいは罰金刑が定められておりますので、一般的にはそういう事案があらましたら検察庁は適正に対処するものと考えております。

○草野委員 川崎市会の調査報告書によりまして、小松前助役は、株はあくまで個人的立場と責任でやつてきた、職務に関連して企業に働きかけたり、企業から特定の便宜を要請されたりしたことは一切ない、このように主張したものであります。本人の所在が不明であるために、株の取得と特定街区に関する事項についての照会ができないので、なお確認されてない部分があるわけでございます。川崎市議会のこの百条委員会の調査、これは十一月十五日に予定されているわけでございますが、その本人が出頭されて、その次第によつては、小松前助役をめぐる疑惑につきましても、東京地検は新しい角度から捜査を始めることも当然あり得るのではないかと思ひますが、この点はいかがでしようか。

○根来政府委員 先ほど申し上げましたように、神奈川県警で現在情報収集をしておるといふことでございますので、そういうことになりまして、検察庁と警察が協議いたしまして、また、役割分担を定めて具体的にに対処するものと考えております。

○草野委員 リクルート問題は以上いたしましたので、次の問題に移らせていただきますと思ひます。

初めに、地方税制の改革の目的でございますけれども、何のための地方税制改革か、こういう点につきましても、総理大臣、大蔵大臣、自治大臣に初めにお尋ねをしたいと思ひますが、ちよつと竹下内閣が発足いたしましたして丸一年になるわけでございます。昨年十一月の六日の日に第七十四代の首相に竹下さんは指名をされたわけでございますが、一年前、竹下総理は、新政権のスローガンとか政治姿勢についてこのようにおっしゃつております。誠実な実行、それから汗は自分でかきましよう、実りはみんなに上げましよう、こういう

ことをおっしゃつていらっしゃるわけでございます。この一年、果たして国民生活はどのように変わつてきたらうか。

十一月二日、きょうから五日間でございますが、経済企画庁がこのような統計を発表しております。昭和六十三年の国民生活嗜好調査、こういうものでございますが、これによりまして、生活満足派、これが四三・二％、前年に比べまして六・七ポイントのマイナスになっております。生活不満派、これは二七・五％、前年比七・五ポイントふえております。こういう数字から想像されることが、今国民はこのリクルート疑惑にいらしながら今回のこの消費税法案の行方を見守つておられるのじゃないか、このように感じるわけでございます。

今回の、今審議されている政府案、端的に申し上げますと、やはり初めに消費税ありき、このような感が強くするわけでございます。やはり内容を見ましても、この消費税の導入のみに力が大変入っている。制度や中身は、これはどうもなおざりになっているのではないかと。また、消費税が企業税かあいまいな点もございまして、本来消費税の単なる伝達にすぎない業者サイドの議論が余りにも多くされているのではないかと。最終的に税金を負担する消費者の立場がどうも余り考慮されてない、こういう面が非常に多いのではないかと。そういう気がしてならないわけでございます。そういうことで、業者サイドの利害がついて政治決定がなされた感が強いわけでございます。

また、地方税の改革につきましても、これも中身が余りはっきりしない点がございまして、消費税導入の関連で各税目の見直しをしているにすぎず、国と地方の税源配分のあり方等には触れておりません。これからの高齢化社会のあり方を考えるときに、地方公共団体の役割はますます大きくなつてくるであらうと、高齢者対策はある意味で地域社会の問題でもあらうかと思ひます。このたびの地方税制改革は、その考え、方法、内容において今後の地方財政のあ

り方を転換するほどの問題点を幾つか含んでいるのではないかと思ひます。

そのような観点に立ちまして、今回のこの改革案、何のための地方税制改革か、このような基本的な点につきましてもお尋ねしたいと思ひます。

○津田政府委員 今回の税制改革の中におきます地方税財源措置の考え方でございますが、やはり三つの観点から検討してまいつたものでございまして。一つは、地方税が租税体系の一環として国税とともに国民負担としてどうあるべきか、このような視点を考えなければならぬ。二番目は、まさしく国と地方との間の税財源配分等の問題をどうするかという観点。そして三番目に、地方団体、非常に財政力等も差がある三千の団体を抱えておられるわけでございますので、それらの個別の団体の財政運営に支障のないような考え方、このようなことでやつてきたわけでございます。

まず、所得課税関係におきましては、やはり中堅勤労所得階層の負担軽減のため、また企業活動の国際化、こういう観点におきまして、国税とともに地方税におきましても、住民税あるいは法人事業税への減収影響というものにつきましても、これはいわば原則として自前でやつていく、その背景としては地方税の自然増等も出ておられるわけでございますので、そのような観点に立つております。

それから消費課税の問題でございますが、地方も多くの個別地方消費税を抱えておられるわけでございますが、その個別間接税体系の問題点というものが、広く薄くという観点の消費税を導入するわけでございます。この消費税法系におきまして地方税の役割としましては、独立の地方消費税という案も考えられたわけでございますが、納税者の事務、手間等を考えますと、やはり地方税として地域におきまして課税帰属等厄介な問題が生じてまいりまして、地方独立税としては難しい、そこで税財源措置としましては譲与税あるいは交付税、このようなもので対処するというところでございまして、そして地方団体間の財政力の格差等も考えま

して、交付税におきましては今回の減収以上に交付税額を確保する、このような形で個別の地方団体の財政運営にも支障のないよう措置をしよう、このような考え方でございます。

〔羽田委員長代理退席、海部委員長代理着席〕

○草野委員 この四月の政府税調の中間答申によりまして、このようになっていくわけでございます。地方税制改革の考え方につきまして、国、地方間の税源配分のあり方は、広範な問題と関連しており、幅広い観点から検討すべきものである。しかしながら、今回の税制改革は税制のゆがみを是正する点に主眼があり、改革に伴う税収の変動によって国及び地方団体の財政運営に基本的な影響を与えることのないよう配慮して処理することが適当である。このように答申をされているわけでございます。

そこで伺いたいわけでございますけれども、この中にもありますように、今回の地方税制の改革は国と地方の間の税源配分についてまで検討するものではないということを示唆しているわけでございます。しかし、実際には国、地方間の税源の配分が大規模に行われているにもかかわらず、地方財政の観点に立った税源配分のあり方などについては何らその検討をされていない、こういうような感じがするわけでございます。

もう一点は、今回のこの税制改革は税制のゆがみを是正する点に主眼がある、このようにこの中に述べておりますけれども、国税と地方税では立場が違ふことは当然ではないかと思ひます。したがって、ゆがみの是正といっても、地方税制は地方の独自の立場からの検討が必要ではないかと思ひます。国税と同じゆがみ是正の方式を国に追随して適用することには無理があるのではないかと思ひます。

それからもう一点は、この税制改革による税収の変動について地方財政運営に支障を来さぬように処理する、こういう点でございますけれども、この点につきましては、ただ量的に満たされれば

何でもよい、こういうわけにはいかないと思ひます。例えば、今回のように減税超過による歳入不足分、これには自然増収という臨時財源、または消費増税など国からの財源付与の形で補てんするような方法、これを地方団体の立場から見ても、非常に不安定な財源構造でございます。財政自治の後退につながる問題であるかと思ひます。

以上、三点について申し上げたわけでございますけれども、この政府税調の考え方に基いて今回の地方税制の改革の方向づけというものが行われたわけであらうかと思ひます。したがって、その結論は、どうしてもこれは地方税の独自の軽視ということになっているのではないかと、また、消費増税の導入のために多大な犠牲を地方団体に押しつけるための戦略的な役割を果たしているのではないかと、このように言っても言い過ぎではないかというように思ひます。この点はいかがでしょうか。

○津田政府委員 今回の税制改革におきまして地方税源措置とすることは、先生も御指摘のとおり、所得、消費、資産等の間の均衡のとれた望ましい税体系を構築するために国民の負担のあり方等の観点において税制そのものを見直す、このような観点に立つておるわけでございます。したがって、国と地方との責任分担、事務配分等の役割分担の変更ということは織り込んでないのは事実でございます。ただ、私どもとしては、地方行政が国民生活に密着しました行政を担う役割を持つておるわけでございます。今後の社会経済情勢の変化の中にこの役割分担ということの見直しがあれば、またその財政的基礎でございます。税源措置というもののつきまじりての見直しを行わなければならないもの、かように考えておるわけでございます。

二番目の、国税の税制改正に追従型で地方税独自の観点というものがいいではないか、こういうような御指摘でございますが、先ほど申しましたように、所得、消費、資産等の間の均衡のとれた

た税制の確立、このような観点での税制改革でございます。その中におきましても、税源の安定確保という点から申しますと、地方団体の立場によりまして、いわゆる消費増税につきましても、一部、譲与税あるいは交付税というものをリンクさせることは地方財政の安定化にもつながるもの、かように考えております。

また、個々の団体の財政運営につきましても、減税超過型で約八千億円ばかりの減税超過をしておるわけでございますが、幸いにいたしまして自然増というものの数年ありますし、また地方財政の点におきましても、なお経費の節約合理化というものを進めてまいらなければならぬ。そしてまた、財政力の非常に弱い団体、これに対する措置をいたしまして、交付税につきましても、地方交付税の減収は九千億程度でございますが、今回消費増税の一部につきまして交付税の対象税目にするによりまして約一兆五百億円ばかりの交付税を確保しております。この配分によりまして個々の団体の財政運営にも支障のないよう措置してまいる所存でございます。

○草野委員 次に、税制改革と今後の地方自治のあり方という問題につきましてお尋ねをしたいと思います。

先月、シャープ博士が来日いたしました。総理もお会いになられたようでございます。そのときにいろいろこの税制論議に花が咲いたようでございまして、博士は私の税制の先生で、こういうようないろいろなお話があったようでございまして、戦後四十三年、国、地方間の事務、権限の再配分、これもかけ声ばかりで遅々として進んでおりません。また、シャープ勲告での地方自治の基盤が現在揺れ動いておる、こういう状態でございます。

そういう意味で、今回の税制改革は今後の地方自治にとつても重大な意味を持つておると思ひます。後でございますが、こういうことを含めまして、今後の我が国の地方自治のあり方について総理はどのようにお考えになつておるか、お考えをひと

つお示しいただきたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 地方自治は民主政治の基盤であつて内政のなかめである、この考え方にまず立つておるところでございます。が、先ほどの議論を聞いておりますと、また、答弁の中でも、私自身も感じておりますことは、今度は国と地方はいわゆる車の両輪である、その業務範囲の問題等を、表現は悪いのですが、ガラガラポンにして新たな税制を打ち立てたということではないというところは事実でございます。したがって、こういう経済情勢の変化に際していろいろな対応を立てていかなければなりません、なかなか第四次全国総合開発計画というものが明らかにした今日、それが着実に進行していくための、これは国、地方を通じての財源問題ということに対しては留意していかなければならない課題であるというふうに基本的な考えをとおるところでございます。

○草野委員 たしかこの臨時国会が始まって間もないころだろうと思ひますけれども、総理がある会合に出席されました講演をされました。たしかそのときに小沢官房副長官も同席をされてございさつをされたというふうに向つておりましたが、そのときの小沢官房副長官のお話の中に、税制改革後の竹下内閣の課題、こういうことが新聞で報道されておりました。そこに書いてあることを、あくまでこれは新聞報道でございますけれども、副長官のおっしゃられるのは、市町村合併とかそれから道州制を挙げていらつしたようでございます。その内容はよくわかりませんが、恐らく国と地方自治との一体化とか、それから国の意向に沿つた地方制度への改革を考えているのではないかと、こういうような説もあるようでございます。もしそうだとすれば、そのような地方制度のもとでは地方税なんかは必ずしも必要ではないのじゃないか、こういうことになつてしまふわけでございます。

今総理の御答弁の中で、国と地方は車の両輪のようなものである、こういうお話がございましたけれども、確かにこのときは総理も御同席されて

EC諸国などを見ますと、やはり逆進性の緩和、こういうことのために複税率、例えば標準税率だとか、標準税率のほかに割り増しだとか軽減税率、こういうものを採用しておるところもございませぬ。そういうようなことは今回は検討をされたのかどうか。また、そういう中で今回は帳簿方式を採用されているので、帳簿方式を採用するかどうかという事務が煩雑になるからこういうことはできないのだ、こういうことになったのか。ともあれ、今回の三%の税率についてどういう根拠で決められたか、その経緯についてお話を承りたいと思います。

○宮澤内閣大臣 三%をどうして決めたかというお話でございましたが、これは一言で申せば大変長い議論がいろいろございまして、殊に昨年ああいうようなことがございしましたもので、これはもう何とかしてこれは失敗するわけにいかないという気持ちもございまして、財政だけから申しますと、かなり大きなネットの減税になつてしまつてございしますが、これもやむを得ない。それからもう一つは、物品税等々地方中央合わせると八つでございしますが、八つの税をやめてしまふ、そのこととの関連ということにもなります。それから、これはよく時々御批判がございまして、五兆四千億でも三兆円ぐらいはそういうあれこれの税でなくなつてしまふ。そうすると、国と地方もまた税金を担わなければならぬ。物を買つたりするわけでございします。そうすると、残つたものは少ないという仰せも御質問の中によくございします。あれこれ考えますと、とてもそれはやはり三%をさらに上に行くということとはできないし、下に行つたのではもう今おつしやいましたような批判があるということから、どうも三%だなというところになつてしまつたというのが偽らないところでございます。

それから、割り増しの税率、確かにその国にはそういうことがございしますようにございしますが、何分にも消費税というふうな幅の広い間接税は、我が国で初めての経験でございしますから、物

によつて税率が異なるというのは大変にまたわかりにくい、扱いにくいし、説明も難しい、自動車関連はこれは物品税とのことで、これだけは別でございしますが、というようなことから割り増しということを考えておりません。

それから帳簿は、昨年は御承知のように税額票というのをいたしまして、これで付加価値なりなんなりがはつきりする、転嫁も易しいというふうには実は考えましたけれども、これがもうとてもわかりにくい。そして非課税者は今度は取引に損をするだろうとか、いろいろなこと議論に発展をいたしましたもので、それから、それでいろいろ皆さんが持つていらつしやる帳簿そのものでいきましよう。これなら皆さん持つていらつしやる。それで、五億円まではしかも簡易の方式でまゐりましよう。これはある意味では多少精緻さを損なつていふことかもしれないけれども、やはりその程度に簡素化したしと国民がなかなかなじんでいただけない、受け入れていただけないと思ひまして、そのような決断をいたしました。

○草野委員 この三%の税率、決して私は少ないからとふやせ、こういうような意味で申し上げてゐるわけではございせんけれども、ともあれ世界でも類例のないほど低い税率になつてゐることは確かだと思ひます。先年のアメリカの税制改革リポート、これによりますと、職員募集、訓練、コンピューター拡充、それから納税者教育、こういう行政コストから見ても消費税の税率を幾らに見るのが一番正しいか、こういうような試算がございまして、それによりますと、五、六%では決して賢明ではない、こういうような報告がなされております。こういうところから見ますと、三%という数字は問題外の低率ではないか、こういうような感じがするわけですね。

そうしますと、今回三%という税率に決めたのは、ともかく消費税を設けなければいんだ、導入すればいいんだ、こういうふうにとらざるを得ないわけですね。いざに仕たつて将来上げればいいん

だから、今は低くてもいいんじゃないか、こういうふうにとらざるを得ない。何か知らないけれども、衣の下によろしいがちらちらと見えるような感じがしてならないわけですね、こういう点はどうなんでしょうか。

○宮澤内閣大臣 それは総理からもしばしば御答弁があり、私も申し上げておられますけれども、とても私も私はいかぬことでは考えられないし、また、考えてもいかぬことであろうと思ひます。これだけやいろいろな御議論があつて、容易なことではございせんわけでございますから、しかも財政の方ももうこれでいくということでは将来のじやないかというやうな、税率が上げられるのかえつて財政再建のために悪いというふうにも思つておりますものから、これでやらせていただきますと思ひます。

○草野委員 その歯どめの問題でございすけれども、今までもいろいろ議論されておりました、総理も、少なくとも私の内閣の時代には税率の改正は行ない、こういうやうなお話もございしました。この歯どめの問題でございすけれども、総理がおつしやつた消費税の七つの懸念、今八つの懸念になつておられますか、七つか八つの懸念の一つである税率の安易な引き上げ、これに関連するものだろうと思ひますけれども、今回の税制改革法案の中では他の懸念については方針が全部出ております。しかし、歯どめについては何と触れられていないやうな気がするわけでございます。

総理はいつもおつしやつてゐることは、税率の改正は国会でやるものだから安易な引き上げは考えられない、これの繰返しでございすけれども、これでやはり歯どめには決してならないんじゃないか、このやうに考えるわけでございます。今申し上げましたやうに、七つの懸念、ほとんどが法案の中で何かしらその方針が書いてあるわけでございますが、税率の歯どめについては何

ら触れられていない。この点についてはいかがでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 あるいは大蔵大臣のお助けをかりるやうになるかと思ひますが、私自身いろいろ勉強しておりますときに、昭和二十三年六月十一日の取引高税のときの提案理由等を読み直してみたいわけでございますが、そのときは御案内のやうに一%というやうなことでこれが議論されて一度は導入されましたが、途中でやめになった取引高税の問題でございす。だから、やはりそのころから率の問題についてはいろいろ議論が行われておるやうなものを拝読しておるわけでございますが、私は、国会というものが存在するではないか、その国会というものが存在する限りにおいてはそんなにやすやすとやるわけにいかないやうな感じがいたします。やはり提案者である私どもが上げる考えはございせんと思ひ上げ、それが第一義的ではないかと思つて、最近そのやうなことを申し上げておるわけでございます。

ただ、歯どめ論を定量的にいろいろ議論しますと、例えば目的税なんかの場合ですとそれは議論ができる場合があると思ひますが、それはまた逆に歳出圧力が強い場合はその歯どめ論というのが逆に歳出を賄うために上げていいじやないかというふうな動いてもならないということをおねがひを申し上げます。要はやはり私どもの方針を申し上げ、そして国会の議論の場であつて御議論が行われることによつて、これが一番大きな歯どめではないか、こんな感じになつておるところでございす。

○草野委員 この消費税収入のGNPの弾性値を考へてみますと、〇・七というのを聞いております。それから所得課税、法人課税は一・一程度、このやうに何つております。そうしますと、今後この予算編成の中で所得税、法人税、こういうもののウェイトが下がつて消費税のウェイトが上がつても、消費税の方はGNPよりも伸び率が低いわけですから、今後国の予算の中でそのウェイト

がだんだん下がっていくのじゃないか。そうするとこれは歳入不足がどうしても生じてきてしまう。そこでこの増収対策としてどうしても消費税収入をふやさなければならぬ。だから結果として消費税の税率を引き上げなければならぬ。こういうような理屈も考えられるわけですね。こういう議論もあるわけですが、こういうことについて大蔵大臣はどう考えますか。

○水野(勝)政府委員 大臣からのお答えの前に技術的な点から申し述べますと、現在の間接税は確かに弾性値はより小さいわけでございます。特に酒とかたばこになりますと、酒は例えば〇・一五とか極めて低いわけでございます。物品税でも〇・八程度でございます。これに對しまして新しい消費税は、これはおおむね消費支出にスライドするものであると極めてマクロ的には考えられるわけでございます。また国民の最終消費支出はGNPとほぼ連動いたすものでございますので、そうしたところからいたしますと、消費税の弾性値が一より小さいというふうに考えることもないのではないかと考えておるところでございます。○草野委員 時間も終わりになつてまいりましたので、最後に自治大臣にお伺いをしたいと思います。

この問題でございますけれども、高齢化社会におきまして、医療費など公的な負担がこれからどんどんふえる一方でございます。消費税収入の伸びよりも公的負担の伸びの方が大きくなつてくる。そうしますと、消費税の税率の三%のままで将来収入不足、こういうことも考えられるわけでございます。その場合、消費税の税率の引き上げ、こういうようなこともまた議論になつてくるかもしれません。そうなつた場合に、現在、補てん財源として消費税と税また交付税の追加、こういうものを合わせて国と地方の割合が六対四になつてゐるわけでございます。この六対四という割合が将来も変わらないか、例えば三%という税率が将来上がった場合にもこの六対四という税率はそのままであるのかどうか、こういう問題について自治省はどのように考えているか。今から少なくとも歯どめをつくつておく必要があるのかどうか、そういうことを含めてお答えをいただきたいと思ひます。

○梶山国務大臣 委員御案内のとおり、今回の税制改正は税の不均衡を直すとかあるいは国際化や老齢、高齢化に備へるとか、資産、消費、所得のそれぞれの分野のバランスを回復するという観点で行われてゐるわけでございます。国、地方の権限論、責任論、税財源論から今回の税制改正が主としてなされてゐるものではございません。そういう意味で、これから国、地方の役割分担やあるいは責任等について基本的な見直しが行われて、それに基づく税財源の再配分はあろうかというふうにも考えております。いずれにしても、今の行政のそれぞれの国と地方の役割分担が正当なものであるという前提に立つて今の配分の比率が定められてゐるわけでございますから、今後とも今の条件が続く限りは現行の方式で努力をしてまゐる、これが第一の条件でございます。

それから、国と地方の役割がそれぞれ見直しをされて根本的に税財政の見直しをしなければならぬという分野になれば、今回の消費税のいわば国と地方の配分や交付税やその他もそういうものを全般に見直しをしていかなければならない時期に至るのかもしれないと思ひますが、いずれにしても、総理は安易に三%は変えないと言つてゐることでございます。それから、地方の実情によつてこの消費税率を三%以上に上げるといふことは、もちろん地方税の税財源の問題からいって不可能でございます。その中で、その中の比率配分については充分の発言をしていかなければならぬし、努力をしてまゐりたいというふうな考えでおります。

○草野委員 以上で終わります。

○海部委員長代理 これにて草野威君の質疑は終了いたしました。

次に、玉置一弥君。

○玉置委員 まず最初に、リクルート問題についてお願ひを申し上げたいと思ひます。

先ほど社公民の国対委員長会談が行われましていろいろお決めたことなつたようでございますが、当委員会の運営上今までもいろいろ問題になつておりました江副さんの証人喚問の件、これは一昨日五日に我が党の米沢理事の方から委員長に對して証人喚問のお願ひをしたわけでございますが、この方は問題のかぎを握る人物ということで、我々としてもこの方を除いて事件の解明をすることはできない、こういうふうな思ひますので、私からもぜひ証人招致という形で当委員会への招致をお願い申し上げたいと思ひます。

また続きまして、職務権限等で当委員会では先ほどからいろいろ問題になつております元労働事務次官の加藤氏、元文部事務次官の高石氏、この二名についても証人としての国会への招致をお願いを申し上げたいと思ひます。

また引き続きまして、当委員会ではいろいろ問題になつております議院証言法の改正、これはやはり議院証言法は確かに大変古く設定をされまして、中西委員の方からもお話がございましたように、當時は戦後の物資調達のためのいわゆる証人喚問というような形から始まつたわけでございます。この件に關しては長年の懸案でございます。聞くところによりますと、議院運営委員会では當議院証言法の改正について手をつけないうやうな、何かこんな話を我々は聞いてゐるわけでございますが、先般も委員長にお願ひをいたしました。議院証言法の改正を早急に実施をしていただきたい、こういうお話を申し上げましたので、引き続き重ねて議院証言法の早期改正をお願いを申し上げます。

またもう一つ、先ほどからも話が出ておりましたけれども、先般参考人として決議をいただきました服部氏、菅原氏、河合氏、この三名の参考人としての国会招致の問題についての中間報告をいただきた。このことをあわせて委員長にお願ひを申し上げておきます。

○海部委員長代理 玉置委員の御指摘の第一点につきましては、先ほどの理事会でも御協議いたした

ましたが、次の理事会でも引き続き協議することに相なつております。

二つ目の点につきましては、去る十一月一日委員長自身で議長に面会をいたしまして、一刻も早く努力をしていただくように要請をいたしております。

さらに、参考人の招致の問題については、それぞれ通知を出してございますので、その後の返事はまだ来ておりません、参りましたら理事会で御報告をいたします。

○玉置委員 今のことに關しまして、先日香川県におきまして竹下総理が、公務員の綱紀肅正を検討する、こういうお話をされております。我々もいろいろな動きを見ておまして、権限からや離れたところに非常に甘いような感じもするわけでございます。先般の委員会の発言の中で、下の者が提起をしてきた、いわゆる提案をしてきたものに対して上の方が自動的に判こをつくような、こういうこともあるようでございます。そういう意味で、改正をしなければ、それに手を加えなければ職務権限に抵触をしないというような感覚を何かお持ちのような感じを受けたわけでございますが、實際は判こをつくこと自身が権限の行使といふことになるわけでございます。竹下総理のいふとおっしゃつておられますけれども、この綱紀肅正の動きをお願いしたいと思ひます。このことについて総理から御答弁いただきたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 これは私もいつも心しておかなければならぬのは、決裁をするというのは責任を持つことでございますから、したがつて、最高責任者にある私もよりのこと、そのつかさつかさで決裁をした責任は負うべきものであるというふうな考えでおります。

そこで、綱紀肅正の問題でございますが、今まで、私も読み返してみますと、その都度通達を出しましたいろいろなことをしております。どういふ形のものが本当は一番この際適切かというこ

とについてまだ指示をしたわけではございませんが、内閣官房の方で本日に検討をしてみようという気持ちになっておることをきのうの会見でちょっと申し上げたということでございます。

○玉置委員 それでは、消費税関連の質問に入りたいと思います。

これもまた先般私どもの米沢の方から申し上げましたように、幾ら考えても今の税制の構造から、今度消費税導入という形になったときに、この消費税が導入されるときは三%でございませうけれども、この三%の税率が五%、七%、一〇%というふうにならざるを得ないのではないかという大きな心配をいたしております。もちろん国会がそういうことのないように頑張っていくというわけではございませんけれども、少なくとも今の財政状態でもこれまで頑張れるか、この辺をまず明快にしていきたいと思っております。

そこで、現在「増税なき財政再建」という言葉で政府が一つの姿勢を示しておられます。また、昨日は竹下総理の方から、竹下内閣においては増税をしない、三%の税率の引き上げをしない、こういうお話をされております。しかし、現実の問題として現在政府が抱えております借金、これはいろいろありますけれども、一つの見方として公債発行残高というのがございまして、一般会計の部分におきましては百六十兆円、これだけの負債がございまして、そのほかにも特別会計等いろいろあるわけではございますが、大体合わせて百九十兆円ぐらいの負債残高という形になっております。加えて、国鉄の民営化の際に国鉄清算事業団の方に移管をされました長期負債が当時で二十五兆、今約三十兆というふうにならざるを得ませんが、この分が上積みされる。こういうふう

に考えていきますと、今現在、財政運営は辛うじて好景気に支えられて税収の伸びを補ってやっていますというふうな状況でございまして、これが本当にどこまで続くのかという大変大きな心配がございまして、当初出されました大蔵省の試算によりまして、

大抵今のペースでいまして、昭和六十七年ぐらいから財政事情が非常に苦しくなってくる。これはなぜかといいますと、N T Tの株売却の原資が、予想より非常に好景気といえますか高値で売却されました、去年に比べてもことは大分落ちておりますが、そういうプラスのメリットを受けているというところでございませうけれども、これを売り尽くします六十五年から六十六年、このころになると税収外の収入というのが非常に激減する、こういうことになってまいりまして、まさに今の税体系の中で財政運営をやつていかなければいけない、こういうことになってまいります。

中期的な仮定計算でございませうが、これでいきました、法律で決められました国債整理基金への定率繰り入れ、これを今現在は停止をしております、これで辛うじて助かっているということでもございませうから、少なくとも将来にわたって返済に必要な資金の基金でございませう国債整理基金特別会計、この残高が、今は幸いN T T株で穴埋めをしておりますけれども、これも底をつくというふうになりますと、まさに今の財政運営のいうふうな手法では将来にわたって安定していかんというふうな意味でこれからの財政再建の計画をより具体的に総理の方からお示しをいただきたい、かように思っています。

○宮澤国務大臣 ただいま御指摘になられました諸点は、実は私自身が同じような心配をしております。一人ではございませうけれども、しかし、何と申しましてもまず利払い、国債費が一般会計の二割を占めているという現状を改めていきましたためには、もう新しく特例債は出さないということから始める、これ以外には方法がないように存じますもので、まずそれを六十五年度にはやらしていただきたいというふうな考えでおるわけではございませう。それでもまだ、何度もお話でございませうに、いろいろ今までにあつちこつちへお願いをした負担、あるいは国鉄の清算事業団とかいろいろございまして、問題はたくさんございませうのです

が、まず赤字借金をするのをやめることから始めさせていたいただきたいと思っております。

それで、N T Tもそれは確かに有限な財源でございませうが、これは理屈だけで申しますと、国債償還した残りを社会資本整備勘定で使つておりますが、これは時間ばかりですが返つてくる金として仕組んであることは御承知のとおりでございませう。ですから、これだけ国債費がございませうとかなかなか一般会計が楽にならないということとはもなかなかに覚悟をしなければならぬが、そうかといつて消費税のようなものをこれ以上税率を上げるといふことは、何度もし上げますとおり全く考えておりませんので、結局、片一方で歳出を厳に切つていきながら歳入を、それはつまり一言で申せば経済運営ということになるわけではございませうけれども、ある程度の、毎年のわずかながらの弾性値はございませうわけですから、経済運営をまず間違ひなくやっていって、そして徐々に徐々に財政の弾力性を回復する、そういう長い努力を必要とする闘いであるというふうな考えております。

○竹下内閣総理大臣 大蔵大臣からお答えのあつたとおりでございませう。

考えてみますと、玉置さんと五十四年から議論しておりますことを反復したような感じもいたします。その間、お許しをいただいて国債整理基金に入れることをストップさせてもらった、それから借りかえを許容してもらつた、そういう苦心をしながら今日に至つたわけではございませうが、N T T株、これも今宮澤大臣からお話がありましたとおり、国債整理基金に入れた残りは運用しておるわけではございませうので、いずれは国債整理基金へ入つてくる原資にはなるといふふうに思っています。それからもう一つは、法律がたしか三分の二でございませうが当面半分ということになっておるわけですが、そういう問題も将来の課題としては考えられるだろうというふうなことを苦心しながら、それこそ好景気に支えられてという言葉でございませうが、この六十五年度脱却、非常に苦し

いが不可能ではないという感じのところまでは持ってきた、まずはこの第一段階だけやり遂げて、そして基本的には経済運営よろしきを得て、これは国際的な経済社会でございませうから単独でなかなかそういうことを断言するわけにもいきませんが、経済運営よろしきを得ながら、弾性値が上がつてくるような形の中で念入りに時間をかけながら百五十八兆プラス、今おつしやつたものもろのものを含めまして返していかなければならぬ課題だといふふうに長いこと肝に銘じておる問題でございませう。

○玉置委員 確かに今までの財政運営は大変苦勞されておりました、我々の方から例えば借りかえの話もやりましたし、繰り入れ停止の話も、これは減税財源の方で我々も考えてやつてきたわけではございませうが、逆に、余り長く続くと本来の財政の正常な姿からかなり離れてしまふのではないかと、こういう心配もございませう。

それと、例えば大蔵省からいいたいであります仮定計算、これは毎年出てくるものでございませうが、これを見てみますと、年間三%の歳入の成長があるというふうに見た場合には、繰り入れ停止がもしなければ、例えば六十四年度で三兆五千億、六十五年度で四兆二千五百億財源が不足する、こういうふうな数字が出ております。繰り入れ停止がオーケーであれば、三%であれば八千七百億、一兆五千二百億というふうに分減額されるわけではございませう。伸び率がゼロであれば、総理がおつしやいますように六十五年度公債特別の発行ゼロという形の一つの形が完了するわけではございませう、ゼロでやるのは非常に難しいだろうな、こういう感じがいたしますし、もう一つは、六十三年度末でいわれる各補助金のカットの法律がたしか切れると思つて、今度六十四年から復活するわけではございませう。それを考えていきますと本当に今まで以上に苦しくなるわけですが、まずそこで、この補助金の法律、これが六十三年度で切れて六十四年からいわれる本則に戻る、こういうことになると思つて、その辺を含め

て、計算上は規定どおり計算しておりますけれども、補助率が上がるようになっておりますけれども、この辺をどういふふうにお考えになっておるか、もしわかつていければお願いしたいと思います。

○宮澤内務大臣 補助率の点でございますが、六十一年度に補助金等検討委員会をつくっていただきまして、十何回か会議を開いてこの問題は随分検討していただきました。それで結局、これは国と地方をめぐる、広い言葉で言えば行政の再配分その他いろいろな問題に関係があつて急には結論が出せない、したがつてとりあえず三年間、おつしやいますように三年間はもう来るわけでございます。それで実はここでどうすべきかということを検討し直さなければならぬということでございます。いま、予算編成のときまでには各省庁の考え方をまとめていただかなければならぬということになっておりました。ぼつぼつ事務局間で瀬踏みのようなことをやっております。でございますが、予算編成の時期までには今後の問題についての考え方を決めていただきたいと思います。

いづれにしても、しかし、これから財政の問題山積でございまして、玉置委員の言われますように、よほど引き締めてまいりませんとなかなか財政が弾力性を回復しないというのはおつしやるとおりで、私もみんなその覚悟で努力をいたさなければならぬと思つております。

○玉置委員 もう一つ心配がございすけれども、今までは伸び率の大きい所得税に支えられて財政運営がやられてきた。先ほど草野委員の方からも御質問がございましたけれども、全体の租税弾力性が今一・一ということで大蔵省は試算しておられますけれども、通常、我々が見ておりましたところは一・三ぐらいあつたのです。それがだんだん下がつてきて、また景気回復して一・二ぐらいに上がつてきているというふうな状態でございますが、これは少なくとも所得税が二・〇ぐらいあるだろうということ、先ほど総理なり大蔵大臣

の方からお話がございましたように、間接税の中で非常に弾力性の低いものがある、こういうこととございまして、今回は所得減税、法人税減税というものが行われまして新たに消費税が導入をされるということで、税収から見ますと間接税の分野が増大をする、こういうことになりまして、この面においてこれからの増収の変化がどういふふうになつていくのか、今までどおりの伸び率で見ていいのか、あるいは景気変動の影響を受けやすいのか、むしろ安定するののか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○宮澤内務大臣 弾力性が三・三というふうなことがまことに異常でありますことは、玉置委員もよく御理解いただけたところでございまして。それが土地の価格の上昇であるとか株式の高騰であるとかいふことがあり、さらに、殊に法人の場合そのように見られますが、石油の価格の下落、それからちよつと時間がたちました結果、円高メリツトがいわゆる企業経営に生んだプラス、それから金利が史上最低というふうな、そういう条件が企業にはかなりプラスに作用して、それが法人税の増収になつておると思つてございす。いづれも、そうさらにそういう条件が進むということには考えられない種類のものと存じますので、この事態に立つて、実は税収見直しは主税局が中心になつてやつておるわけでございますけれども、こういう新しい、何が一体この一、二年の間に起こつたのかということを実は役所で検討をいたしておりました。そういう観点から六十四年度の税収見直しの際には、いわば従来にプラスするような、あるいはそれに加えるような何か手法を取り入れなければならぬ。しかしいづれにしましても、今申しましたような好条件というものがさらによくなるあるいは繰り返していくというところはなかなか考えられないこととございすから、弾力性というものは在来の平均的な傾向に戻つてくる、こう考へて見直しをしなければならぬのではないかと思つております。

○玉置委員 確かに、新しいことをやるからなかなか実績をつかむのに時間がかかつて、それによつて今度見込みをつくるわけでございますから大変だと思ひますけれども、これからの財政の中で特に福祉関係の制度の充実、成熟度ですね、これがだんだん上がつてまいりまして、より大きな費用の伸びというのが出てくるかと思ひますので、ぜひ慎重に検討をお願い申し上げたいと思ひます。

その関連でございす。続いて高齢化社会における国民の負担ということをお伺いをしたいと思います。

ことしの春の予算委員会でもございましたが、政府の方から、将来の社会保障についてということと一つは推測がされました。これは我が党の永未委員の方から要求して出されたものでございす。これによりまして、昭和七十五年あるいは八十五年、この辺では非常に高齢化が進んで年金受給者が増大をする、また老人医療費が大変大きく伸びる、こういう数値が出ております。今現在、社会保障費の負担、これは一〇・七ぐらい、そして一・一近く、一・一ですか、一・一・一だつたと思ひますが、これが実に一・五倍から一・八倍に伸びる、こういうふうな数字が出ております。こういうことを考えていきましたと、一つは財政的な面での裏づけが必要でございすし、もう一つは今の現行制度の見直し、これは竹下総理もいつも言つておられますが、いわゆる自助努力の採用、こういう面の自助努力の拡大ということをやつていかないと、これからの日本の急速な高齢化に対応できる福祉政策というものができないのではないか、ちよつとそういう心配をするわけでございます。

そこで、これからの社会保障関係費用、これの負担をどういふふうにかつていくか。これはいわゆる税金で負担をする部分と、利用者、いわゆる受益者が受益者負担、この部分がありますし、また逆に、地域なりあるいはいろいろな業界なりというところが応援をしていくというふうな形もあるわけでございますが、それぞれ、例えば税金は

税金だけ決めていく、あるいは料率は料率だけで決めていくということはできないかと思ひます。将来どういふルールで決めていかれるのかということをお聞きをしたいと思ひます。

○宮澤内務大臣 まさにその問題がこれから将来に向かつての大きな問題になるわけでございますけれども、いづれにいたしましても、高齢化社会が到来するということは、長期的に見ますと国民負担が、負担率が上昇していくということはある程度は避けられないであらう。春にお目にかけましたのは一種の機械的な投影であつたわけでございますが、あのとおりでございせんども、しかしやはり傾向としてはさうであらうというふうな考へていくべきであらう。

その場合、そのような負担増を何で見えていくかということ、例えば臨調などのお考えになり方は、それはやはり保険料というものが給付と負担との区分が明確になりますのでそこに重点が行くことが望ましいだらうという趣旨のことを言つておられると思ひますが、その点は制度としてはやはりさう考へるべきでございす。しかし、これはやはり物と事柄によると思ひますので、それだけでやれるという場合ばかりはあまい。つまり、場合によつてはやはり租税が負担しなければならぬ部分もある。それは場合により、状況によりでございす。その辺はやはり国民に選択をしていただくということになつてまいるのではないかと存じます。

○玉置委員 厚生大臣……。○藤本内務大臣 今大蔵大臣から御答弁がございましたとおりでございまして、やはり社会保障制度における方式といたしましては社会保障方式を採用している。これは受益と負担の関係がはっきりするということ、これによつて自己責任の重視というところが明確になるわけでございますし、同時に制度の運営の効率化が期待できる、こういう利点がございすので、現在定着をしている方式でございす。

そういうことを考えますと、やはり社会保険料を中心にしてそれを適切に組み合わせていくという方式が最もよい形ではないかと思うわけでございまして、その具体的な組み合わせにつきましては、それは制度の趣旨、目的、受益負担のバランス等を考えまして、まさに国民の選択に負うべきものであるというふうに考えております。

○五重委員 今この負担が全体で三分の一ぐらいいだというふうに聞いておりますけれども、幾らやっても五〇%ぐらいいだ程度だろうと思うのです。今のままいきますと逆に低下していくというふうなことになるように、残った部分の国民の負担がふえるということ、まさに今おっしゃったように、社会保険料を決めてから税金であとの負担軽減を行っていく、こういう形が理想かと思えます。しかし、料率も限度になるあるいは税金の負担も限度になるという可能性があったときに、まさに国民が選択した政府がどちらを選ぶかというのは非常に重大なこととございまして、確実なルールをつくっていただいて、その中でお決めのいただきたい、かように思います。

先ほども自助努力の話をしましたけれども、諸外国を見ても、高齢者の方がいろいろなお勤めをやっておられるところもあります。しかし、そういうところは経済的にも非常に活気がありまして、逆に高齢者の方が年金生活で悠々としておられるという国も、確かに見た目にはうらやましい感じとございまして、実際にどこまでたえ得るかなという心配もございまして、経済的にもだんだんと、従来はかなり上位にいたところとございまして、低下をしてきている。こういうことを考えていきますと、我々の国につきましてもやはり高齢者雇用という問題をもっと大きく取り上げて対策を考えていかなければいけないのではないかと、こういうふうにお聞きいただいております。

そこで、まず労働省にお聞きをいたしたいと思いますが、労働省として、高齢者雇用の問題、あるいは定年延長との絡みがあるかと思っておりますけれども、どういう対策を考えられ、どの程度実施されて

いるか、また将来どういうことをお考えになつていかうことについてお聞きをしたいと思ひます。

○中村国務大臣 本格化します高齢者社会の中心でいつまでも活力を維持するためには、何といひましても高齢者に雇用、収入の場を確保する、これが大事なこととございまして。

当面、労働省といたしましては、今六十歳定年を呼びかけておりますけれども、なおこの一層の普及徹底を図つてまいりたい。その上に立つて、でき得べくんば六十五歳程度までの継続雇用の道を何としてでも開きたい。でき得べくんば同一企業内での継続雇用あるいは同一企業グループでの継続雇用、さらにはまた、いわゆる労働力調整機能でございまして、簡単に言えば職業紹介事業でございまして、この面の機能を強化充実をいたしまして新しい雇用の場を開拓してまいりたい。さらにはまた、御案内のようにシルバー人材センター等の活用もその道であります。また、いわゆる生涯職業能力開発の理念に沿ひまして、お年寄りがどこにでも役に立つようなそういう面での職業訓練の充実強化を図つてまいりたいというところで、何としてでも六十五歳程度までは就業の場を確保したいということを今考えておるわけでございまして。

また、将来に向かつての定年の問題でございまして、一方におきましてはやはり労働力の帰趨を眺めながら、今の賃金と退職金制度という人事、労務管理制度的の見直しも大事でございまして、さらにはまた、お年寄りに適した職域の拡大の問題あるいは職務の再設計、お年寄りに将来どういふ点に職業が向くかというような今までの上に見直しを推し進めることも大事ではないかというところでございまして、もろもろの面で六十五歳程度までの雇用、就業の場の確保と将来に向かつての定年制の引き上げの問題について総合的に判断をまいりたいと思ひております。

○五重委員 非常にいいお話をいただきましたが、強く思います。我々も企業で働いていたことがございまして、生産性というのは非常に大事でございまして、やはりこれからの問題としては、企業の社会的な責任という部分でのごういう再雇用あるいは高齢者雇用ということをごう考えていかなければいけないと思ひますので、企業に対してもより積極的にお働きかけをいただきますようにお願いを申し上げたいと思ひます。

同じく厚生大臣にお聞きをいたしますけれども、今現在年金制度、これは昭和七十年に一元化ということで一つの動きがございまして、片方では、支給年齢のこれは引き下げと言つていいのです。繰り上げ、繰り下げ、繰り上げですが、繰り上げだそうですが、この繰り上げがございまして、我々としては、ともかく定年で終わつて年金の支給が始まるのとリンクさせれば非常にいいわけとございまして、減額等の先取りもぜひお願いをしたい、こういうふうにお聞きをいたします。

そこで、両方まとめてお聞きをしますが、昭和七十年に年金制度の一元化が行われますけれども、掛金は統一的に皆同じになるのかどうか、それから財源調整をどうなさるのか、それから先ほどのいわゆる高齢者雇用との関係、この辺についてどうお考えになつておられるのか、まとめてお答えをいただきたいと思ひます。

○藤本国務大臣 厚生年金の支給開始年齢の引き上げの問題、これは申し上げるまでもないこととございまして、年金をもらつてリタイアするというのがノーマルな形でございまして、六十五歳まで年金支給開始年齢を延ばすということになれば、それまで働ける、そういう高齢者の雇用環境というものを整備していくということは極めて大事な問題でございまして、ただ、それより前に退職をするというような場合もあるわけでございまして、その場合には、繰り上げて減額年金制度というものをこれから導入して対応していく、さらには、現在ございまして在職者年金制度を改善していく、こういうようなことと対応してまいりたいと思ひておるわけでございまして。

それから、公的年金の一元化の問題、これは政

府として昭和七十年を目標に今取り組んでおるわけでございまして、この基本的な考え方は、公的年金制度の長期安定と給付と負担の公平を図る、こういうことが基本にある考え方とございまして、この考え方に基づいて今まで改革をしてまいつたわけでございまして。

それで、昭和七十年の公的年金の一元化の姿はどういうものかということになってくるわけでございまして、この問題は、年金審議会におきまして御審議、御検討いただいております段階でございまして、御審議、御検討いただくことはばかるとございまして、私個人の感じを申し上げますと、先ほど申し上げましたように給付と負担の公平化を図る、こういう見地からいいますと、今後、二階建て部分の被用者年金制度、いろいろな制度が御承知のようにございまして、この制度については歴史、沿革がそれぞれあるわけでございまして、この制度を残しながら異なった制度に共通した年金部分を創設いたしまして、その新しくできた被用者年金共通の新しい制度に被用者の皆さん方は二重加入を、国民年金に二重加入をいたしましたように、同じくこの共通した被用者年金制度に二重加入をしていただく。その場合に、給付は同じであり、負担につきましては同一負担率にするということが最も現実的な姿ではないかと、我々も考えておるわけでございまして。しかしながら、今御検討いただいております年金審議会の御意見もことしじゅうには出るわけでございまして、その結果も承りながら慎重に対応してまいらうというふうにお考えを次第でござい

ます。

○五重委員 これから国鉄の年金の財源問題がいろいろ話題になってくるかと思ひます。我々の方も国鉄共済、いわゆる鉄道共済年金というものの成り行きを大変心配をしております。再々年度以降、六十五年からまさにこの財源がショートする、こういうような形になっているのでございまして、今の年金制度の統合化等の動きもあるわけでございまして、まずその

前にこの鉄道共済について処理をしておかないと
そこまでたないということにもなるわけではござ
います。

そういう意味で運輸大臣にお聞きをいたします
けれども、年金制度の担当大臣ということになる
と大蔵大臣でございますが、鉄道関係ということ
で、まず、国鉄の共済年金のこの給付を続けてい
くために政府はどういうことを考えておられて、
いつごろからそのアクションを起こされるのか、
これについてお伺いしたいと思います。

○篠沢政府委員 鉄道共済年金の問題につきまし
て、去る十月七日、この問題を御議論いたしてい
まいりました有識者の懇談会の報告書をちょうだ
いをしておるわけでございます。その報告書の中
で、何よりもまずこの深刻な事態に対応するため
に鉄道共済年金自体の側における自助努力とい
うものを十分行なうべきだということが非常に強調
されてございます。このほか、先ほどお話しござい
ました、政府部内に別途、公的年金各制度の長期
的安定と整合性のある発展を目指す公的年金一元
化のための地ならしが進んでおりますので、それ
とのかかわり合いも認識をしていくべきだとい
う述べ方になっておるわけでございます。いずれに
いたしましても、そういう報告書をちょうだいし
ました後、鉄道共済年金に関する関係懇談会を開
催いたしました、この報告書の趣旨を最大限尊重
しながら、まず自助努力の具体策というものを早
急に検討しなければいかぬぞということ強く指
摘を受けたわけでございます。

現在、関係各省間でいろいろ相談をしながら、
できれば年末までに考えておりますが、できる
限り早急にこの自助努力の具体策というものを考
えなければならぬだろうと思っております。自助
努力の主たるポイントとしたしましては、やはり
鉄道共済の年金給付額の見直しとか、保険料率の
問題とか、それからJR各社の特別負担があり得
るか、清算事業団がどういう役割を果たし得るか
といったような諸点、もろもろでございます。
以上でございます。

○玉置委員 財源の中に国鉄の株売却というの
も考えられるわけでございますけれども、いろいろ
計算をしますと、まだできてから三年ぐらいです
か、ということ、株売却をするというよりも上
場の基準に達しないということでございますの
で、これも難しいだろう。借金を返す方にも使わ
なければいけないし、その苦しくなるころとちよ
うど時期も合致するし、こういうふうにいる
と考えておりますと大変なことがわかります。しか
し、いずれにしても円滑につないでいっていただ
くということが必要でございます。

ちよつと時間がなくなりましたので、こちらか
ら一方的に言わせていただきますけれども、JR
株も非常に期待をしているのですが、多分条件が
整わないということだと思っておりますので、財源調整
で政府の方でできるだけ御努力をいただきますよ
うにお願いだけ申し上げたいと思っております。

続きまして、本題の消費税、これは問題点がい
ろいろございまして、この問題点をクリアしない
限り導入が非常に難しいのではないかと、こういう
気がいたします。きょうはあと時間が十三分ぐら
いございせんので、そのさわりだけになります
けれども、その中で幾つか抜き出しながら政府に
答弁をいただきたい、こういうふうになります。

そこで、まずいつも問題になります転嫁の問
題、価格転嫁。

これは再三この委員会でも議論をされていまし
て、弱い立場の企業、事業者、これは日本古来の
流通の形態が非常に複雑になっておりまして、再
三申し上げますように、十五段階なり十二段階な
りという非常に多段階の企業群の寄せ集め、これ
が一つの流通形態を構成している。こういうこと
になりますと、当然その中に力関係が生じまし
て、どこか弱いところにしわ寄せをされる、へた
をすると両方からしわ寄せをされて動きがとれな
くなる、こういう可能性もあるわけではございま
す。今までの議論の中ではそういうことはないと
いうような話が再三あるようでございますが、実
際に皆さん方が一番心配をなさっているのは相手

に転嫁できないときにどうしたらいいのだろう、
こういう問題だと思います。

そこで、ひとつ公正取引委員会の梅澤さんにお
聞きをいたしますが、まず、どのようにチェック
をして、どういう法律で対応していくのか、この
辺と、それからどこに苦情を持ち込んでいけば助
けてくれるのか、それから、助けるだけじゃなく
て、後をフォローしていただかないと、忘れたと
きにまたばつさりやられますから、その辺をどう
するのか。

それから、カルテルを消費税だけに認めるとい
うお話がございしますが、このカルテルそのもの
が、一応消費税を名目にして集まりますけれど
も、実際は本来のカルテル、価格カルテルなりい
ろいろなカルテルがございしますが、そういう方面
に裏では発展をする危険があるではないかと。

それから、小売価格の中で端数がございます
ね。例えば百円のものに三%かかりますと百三
円。この百三円の三円を百円にネグレクトするの
か、あるいは百五円に上げるのか、こういうこと
が業界で決められるのかどうか。

まとめでお答えをいただきたいと思っております。

○梅澤政府委員 三つほど御質問があったと思
うのでございますが、最初の下請事業者等の問題で
ございまして、これは特別の立法措置を講ずるま
でなく、現在の独占禁止法ないし下請法によりま
して、納入業者なり下請業者が、親事業者の経済
的地位の乱用ということで、不当な買いたたきと
かあるいは一たん決めた代金を減額するというふ
うなことがございまして、これはもうたちまち独
占禁止法なり下請法の違反の問題が生ずるわけ
でございます。したがって、もちろんそれぞれ
の取引価格は合理的なネゴシエーションを通じて
形成されるものでございすけれども、その値決
めが合理的な理由が認められない場合に、今言
いました問題が生ずる。したがって、端的に消費税
に相当額を下請業者なり納入業者に背負わせるた
めに価格を買い取ったとか、あるいは今申しまし
減額等のような措置がございまして、これは端的

に法律違反の問題が生じます。実際の運用に当た
りましては、従来、中小企業庁と公正取引委員
会がこの下請事業者等の保護については連携態
をとっておりますので、もしそういう事態が発生
いたしますれば、中小企業庁なりあるいは私ども
の機関にお申し出を願えれば適正な対応がとれる
と存じます。

なお、法律が施行されました段階で、現在、下
請業者につきましては中小企業庁と連携いたしま
して定期的実態調査をいたしておりますけれども、
この価格の転嫁につきましては特別の実態調
査を行っていききたいという計画を持っております。

それから二番目は、今回の特例措置は転嫁の方
法に対する決定について独占禁止法の適用除外の
規定があるわけではございますが、本来の本体価格
と申しますか根拠のこの価格は、これはあくまで市
場の実勢に応じて事業者が判断する問題でござ
いますので、その根拠のこの部分の共同行為がご
ざいまして、これは独禁法で禁止しておるやみカ
ルテルとして法律違反の問題が生ずるわけであ
ります。したがって、私どもは、そういうことが起
こらないように共同行為の届け出が行われます段
階で事前に十分チェックをする。事業者の方の相
談に乗ったり、あるいは御注意を申し上げなが
ら、かつ、届け出後もそういうことが行われない
ようにトレースをしていかなければならないとい
うふうに考えております。

三番目の端数処理の問題でございすけれど
も、これは一般論を申し上げますと、取引の価格
なりあるいは値決めにつきまして、それぞれの商
品に際しまして取引の正常な慣行としての単位と
いうものがあるわけではございます。そういうた
いのを総合勘案いたしまして、ケース・バイ・ケ
ースということには結局なるわけではございすけ
れども、例えば四捨五入あるいは切り上げあるは
切り捨て等の端数処理について御決定になるとい
うことは合理的な範囲である限りは認められる、
こういうことではございす。

○玉置委員 あと消費税の問題として、今回はかなり事務の負担軽減をしたということでございませうけれども、一般的にお伺いをしますと、まだまだ事務口数がふえるということで懸念されている方が多いということが言えます。

それから、時間がないのでまとめて言いますけれども、課税仕入れの問題です。

これは車あるいは電気製品等輸出のウェートの高い企業におきましては、輸出代金を一応ドルで受け取るということがございます。ところが、ドルで受け取ったものを円に換金する、いわゆる為替レートでかえすということにしました場合に、ドルから円にかわっただけでその金額がまた売上げに計上される、こういうふうな消費税の計算方式になっているということになって、逆の面から見ますと、為替は非課税売上げですから、非課税売上げが計上されるわけです。だから、非課税売上げが五%を超えた場合には、消費税の計算上一括した消費税の計算ができなくなる。こういうことが一つと、計上された部分については仕入れにかかっております税額控除、いわゆる仕入れ税額を控除するわけですけれども、これが実質的には半分以上できない、こういうことになってしまふ。ですから、今まで購入をしてきたいわゆる仕入れの税額が、消費税の税額について半分以上控除できなくなる、こういう問題点があるということになります。

それから、先ほどもちよつと言いましたけれども、年間非課税売上げが総売上げの五%以下ということであれば、いわゆる一括して課税仕入れの部分で引ける、こういうことでございませうが、非常に財テクを行っている企業がふえておりまして、有価証券の売買額やあるいは受取利息、受取配当等が非課税のために五%を超える場合がある、こういう場合がたふさん出てくると思ひます。そういう意味で、非課税項目に対する見直しをするかあるいは何らかの検討が必要だと思ひます。ですから、二つ問題点があるということです。

片方は、いわゆる為替をかえた場合、ドルを円にかえた場合、これだけで非課税売上げに計上される。ですから、仕入れ控除が実質的には半分以上なつてしまふ、こういうことの問題。この二つについて、もうあと時間が二分半しかございませんで、その範囲でお答えをいただきたいと思ひます。問題点として一応提起をしておきます。

○水野(勝)政府委員 御指摘の問題は、課税売上割合を算定する際の方法の面ではないかと思ひます。確かに御指摘のような点はございませう。例えばドルを円にかえたということになりますと二重に売上げが計上される、御指摘のように、したがいまして割合が半分になつてしまふ。それは、ドルを円にかえるのも売上げにする、課税売上げにすればいいわけですが、それはそれでいいかにもおかしいということでございます。こうした点も含めまして、課税売上割合の算定のそうした限界的な部分につきましては十分検討をいたしたいと思ひます。今のドルを円にかえたというふうな場合は、これは分母、分子の売上げに入れななくてもいいのではないかと、こういうふうな方向で考えておりますが、まだ目下検討中でございます。

また、有価証券につきましては、これは本当にただ売った買ったという場合もありますし、現先取引で全く短期間に売買される場合もある。それの場合につきまして分母、分子をどのようにすべきか、この点についてもいろいろ御趣旨のような点も踏まえまして十分検討をいたしたいと思ひます。

○玉置委員 今申し上げるのに忘れておりましたけれども、手形割引がございませう。受取代金を手形でいただいた上で売上計上しました、今度は手形を割引きました、この場合も売上計上しなければいけないと思ひますが、この場合についてはいかがですか。

○水野(勝)政府委員 手形につきましては、これは確かに手形を売買という言い方もできるわけでございますけれども、要するに手形を通じた信用供与であるというふうに考えれば、その割引料を

対価としたサービスの供与である。そういったしますと、現在非課税といたしております利子の対価とする役務の提供といった部類に入れることができる。そういったしますと、手形自体、額面自体の売上げであるとか、そういうふうな方向にはしなくてもいいのではないかと。その割引料自体をもつての売上げといつたつて、しかもそれは利子類似ということなら非課税にできる。恐らく本質的な性格はそういうものであるかと思ひます。ので、手形自体を分子、分母に入れたりするといふような結果はそれによって避けられるのではないかと思っております。

○玉置委員 手形も割引いたら利息と手数料と両方含まれていきますから、これはどっちがどつちかわかりにくいので、その辺をひとまとめておいていただきたいと思います。

一応一時間という時間をいただきまして、時間が参りましたので終わりますが、リクルートの問題もいろいろ長引いていくと思ひますけれども、十分国民の納得のいくような解決をしていただきますように最後にお願いを申し上げまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○海部委員長代理 これにて玉置一弥君の質疑は終了いたしました。

次に、正森成二君。

○正森委員 それでは、私から、消費税等を中心にして質問をさせていただきます。

まず第一に、先週五日の日に我が党の工藤議員の質問に対しまして主税局長は、家計消費のうち消費税の対象に約九割前後がなるということをお答えになりました。しかし、それを前提にしたが、税収の点では、工藤議員がいろいろ根拠を示して、本当の税収増は二兆円ではなくて四兆円ぐらになるのではないかと、この指摘をしました。が、それについては納得のいくお答えがございせん。そこできょうは、時間の関係もございせんが、別の角度から、消費者物価指数の上昇の点についてお答えを願いたいと思ひます。先日の新聞を見ますと、恐らく経企庁が言つて

いるのでしようが、「税額が価格に完全転嫁される前提で一・二%の上昇と試算している。」「免税業者や免税品の存在などで〇・八%分、物品税など既存間接税の整理による減税で一%分、上昇を抑える。」という報道がございませうが、経企庁は大体そういうぐあいに考えているのですか。

○中尾国務大臣 大変詳細にわたつて今資料をいただきまして、上昇率の問題等大変に御勉強なさいたいとおもつておるということで、むしろ感謝申し上げたいと思ひます。

消費税の導入が物価に与える影響につきましては、委員も既に御承知のとおりかと思ひますが、幾つかの前提に基づきまして、さらに物品税等の廃止などを勘案いたしました試算をいづもしておりますが、全体としては消費者物価の水準を、先ほど一・二と承りましたが、一・一%程度引き上げるのではないかと、こう私も考えて見込んでおるわけでございます。

ただ、まず第一点としましては、個々の商品の価格につきましては、個々の商品ごとに需給の状況やコスト構造などが異なることがございませうから、試算が極めて困難であるという技術的な問題があるということも忘れてはならぬ。第二の問題としては、場合によつては政府が価格を統制するかのよう受け取られて、自由な取引を損ねるという嫌いもあるのではないかと、このように危険もあることから、具体的な数値を明らかにすることだけは今こでできません。よろしく。

○正森委員 総務庁に伺つておきたいと思ひます。総務庁は、消費者物価指数というものをつくりまして年報を出してやつておられます。御答弁いただいたらいいんですが、便宜、ここにございませうので私から申し上げますので、おおよそそれで間違いないければそれとおりとお答えください。総務庁の出したものをみますと、「消費者物価指数は、全国の消費者世帯(農林漁家世帯及び単身世帯を除く全世帯)が購入する各種の商品とサービスの価格を総合した物価の変動を時系列的

に測定するものである。」というようになっておりまして、大体品目としては五百四十品目ほど選んでおられるのであります。それに対してやはり一定のウエイトをかけなければいけないということで、そのウエイトを見るために全国から百六十八の市町村において毎月約八千世帯を調査していろいろなさっているということでございまして、大要、私の申ししたこと間違いないでございせんか。

○田中(宏樹)政府委員 お答えいたします。

○正森委員 そこで、私が配りした資料をもら

今般企庁長官が商品の需給等いろいろによつて変わると言われましたけれども、その商品の需給で物価が変動するのはこれはいわば当たり前のことで、今問題にしているのは、そうではないに、消費税によつてどれだけ物価が上がるかということでありまして。そういう点から見ますと、この消費者物価指数というのは、ウエイトを一万とい

まして、それに対して、例えば食料は三百幾らであるとかあるいは住宅は千幾らであるとかいうように割って振っているわけですね。

そこで、私は三つに分類いたしました。それはまず非課税品目、物品税等との調整併課品目、それから単純課税対象になる品目という分け方でありまして。これは当然そうすべきものであります。

それを見ますと、一番上の方を見ていただきますと、非課税品目のウエイトが一五・四四になっております。これは、主税局長が言いました消費税の対象品目が九割弱であるというのにはほぼ匹敵すると思うわけであります。つまり、かからないものが千五百あるわけですから、逆に引きますと八千四、五百がその対象になるということになります。

ところが、この非課税品目についても全部変動率なしかというとそれはございせん。例えば持ち家の帰属家賃という部分がございまして、これは総務庁の出したのを見ますと民間家賃に準

拠して変動するというようになっております。そうしますと、民間家賃というのはこれは間違いなしに上昇いたしますから、三%上昇させるを得ない。あるいは四番の診療料あるいは八番、九番、十番の月謝等を見ますと、これは非課税品目というところになっておりますが、医療品や医療機器には間違いなしに消費税がかかります。もちろん自由診療にはかかりません。ですから、上昇がゼロということではないので物件費を二分の一と想定いたしますと、遅かれ早かれ一・五上がるものであります。また、授業料については、これは授業料以外に点に過ぎません消費税のかかる分もございせんが、物価指数を調べてみますと入っておりませんのでこれは除きますが、しかしいづれにせよ、洋裁にしろ料理の学校にしろ物件費が要りますから、その物件費が上昇しますのでその分を月謝に転嫁しなければいけないということと、我々は控え目でありまして、その物件費をこれらについては三分の一と見ると一%上昇するということになります。こういう点を見ますと、非課税品目は一五・四四のウエイトですが、一五・四六、若干ではあります上昇させるを得ないという結論が出てまいります。

その次に、調整併課品目ということになります。これは物品税が廃止されるので大いに下がる。こういうように言われている品目でありまして。しかし、物品税が一五%なり二〇%であればそれだけ下がるかといえ、そうではありません。物品税というのは蔵出し価格にかかります。ですから、小売の方に換算いたしますと、これは小売の七割ぐらゐが蔵出し価格であるというふうに見なければなりません。結局どのぐらゐになるかといえますと、〇・七掛ける百十五分の十五というところになるわけでありまして。そこで、そういうぐらゐに計算いたしますと、この右側に丸の打つてあるところは大蔵省自身がこういうぐらゐになるというように公表されたものであります。それに基づいて私どもがここに書いております。

そうすると、例えば三十一番のテレビを見ていただきますと、物品税は一五%ですが、小売段階では五%しか下がらないこととなります。つまり、不十分な下がつたものに対して三%の消費税がかかってまた上がるわけですから、それを計算するとそういうぐらゐになります。これは大蔵省自身が認めております。あるいは十三番の電気冷蔵庫を見ますと、二〇%ですが、これは七%下がらなければならないこととなります。こういうことで私どもは順次計算してまいります。

そのほかに、御参考のために申し上げますと、物品税の中には免税点があるものがあります。例えば十一番のガスストーブを見ていただきます。これは二万三千円以下が免税点になっております。庶民の買うガスストーブはほとんど二万三千円を超えるものがあるから、これはもう消費税がかかる。三%値上りでありまして、あるいは八番のガス代を見ていただきますと、ガス税は免税点が一萬二千円で、免税点になる家庭が九十%になつております。それが全部三%かかりますから、ほとんど三%上がることになります。電気は五%ですが、免税点が三千六百円で、適用家庭は四十%であります。これはほぼ二%下がる。四番の洗濯機を見ていただきます。これはほぼ二%下がる。そういうように比較的政府側にも肩を持つてこういう試算をしているわけでありまして。

その次に、特異な例を挙げますと、二十一番の洋服だんすを見ていただきます。これは内装桐張りの場合には物品税が非課税で、たしか田中内閣のときにそうだったと思ひますが、そういう点がございまして、残念ながら三%丸々かかります。あるいは免税点が八万七千円という二十二番の食卓、二十三番の食堂セット、三十六番の学習机などを見ますと、製造段階で八万七千円の免税です。小売段階では間違いなしに十万円を超えます。我々庶民で学習机を十万円以上子供に買つてやるといふような者はございせんから、これは間違いなしにそんなに下がらないということと、

ういう数字にしているわけでございます。以上のようなやり方で計算しておりますが、それ以外に若干説明いたしますと、例えばカーベツトというのは、これは一平方メートル当たり九千円、これは二十五番であります。免税ということになっております。そうすると、六畳で換算しますと九万円でありまして。カーベツトというのは、念のために申し上げておきますが、じゅうたんではありません。庶民の敷くカーベツトはカーベツトに入るわけでありまして。ペルシャ製のじゅうたんならこれは何十万円とするとしようが、庶民が買う六畳部屋のカーベツトというのは九万円もするものはめつたにございせんから、これは全部消費税がかかってくるということになります。

そのほか、特異なものでは三十番のガソリンと九番の灯油があります。これは今のところ石油税はリッター当たり一円三十銭かかっております。今度の税制改革なりせば、来年三月には特例が外れてこれは全部なくなるべきものであります。ところが、今度の消費税ではそれをなくさずに、今まで米沢委員その他が触れになりましたようにタックス・オン・タックスで、タックスの上にまた三%かかるということになります。残念ながら灯油の場合は四・〇二%で三%以上上がり、ガソリンの場合は四・一八%でこれまた消費税以上に上がる。税率が微妙に違ひますのは、もとの数字が違ひますからそれを振り戻したときに若干のずれがあるというところでございせん。若干のずれがあるというところでございせん。四十七番のたばこは変わりません。

いわけてあります。これが総務庁などが長年かかってやってきた、一万の点数を挙げて五百四十の品目を挙げてやっているのに基づいて我々が計算した冷静な数字であります。もちろん我々の調べ方にもいろいろ誤差はあり得ると思います。しかし、仮に一割誤差があったとしても二・一二が一・九になるだけで、政府の一・一というようなことには絶対なるわけがありません。そうでしょう。それについて、経企庁なりなんなりしかるべきところの答弁を求めます。

○勝村政府委員 お答え申し上げます。

この資料をつい先ほど拝見したばかりでございますのでまだ細かく検討しておりませんが、拝見しました上で、二、三、問題点あるいは我々の計算と差が出る大きな要因ではないかと思ひます。とを御説明させていただきたいと思ひます。

全体の計算の趣旨は先ほど大臣から御説明したとおりでございますが、この計算で一つ我々の計算と違ひますのは、一番下に単純課税対象、つまり非課税品目あるいは物品税対象以外のものは一律に三・三上がるという計算をなすっております。ところが、我々の計算は実はこういう積み上げではございませんで、産業連関表というもののから産業間の価格の波及効果を計算できますが、そういう手法を用ひまして、例えば電気税、ガス税が下がるわけでございますが、それが中間段階の資材の価格にマイナスの作用をしていくだろう。それは一つの例でございますが、そういう中間段階の価格も同時に下がっていくものがある。それが最終段階にどういふふうな波及をしていくかという点をそういう形で計算をいたしている点が一つ違うのではないだろうかと思ひます。

○正森委員 今経企庁は重大な答弁をしましたね。あなたは産業連関表を根拠に言うのですか。我々は産業連関表で随分勉強しましたけれども、大蔵省は産業連関表を使わないのですよ。そして、国内企業統計から法人の付加価値からやっていると、国は産業連関表を使わないのです。我々は、産業連関表を使えばこれは国民経済計算なども一緒になつてく

るからその方がずっと正確だ。その中の付加価値からいろいろ考へていくということ、例えば日経データバンクもそういうふうにあつておる。あるいは静岡大学もそういうふうにあつておる。ということ、それと産業連関表でやるのですか。産業連関表でやるなら、大蔵省とは違ひ、これから次の段階で私は産業連関表をもとに質問するけれども、そういうようなことをいふなりここで言い出すのはおかしいじゃないですか。

○勝村政府委員 大蔵省の答弁がどういふものであつたか、今細かく記憶しておりませんが、恐らくそれは税収の方の推計をお答えしたのであらうと思ひます。これはあくまで物価指数への影響を計算したものでございまして、そういう意味では私が答えたのとおりでございます。

○正森委員 我々が大蔵省を呼び経企庁を呼んで何遍聞いても、税収が二兆円ふえる、付加価値は百八十一兆だ、二兆を百八十一で割れば一・一だと、簡単に言へばです。そういうことで経企庁を幾ら詰めても、大蔵省と一緒にございまして言つていたじゃないですか。そういうことを言つていて、今度は産業連関表で別のやり方でやるなんて言つて、それじゃあれですか、総務庁、せつかくあなた方が毎年毎年、消費者物価指数というので一万点これを挙げてその比重をやつておるの、全く使えないのですか。これをものとこれからもどれだけ上がるかということをやつての当たり前じゃないですか。そして、今まで言つたこともない産業連関表という言葉を突如出して。一方では国内企業統計から積み上げたと言ひ、一方では産業連関表を出して。全く整合がないじゃないですか。ですから、私もこういう計算は信用できない。

だから結局、消費者物価も一・一上がると言うけれども、我々の計算では間違ひなしに二・一上がる。誤差が一〇%や一五%あつてもせいぜい一・八か一・九になるだけだ。我々のこの計算は、産業連関表でやつておる日経の物価上昇が一・八になるといふのとほぼ合致しているのです。いい

ですか。ですから、産業連関表だけを持ち出して、産業連関表でやれば一・八上がるというのがあるのです。この前大蔵省の主税局長が中小企業に対する対象を引いていないということを言ひましたが、あなた方が当委員会に配つたものでも中小企業の影響する付加価値は十四兆じやないですか。そうすると、税収ではせいぜい四千億じやないですか。百八十一兆の付加価値から見たら七割に満たないじゃないですか。だから、それでこの消費者の変動を、中小企業の点を見ていないからといつて一挙に二・一を一・一にするのはできないのです。

私は、時間の関係で、私の主張に十分お答え願つたとは思ひませんが、総務庁、経企庁にお願いしたいと思ひます。きょうは時間がございますが、十分にお調べ願つた上で私の部屋に御見解を知らせていただきたいと思います。それに基づいてまた改めて、答弁要るなら答弁してごらん下さい、今のような答弁しかできないんでしようが、今のような答弁しかできないんでしよう。それ以上には何か言えるのですか。

○勝村政府委員 先ほど続けましてもう一点御説明しようと思つたのでございまして、とぎれてしまひましたので……

もう一点は、この我々の計算では税負担の増加分だけが価格に転嫁されるという前提で計算をいたしてございまして、したがひまして、免税業者等の税負担がやや低い、自己のマージンについての税率が軽減されるということをやや低いわけでございますが、それは価格に転嫁をしないという前提で計算をいたしております。この前提がどうかという点はまた御議論いろいろあらうかと存じますが、そういう点がもう一点ございまして、それから、この表を拝見いたしましたもう一つ細かいことを申しますと、我々の計算では石油税の影響などはこの計算からは除いてございまして、そういう点はあるいは少し低くなるのではな

いか。(正森委員)どうして除くのですかと呼ぶ。これは直接の消費税の価格への影響ということで

はございせんので、計算には入れてございませ

○正森委員 今重大な答弁をしたのですが、それに絡んで質問をしていきたいと思ひます。

今まで個別間接税の増税が、酒、たばこにして物品税にしましてもございまして。これらは全部消費者物価を上昇させるわけでございますが、これを民間給与引き上げ要因から除いて、これは税金だからカウントしないというふうなことで人事院の給与改定を行つてきましたか。

○中島政府委員 お答えいたします。

私たちは公務員の給与を勧告するに当たりましては、いろいろな制度改正に伴つて変動する経済諸要因というものが民間賃金に影響を与えているだろう、その民間賃金というものを調査いたしまして、公務員の賃金のあり方について勧告いたしております。

○正森委員 そのとおりですね。この人事院の年次報告にもそう書いてあります。つまり、こういうふうな個別間接税や酒、たばこというふうな物価に關係するものが増税になつて上がりますと、それは当然消費者物価に反映される。消費者物価指数も変わつてくる。そうすると民間の給与は上がる。民間準拠ですから、それに基づいて人事院の勧告も変わるといふふうになつてきたわけでありまして。

そうすると、今回の場合、消費税は別ですか。ここに十年前の一般消費税のときに、「経済人」という雑誌があります。昭和五十三年十月号です。当時大蔵省大臣官房審議官の伊藤田敏雄君、これはその後国税庁の次長になりました。この人が論文を書き、講演をいたしまして、こう言つております。「基本的な問題の二番目は、一般消費税を導入した場合の物価への影響です。一番簡単な例として、あらゆる小売の売上げに対して五%の一般消費税を新たに課すると、物価は五%上がります。これは物価が上がつたといふのではなく、増税の反映そのものであり、言いかえれば増

税そのものです。確かに皆さんの可処分所得は実質的には五％少なくなります。しかしそれが増税なんですから、それは仕方がない。そうだからといって、皆さんの給料を五％上げてくれという要求が出てくると、ぐるぐる回りして、経済全体として見ると増税の効果がなくなってしまうということなんです。こう言っております。つまり大蔵省は、一般消費税、あるいは今回は消費税と名前を変えましたが、それで物価が上げられれば、これは増税なんだから我慢してもらおうという仕方がない。そうだからといって賃上げをされては困るというのが大蔵省の考え方でありまして、これは実に重大な考え方であると言わなければなりません。

大蔵大臣、あなたは三月二十六日に、我が党の神谷議員が質問をいたしました。「そのような一般消費税と同時にどのような税制改正が行われるか、どういふことの環であるかにもかかると思います」という答弁をされております。これは議事録に書いてあるから間違いはありません。そうすると、三月段階では今の消費税というものは出てきておりませんでした、この国会では消費税も出てきた、あるいは所得税、法人税、いろいろなものも出てきました。全体像がわかっていくわけでありまして、現在ではどうお考えですか。現在もこの伊藤田さんの見解と同じですか。

○宮澤内閣大臣 先ほど伺っております、結局産業連関表の話になるのかと思っておりますけれども、例えば電気税がなくなる、ガス税がなくなる、それが生産のコストに必ず影響すると思っております。車の税金が安くなるのもそうでございますから。そういう物価を下げる要素があるように思いますが、ネットで二兆四千億円の減税ということ、それは国民経済的にはやはり、これはいろいろ御議論のあるところでございますが、法人税を含めまして、そういういい影響があるのじゃないかというのを申し上げたいと思っております。

それから、今のことは結局、人事院が勧告をされるされないということは、民間の給与との開きについてされるわけでございますので、私、詳しく

いことは存じませんし申しましたら僭越ですが、ですから、何の原因にせよ民間給与との較差が生じましたときには勧告をなさるというふうに私は承知しているのをごさいますか……。

○正森委員 今の産業連関表の電気の点について申し上げますと、確かに産業連関表で計算した幾つかの例の中には下げていく部分もあります。しかし同時に、法律によりまして、主要な産業は今のところ全部電気税を免除されているのです。私はその電気税の関係を免したけれども、電気をたくさん使う産業は全部と言っていいくらい今まで電気税を免除されているのです。ですから、一部の学者がそれを十分に考えないで全部カットされているという数字は我々は誤りであるというところを、実際に研究して知っております。ですから、今経企庁がいろいろなことを言いましたが、それがもし一部の大学の教授の数字を念頭に置いておられるなら、それは必ずしも正確な数字ではないということをお願いしておきたいと思っております。

そこで、人事院総裁に伺いますけれども、大蔵大臣から今のようなお話があったのですけれども、私は、民間の労働者は物価上昇があればそれに対して自分の労働力の値打ちを維持するために賃上げを要求するであろうと思っております。そのときにも、この伊藤田見解のように、これは消費税で上がったのだからカウントしないのは当然だという考え方をとりまして、一体、消費税による物価上昇分はどれくらいであるかということにだれが有権的に判断するかどうか、経企庁がやるのです。大蔵省がやるのですか、経企庁がやるのですか。それともこの消費者物価指数をつくっている総務庁がやるのですか。それとも給料の点は人事院だから人事院がやるのですか。いろいろな問題が起こってきます。また、もし人事院がそれを他の官庁に任せるといふようなことになれば、人事院勧告というものは争議権を奪われた代償として公務員に与えられているものです。ところが、その判断が人事院から取り上げられて大蔵省へ行くこと

いうことになれば、人事院の存在価値はなくなると言つても言い過ぎではありません。ですから、人事院はいかなることにせよ民間の給与が上がるならば、我々は、民間の労働者は消費税で物価が上れば必然的に現在の生活を維持するために賃上げを要求するであろうと思っております。そうすれば、それに民間準拠して、この年次報告書は読みません、そういう趣旨のことがちゃんと書いてあります、今後人事院勧告をなさると理解してよろしいでしょうか。明確にお答えください。

○内海倫政府委員 私どもは、在来、長い間にわたって、給与がどういふふうにか決まってきたか、それに基づく勧告をしてきております。その基本的な考え方は、民間給与に準拠する。そのためには、民間給与というものがどのようなものであるかということ極めて精細に調査をし、そして資料を整えて、公務員給与というもののバランスをとってきたわけでございます。この考え方については今後においてもいさかきも変えるべきものではなからう、私はそういうふうにか考えております。

○正森委員 大蔵大臣は今の人事院の答弁とほぼ同じ趣旨を先ほど申されました。総理に伺います。総理にもそういうぐあいに私が確認させていただいてよろしうございませうか。

○竹下内閣総理大臣 人事院総裁の答弁は、そのとおりであると思っております。

○正森委員 それでは、次に移りたいと思っております。そうだとしますと、自治大臣、私が配りました資料の二枚目をごらんになってください。これは、消費税導入によつて地方財政にどれだけの影響が出るかということ試算したものであります。時間がございますので詳しい説明は省きますが、上から見ていただきますと、昭和六十四年として、一次的影響というのは物件費であります。都道府県が三千億余り、市町村が三千五百二十

億、総計六千六百十九億になります。これは自治省が提出しておられる資料でも約六千億と見ておられますから、ほぼ間違いのない数字でありまして、これは説明資料の3の箇所を見ていただきますと、都道府県の物件費、維持補修費、普通建設費、災害復旧費、この中から普通建設費に含まれる用地費の控除率正率〇・八七三を引いたものであります。つまり土地取得には消費税がかかるから、これを引かなければなりません。そうしますと、こういう数字が出てきて、消費税負担がどれくらいになるかということが計算できるわけでありまして、あなたの方の数字と大きく変わらな

いということがおわかり願えると思っております。しかし、問題は二次的影響であります。二次的影響というのは、ここにあります人件費と扶助費と失対費であります。扶助費というのは、竹下総理のこれまでの御答弁によりまして、保護を必要とする人には、これは物価上昇プラスアルファということであるという手当てをしますと言っております。また、今の人事院総裁の答弁によりまして、人件費も消費者物価の上昇によつて、これは民間が上げれば公務員も上げざるを得ないということになります。

我々は、自分たちの計算では二％と思っておりますが、政府が一・一と言っておりますから、少な目に見て一％として計算しました。それでもこの二次的影響は、都道府県で千四百五十三億円、市町村で千五百五十五億円、二千五百六十八億円になります。我々の二％と見ると、これは五千億になります。そうしますと、一次的影響と二次的影響を合わせると、一番上、九千八百八十七億円が昭和六十四年度の歳出増、六十五年に直すと九千六百十億円であります。国が物件費だけで三千四百億、そのほか措置費だとか生活保護とかいろいろなものの上昇を見ると七千億になるといふことは、消費税を導入する直前に主計局長等が総理の御自宅に直訴までして、三％ではだめだ、五％でないと赤字になって財政再建ができないと言ってきたし、同僚委員の質問の中でも認めました。そ

うすると、七千億プラス九千億余りすると一兆六千億以上が財政支出で失われることになるじゃないですか。歳入増は二兆円あると言いますが、残るところは三千数百億円しかないじゃないですか。もし二%影響が出ると見ると、全部増収効果が失われてしまうんじゃないですか。大蔵大臣、そういうぐあいになれば、これは必然的に近い将来に税率アップ、そして増収ということが大蔵当局としては考えざるを得ない、そういう冷厳な数字がここから出てくるんじゃないですか。そのためにも私は人事院総裁に聞いたのです。御答弁願います。

○津田政府委員 地方財政の歳出にこの消費税がどのように影響になるかということでも御答弁を申し上げます、私どもの計算では、六十四年度はこれから財政計画をどうつくるかの問題がございますので、六十三年度地方財政計画ベースでやりますと六千億程度かかる、このようにかかっております。ただし、これは次のことにも関連するわけでございますが、公共事業関係、例えば百万円の工事をやりますと三万円になる。そうすると、二分の一の補助率の場合には補助金をもらわなければいけません。これも三%分、要するに補助率の三%分というものをもらわなければならぬ。これは今後の予算編成で大蔵省と折衝してまいるわけでございますが、私どもとしては、そういうような歳入面、国庫補助金を中心としたしまして千四百億円の収入がある、差し引き六千億マイナス千四百億、こういうようなことが実負担かと思えます。

それから、先生の計算された資料で若干コメントを申し上げます、人件費の問題、先ほど来議論があるところでございますが、それを除きまして決算ベースで計算しておるわけでございますが、これは都道府県、市町村の特に大きな普通建設費につきましては、県の出す市町村補助金、市町村に対する補助金、これはダブル計上になっております。先ほどの国庫補助金と同じような問題がございますので、若干歳出ベース、歳出と歳入

を両方考えていかなければならない、かように考えております。

○正森委員 今の答弁のうち千四百億円というのは、土曜日ですか、私どもがいたいた資料の中には書いてございまして、それは私も検討して千四百億円、こういうぐあいに重複分があるというように言うているなというところは承知しております。しかし、それにしても非常に大きな額なんです。ですから、私どもはこういう地方財政への、あるいは国の財政でもそうですが、支出増の問題については今から十年前、大平内閣のときにも、それは非常に考慮しなければならぬ問題であるという御答弁をなさった経緯があります。私どもは、そういうことが消費税という税制を導入する場合の非常に大きな問題点である。しかも今回の場合は三%という税率ですから、それでは増収の効果がほとんど失われて、必ず近い将来に――竹下内閣の間は税率を変えないと御明言になりましたが、その竹下内閣のおつきになる期間は、この税収の困難な状況から見ますとそれほど長くはたないだろうというように思わざるを得ないので、税収から見ますと、そうでなければあな方、政府当局者の立場から見ても税収が整合性を持たなくなってくる。だから、必ず税率アップにならざるを得ない。だから、将来税率アップをすることを見越さなければならぬというふうな税制は導入できないということになるのではないかとこの懸念を申し上げておきたいと思えます。

時間の関係で次に移りますが、新聞報道によりますと、競り取引には消費税は落札価格の三%を上乗せすると書いてあります。あるいは再販価格は税込み定価を認める、これは免税業者も含むというふうになっておりますが、そういうことですか。

○梅澤政府委員 御質問が二つあったわけでございますけれども、後者の方は私の所管でございまして、再販価格の問題でございまして、

再販価格につきましては、御承知のとおり独占禁止法でいけば特別の制度といたしまして著作

物、それから化粧品、医薬品について認められておる制度であるわけでございますが、この再販価格というものは、今さら申すまでもございせんけれども、ある一つの商品が個々にはいろいろコストが違ふ場合も当然考えられるし、末端の事業者の利益率も非常に違ふわけでございまして、いざ同じ商品につきましてメーカーが統一の価格を指定することができるといふ独占禁止法で認められている唯一の再販価格制度であるわけでございまして。ただ、この場合においても消費者の利益を不当に侵してはならないという条件がついているわけでございまして。

そこで、問題は、今回再販価格の対象になる商品につきまして、税率相当分、仮に三%の価格をメーカーが設定をいたしましてそれを末端の事業者に示した場合に、消費者の利益を不当に害することになるかどうかという判断の問題だろうと思ふのです。もちろんメーカーが課税事業者と免税事業者について値づけを区分するというのもできるわけでございまして、仮にそういう区分なく統一に価格を指定した場合どうなのか。免税事業者の場合も仕入れ部分についての消費税を負担しておるわけでございまして。したがって、そういう仕入れ段階での税負担を一体どう考えるのか。それから、今申しましたように、課税事業者と免税事業者について値決めを区分することはもちろん差し支えございせんけれども、仮にそういうことをやった場合に、メーカーの方で発送とかあるいは搬送、それから課税事業者であるか免税事業者の仕分けをするとか、いろいろな点を考えますとそれなりにコストブッシュ要因になるというところも考えられるわけであります。したがって、あくまで三%以上の再販価格の引き上げを行いますとこれは独占禁止法に触れることになりまして、一律に課税事業者、免税事業者を問わず三%の価格を設定したとしても、私は消費者の利益を不当に害するというふうに見えるべきではないのだろうというふうに見えるわけでございまして。

○水野(勝)政府委員 競り、公共工事等につきましては、関係者におきましてその扱いが検討されておると聞いておるわけでございまして。例えば、競り取引につきましては落札価格に一律三%上乗せする方向で検討されていると伺っているわけでございまして、これは売り手が買い手に対しまして直接転嫁について交渉を行う機会がないといった特殊性、それから、大量の取引をさばく上で課税生産者と免税業者との出荷物を分けて取り扱うということとは実務上極めて困難でございまして、かえってコストが上昇するといった問題、そういう問題点を踏まえましていただいたような方向で検討されていると伺っております。ところで、御答弁がございました。公共工事等の入札方式につきましても、税抜きの価格を入札書に記載してもらいつつ契約金額は三%を乗せた方法で検討がなされている、こうしたことができないかどうかということ関係者の間で検討がされていると伺っております。ところで、

○佐藤国務大臣 今競り取引のことで大蔵側から答弁がございました。このことに関連をいたしまして、特に農水産物については競り取引という場面が多いのでございまして、これは重大というほどではございませんが、相当各方面に関心を持たれておるところでございまして、私からもやはり一言言っておかねばなりません。ただいま大蔵側の政府委員が申し上げたとおりでございまして、今調整中でございます。

○正森委員 今農林水産省等から資料をもう入手しておりますので、時間の関係で申し上げますと、競りの入札金額というのは案外大きくて、中央、地方合計しますと、青果が二兆七千億ぐらい、水産が中央、地方で二兆円を超え、食肉が四千六百億、それから花卉が二千九百億、全部で五兆五千億をはるかに超えるのです。それから書籍、雑誌、これが一兆七千億ぐらい。それからまた化粧品と医薬品、これは公取と通産では数字が違いますが、公取が所管ですから公取の数字をとりましますと、合わせて三千七百七十億余りということにな

ります。

そこで、私は伺いたいのですけれども、価格転嫁、転嫁と言ふのもいいけれども、また我々は農民の利益を守らなければなりませんから、仕入れにかかった値段は、もちろん仕入れ税額は転嫁しなければなりません。しかし、同時に消費税以上のものを消費者は負担せられるわけはない。ところが、例えば農水大臣、農水関係の競りというのはいくら漁業あるいは農業ですね。これは、大蔵省からいた数字がございますけれども、大体中小企業が圧倒的に多いですね。ここでその比率は、これだけ詳しくございますけれども一々申しません、ですけども、他の企業よりは大きいのです。そうしますと、大部分は免税業者、少なくとも五億円以下の売上高のところが多いですね。書籍でもそうです。そうしますと、これらの業者は、仕入れは確かに税額がかかるからその部分は転嫁しなければならぬけれども、付加価値については消費税はゼロかあるいは簡易課税方式をとりますと〇・六でいいのですよ。ゼロか〇・六なのに三%の転嫁を国が公権的に認めるといふことになれば、これは不当に値段を転嫁する、値段そのものを転嫁する、不当な利益を得るといふことになるのではないですか。特に競りだとか再販価格といふことになれば、本来独禁法に例外を設けてカルテルをつくって、それでやっとなら認められるというものを、カルテルもつくらないで国がこういうことにしろと言つて国が代行することになる。しかもその内容は、不当に消費税以上の値段を上げてよろしいという内容になる。こんな不公平なことがありませんか。すべての税金の中で、初めからこんな不公平なことを前提にしている税制なんではないんじやないですか。あなた方は転嫁、転嫁と言ふけれども、本当に税を負担する、消費税の立場に立つて公正な税の負担といふことを考えておられるのでしょうか。

○水野(勝)政府委員 このような消費税を設けるに当たりましては、やはり零細小規模事業者につ

きましては特例を認めるということとはこの国の例でもあるようございいますし、特に我が国のようにこうした税を初めてお願いをするという立法例に当たりましては、そこはやはり特段に配慮をする必要がある。そういうことからいたしますと、こうした税の仕組みの精緻さというものはある程度はそこは目をつぶり、円滑な事業者の御協力を得るという意味におきましてそこはある程度の精緻さは犠牲にいたしておるということとは否定できないこととございいます。しかしながら、三千万といふ五億円と申しまして、事業者の数としてはある程度の数がございまして、売上高なり付加価値のウェイトなりからすれば、全体としてのウェイトは経済全体の規模からいたしますればそれほど大きくはならないということから、それが全体として適当でない結果を生むというほどのものではない。やはりそうした事業者でございしても、自分は免税業者でございまして仕入れ税額は乗っているわけですから、その本来の業者の方のマージン分の税額分というものはそれほど大きなものでもございせんので、そこはあえて国としても納めていただく必要はない、免税といふたしということとございいます。

○正森委員 私は、中小業者の利益は守らなければならぬと思ひます。しかし、それは消費者の利益と矛盾しないような方法で守らなければならぬんじゃないですか。今あなたがいきなりお答えになったように、若干の不正義には目をつぶるという意味のことを言われましたけれども、初めから政府委員が不正義という意味のことを言わなければならぬような税制……(竹下内閣総理大臣「精緻と言つたのです」と呼ぶ)精緻ですか、失礼しました、ちよつと耳を聞き損じましたので、精緻。精緻というやうな、そういう表現をされましたけれども、そういうやうな税制をつくるということは非常に問題があり、中小業者の利益は別の方法で守られなければならないというように思ひます。

そこで、公取がおられますので伺ひますが、こ

の消費税法案では、第三十条で、附則をこれまでの第一条として「附則に次の一条を加える。」というようになっております。これを見ますと、「消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為」とあるいは「表示の方法の決定に係る共同行為」というものが認められることになっております。いろいろ議論がございまして、その中で、これは中小事業者が三分の二以上原則として参加していないければならない、こうなつておる。ところが、中小企業の定義を見ますと、第二項の一号を見ますと「工業、鉱業、運送業その他の業種」として「次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。」になつております。その次を見ますと、「小売業又はサービス業」で「次号の政令で定める業種を除く。」になつております。そして結局第三号を見ますと、「資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの」となつております。これでわかりますか。我々国会はわからないじゃないですか。これでわかるという人がもしこの委員の中におられれば、それは出てきていただきたいと思ひますね。あなたはそれは政令を知っているかもしれないけれども、知つていない我々はわからないじゃないですか。だから、我々はそういう政令を早く出してくれといふことを言ひまして、政令は全部で四百四十六、政令四百三十四、大蔵省令本則で十、大蔵大臣の定めるもの別表二といふことで、全部で四百四十六といふことになつております。これは……(百四十一「百四十一」と呼ぶ者あり)いや、我々の計算では四百四十六です。あるいは百四十一といふ場合もあり得ますけれども、いずれにせよ、百四十六であつても百四十一であつても大同小異で、三けたの数であるといふことは間違ひないです。百四十六と百四十一といふのは違ひますけれども、数え方によつてどうでもなる。そして、大事な独

断法だつて中小業者の規定がわからないというよ

うなものを国会に出してきて、政令はまだ出さな

いで、これで質問ができますか。これが去年だつ

たら、これで完全にまとつたんですね。それぐら

いのものですよ。公正取引委員会、わかつてい

ののですか。

○糸田政府委員 独占禁止法関係の政令について

申し上げたいと思ひます。

確かに、先生おっしゃいますとおり、中小企業

者の定義につきまして政令がございますけれども、

もともと中小企業者の定義は中小企業基本法

等に明記されておるところでございまして、私ども

もこの法案では、中小企業基本法等の定義に倣

まして、一号と二号をそのとおり書いておるこ

ろでございまして。ただ、最近の立法例などによ

りますと、業種によりましてはいわばその実態に即

するといふ格好で、資本金の額あるいは出資の総額

あるいは従業員の数といふことに基づきまして特例

を政令で定めるといった格好になつておりました

のでございまして、いわばそれに倣ひましてそ

ういつた政令をこの法律によつて定めることをお

願ひしているという趣旨でございまして。

○正森委員 今、何にせよ、私が質問してもその

政令については細かいお答えが願ひできなかった。

といふことになれば、一番我々が関心のある独禁

法の問題についても、一体言つておられる中小業者

といふのはどういふことかすらわからない。しか

も、中小業者が集まつてカルテルをやるのに、そ

の中小業者といふのは免税かあるいは〇・六%が

適用になる人が大部分じゃないですか。しかし、

大企業が入つてくると、大企業は絶対〇・六では

転嫁が十分だから三%を主張するのは決まつて

います。そうすると、どうしても三%といふこと

になるんじゃないですか。ここでも消費者の利益

を守るべき公正取引委員会が、カルテルといふこ

とで大企業の利益を守るといふことに必然的にな

るんじゃないですか。私はそのことを指摘して次

の問題に移りたいと思ひます。

リクルートの問題について伺ひます。——答弁

○梅澤政府委員 今回の中小企業に認められます転嫁の方法につきましては、確かに、ただいま政府から提案されている附則三十条で三分の二以上中小企業が含まれている場合に対象にするとなつておるわけでございます。これはいつかの機会にもお話し申し上げたかと思ひますけれども、今典型的な中小企業の団体といたしまして商工組合がございます。この商工組合の規定が、まさに構成員は三分の二以上中小企業であれば中小企業の商工組合として国が制度上各種の取り扱いをするという事になっておりました。これは恐らくそんなくいたしますに、業種にもよると思ひますけれども、実際上は大企業と中小企業が混在しておりました。本来保護を受けるべき中小企業の共同行為につきまして、そういった大企業を除外した場合に今回の政策が意図しております中小企業の価格形成力を補強するという機能が發揮できないだろう、そういう観点から提案されておるわけでございます。

○正森委員 時間の関係でリクルートの問題に移りたいと思ひますが、高石文部事務次官の問題についてまず伺ひます。

高石文部事務次官は、報道によりますと――元です。高石氏は、大学審議会委員、これを決めますときに、初めに短大の学長を入れるはずだった、かわりに江副氏の名前が記入されていたので、大臣は、短大がないじゃないか、大学改革がテーマなんだから短大が入っていた方がいいじゃないかと指摘したら、高石氏は、確かに大学改革がテーマですが、短大は余り関係ありませんと押し切った、こう言われております。あるいは、短大の学長で内定していた人がいる、関西方面の人だそうですが、そうすると高石氏が来て、官邸筋からの話で江副氏にかえてほしいと申し出て、結局、江副氏が委員に選ばれたというようになっております。

そうなりますと、これは職務権限が単にあつたとかなかつたとかいうだけでなしに、あつたのもちろんですが、それをまことに行使して江副氏に

有利なように計らつたことになるんじゃないやないですか、文部省。

○加戸政府委員 ただいま先生が指摘されたような事実は存在いたしません。

○正森委員 何かよくわからない答弁でしたが、時間が参りましたので最後に一間だけ申し上げたいと思ひます。

総理、昨年の五月三十日に総理は御自分の後援会づくりで岩手県へおいでになつたものではありませんか。そして、その後援会づくりをなさいました後、翌日にメイプルカントリー倶楽部で県会議員その他とゴルフをなさり、その後ヘリコプターで東京へお帰りになつたということがあつたのではございませんでしょうか。そして、我々が調べているところによりますと、そこには本来江副氏自身もおいでになる予定だつた。ところが、数日前に急遽取り消されたので江副氏はゴルフ等には参加しなかつたということでございます。

そういう事実についてお伺ひすると同時に、このリクルート問題というのはこれだけ大きな問題になりまして、総理は四つの観点で正したい、あるいは対処したいと言われておりますけれども、内閣の問題、御自分の問題としてお考え願ひなければならぬ、そうでなければ国民が税制審議に納得しない問題でございます。

そこで、こういう問題について最後にお伺ひいたしまして、ちょうど時間が参りましたので私の質問は終わらしていただきます。

○竹下内閣総理大臣 私の個人後援会でございすから、当時幹事長でございましたが、まさに個人の資格で、国会が終わつた数日後でございましたが、岩手県へ参りましたことは事実でございます。その翌日でございました、ゴルフをしたことも事実でございます。これらをアレンジしたものはすべて、いつものことでございますが、長期政策総合懇話会という会でございすけれども、その岩手支部の方でアレンジしてもらつたということでございます。

○正森委員 江副氏はおられませんでしたか、失

礼でございますが。

○竹下内閣総理大臣 いらつしやいませんでした。

○正森委員 終わります。

○海部委員長代理 これにて正森成二君の質疑は終了いたしました。

次回は、明八日火曜日午前十時より公聴会、午後零時三十分理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時七分散会

税制問題等に関する調査特別委員會議録第十二号中正誤	
ページ段行 誤	正
元 三 約五百五十五億	約四百五十五億
同 第十七号中正誤	
ページ段行 誤	正
三 二 云 非常と	非常に